

厚真町地域防災計画



厚真町防災会議

平成28年2月

◆ 厚 真 町 地 域 防 災 計 画 目 次 ◆

第1章	総 則 ・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第1節	計画策定の目的・・・・・・・・	1
第2節	計画の構成・・・・・・・・	1
第3節	計画の効果的推進・・・・・・・・	2
第4節	用語の定義・・・・・・・・	2
第5節	計画の修正要領・・・・・・・・	2
第6節	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱・・・・・・・・	3
第7節	住民の責務・・・・・・・・	8
1	町民の責務・・・・・・・・	8
2	事業所の責務・・・・・・・・	9
第2章	厚真町の地勢と災害の概要 ・・・・・・・・	10
第1節	自然的条件・・・・・・・・	10
1	位置及び地勢・気候・・・・・・・・	10
第3章	防災組織 ・・・・・・・・	11
第1節	防災会議・・・・・・・・	11
1	防災会議の組織・・・・・・・・	12
2	防災会議の運営・・・・・・・・	12
第2節	災害対策本部・・・・・・・・	13
1	厚真町災害対策本部組織・・・・・・・・	13
2	災害対策本部の設置基準、廃止の時期及び公表・・・・・・・・	20
3	非常配備体制・・・・・・・・	20
4	被害状況の報告要領・・・・・・・・	22
第3節	本部以外の防災関係機関の協力・・・・・・・・	22
1	警察官に対する協力要請・・・・・・・・	22
2	自衛隊に対する協力要請・・・・・・・・	22
3	防災会議構成機関に対する協力要請・・・・・・・・	23
4	住民組織等に対する協力要請・・・・・・・・	23
第4章	災害予防計画 ・・・・・・・・	27
第1節	水防計画・・・・・・・・	27
1	水防組織・・・・・・・・	27
2	水防信号・・・・・・・・	28
3	水防活動・・・・・・・・	28
第2節	消防計画・・・・・・・・	29
1	消防機関の組織及び消防職（団）員の配置・・・・・・・・	29

2	火災予防計画	29
3	火災警報及び伝達計画	30
4	招集計画	32
5	出動及び引揚計画	32
6	救急計画	33
第3節	雪害予防計画	33
第4節	建築物災害予防計画	34
1	予防対策	34
第5節	災害時要配慮者対策計画	34
1	安全対策	34
2	社会福祉施設の対策	35
3	援助活動	36
4	外国人に対する対策	36
第6節	避難行動要支援者名簿	36
1	避難支援等関係者となる者	36
2	避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲	37
3	名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法	37
4	名簿の更新に関する事項	37
5	名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置	38
6	円滑な避難のための情報伝達に係る配慮	38
7	避難支援等関係者の安全確保の措置	38
第7節	防災資機材等の整備計画	39
1	食料等の確保	39
2	防災資機材等の整備	39
第8節	自主防災組織の育成等に関する計画	39
1	地域住民による自主防災組織	39
2	事業所等の防災組織	39
3	自主防災組織の編成	40
4	自主防災組織の活動	40
5	地域防災マスターとの連携	41
第9節	土砂災害予防計画	41
1	予防対策	41
2	土砂災害警戒区域等	42
3	土砂災害警戒情報の収集及び伝達	42
4	警戒巡視	43
5	避難勧告等の発令基準	43
6	避難及び救助	44
第5章	災害応急対策計画	45

第1節	災害通信計画	45
1	気象及び災害情報の伝達系統	45
2	気象予警報伝達系統図	46
3	気象及び災害情報の伝達方法	48
4	災害情報通信計画	50
第2節	応急措置実施計画	62
1	応急措置実施責任者	62
2	町の実施する応急措置	62
3	救助法適用の場合	64
第3節	動員計画	66
1	動員の配備、伝達系統と方法	66
2	職員の非常登庁	67
3	消防機関に対する伝達	67
第4節	災害広報計画	67
1	災害情報等の収集方法	67
2	災害情報等の発表方法	67
3	被災者相談所の開設	68
第5節	避難救出計画	68
1	避難計画	68
2	救出計画	71
第6節	食料供給計画	72
1	主要食料供給計画	72
第7節	住宅対策計画	72
1	住宅対策の種類	73
2	実施責任者	73
3	実施の方法	73
4	資材の斡旋、調達	74
第8節	衣料、生活必需物資供給計画	74
1	実施責任者	75
2	給与又は貸与の対象者	75
3	給与又は貸与物資の種類	75
4	衣料、生活必需品等の調達先	75
5	給与又は貸与の方法	75
第9節	給水計画	77
1	実施責任者	77
2	給水方法	77
3	給水施設の応急復旧	77
第10節	医療及び助産計画	77

1	実施責任者	7 7
2	医療及び助産の対象者並びにその把握	7 8
3	応急救護所の設置	7 8
4	苫小牧市医師会に対する出動要請	7 8
5	医療救護活動の実施	7 8
6	医療品等の確保	7 8
7	患者の移送	7 9
8	関係機関の応援	7 9
第 11 節	防疫計画	7 9
1	実施責任者	7 9
2	防疫の実施組織	7 9
3	防疫の種別と方法	7 9
第 12 節	清掃計画	8 0
1	実施責任者	8 0
2	清掃の方法	8 1
3	野外仮設共同便所	8 1
4	死亡畜獣の処理方法	8 1
5	飼養動物の取扱	8 1
第 13 節	行方不明者の捜索及び収容処理並びに埋葬計画	8 2
1	実施責任者	8 2
2	行方不明者の捜索	8 2
3	変死体の届け出	8 2
4	死体の収容処理方法	8 2
5	死体の埋葬	8 3
6	行方不明者の捜索、死体の収容及び埋葬のための費用及び期間	8 3
7	火葬場の状況	8 3
8	埋葬場所の状況	8 3
第 14 節	障害物除去計画	8 4
1	実施責任者	8 4
2	障害物除去の対象	8 4
3	障害物の除去の方法	8 4
4	障害物の保管等	8 4
第 15 節	輸送計画	8 5
1	実施責任者	8 5
2	災害時輸送の方法	8 5
第 16 節	労務供給計画	8 7
1	実施責任者	8 7
2	供給の方法	8 7

3	労務者の求人方法	87
4	賃金及びその他の費用負担	87
第17節	文教対策計画	87
1	実施責任者	87
2	応急教育実施計画	88
3	教育の要領	88
4	教職員の確保	88
5	学用品の調達及び支給	88
6	被災教職員・児童・生徒の健康管理	89
第18節	災害警備計画	89
1	災害に関する警察の任務	89
2	災害の情報の伝達に関する事項	89
3	事前措置に関する事項	89
4	避難に関する事項	90
5	応急措置に関する事項	90
6	救助に関する事項	90
7	災害時における災害情報の収集に関する事項	90
8	災害時における広報	90
9	災害時における通信計画に関する事項	90
10	交通規制に関する事項	90
第19節	応急飼料計画	91
1	実施責任者	91
2	実施方法	91
第20節	自衛隊派遣要請計画	91
1	災害派遣要請基準	91
2	災害派遣要請依頼の要領等	92
3	災害派遣部隊の受入れ体制	92
4	経費	93
5	派遣部隊の撤収要請	93
6	派遣活動	93
第21節	広域応援計画	96
1	実施責任者	96
第22節	交通応急対策計画	96
1	交通応急対策の実施	96
第23節	石油類燃料供給計画	97
1	実施責任者	97
2	石油類燃料の確保	97
第24節	災害ボランティア受入計画	97

1	受入れ窓口	9 7
2	受入れ体制の整備	9 8
3	ボランティア団体・NPO の活動内容	9 8
4	ボランティア活動の環境整備	9 8
第 25 節	救急医療対策計画	9 9
1	目的	9 9
2	救急医療の対象と範囲	9 9
3	救急医療に関する組織	9 9
4	関係機関の業務の大綱	1 0 0
5	集団救急医療体制	1 0 1
6	応援要請	1 0 1
7	救急医療活動報告書の提出	1 0 1
8	災害通報の伝達系統及び傷病者等の搬送系統	1 0 2
9	経費の負担及び損害補償	1 0 3
10	傷病者の把握	1 0 4
第 26 節	消防防災ヘリコプター活用計画	1 0 6
1	運行体制	1 0 6
2	緊急運航の要請	1 0 7
3	要請方法	1 0 7
4	要請先	1 0 7
5	報告	1 0 7
6	消防防災ヘリコプターの活用	1 0 7
7	救急患者の緊急搬送手続等	1 0 8
第 6 章	地震災害対策計画	1 1 2
第 1 節	地震想定	1 1 2
第 2 節	地震予防計画	1 1 3
第 3 節	地震応急対策計画	1 1 4
第 4 節	地震の伝達計画	1 1 6
第 5 節	広報活動	1 1 9
第 6 節	消火活動	1 1 9
第 7 節	避難救出対策	1 2 0
第 8 節	医療、救護、給与、防疫、保健衛生対策	1 2 0
第 9 節	被災建築物安全対策	1 2 0
第 10 節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	1 2 1
第 7 章	津波避難計画	1 2 2
第 1 節	目的	1 2 2
第 2 節	用語の意味	1 2 2
第 3 節	避難計画	1 2 3

1	津波到達予想時間の設定	1 2 3
第4節	津波緊急避難場所	1 2 4
第5節	津波避難対策	1 2 4
1	初動体制	1 2 4
2	配備体制	1 2 4
3	津波情報等の収集・伝達	1 2 4
第6節	避難勧告、または指示の発令基準、伝達方法等	1 2 4
1	避難準備（災害時要配慮者避難）情報、避難勧告、 または指示の発令基準	1 2 4
2	伝達方法	1 2 5
第7節	津波対策の教育・啓発	1 2 5
第8節	積雪・寒冷地対策	1 2 5
1	冬期道路交通の確保	1 2 5
2	避難対策、避難生活環境の確保	1 2 6
3	電力の確保	1 2 6
第9節	その他の留意点	1 2 6
1	観光客、サーファー客、釣客等の避難対策	1 2 6
2	災害時要配慮者の避難対策および安否確認	1 2 6
3	地域コミュニティにおける自主防災組織結成の推進	1 2 6
第8章	樽前山火山防災計画	1 2 7
第1節	計画の目的	1 2 7
第2節	防災組織	1 2 7
1	防災組織及び役割	1 2 7
2	樽前山火山防災会議協議会	1 2 7
第3節	火山災害予防対策	1 2 9
1	火山防災の啓発活動	1 2 9
2	自主防災活動の推進	1 2 9
3	防災訓練の実施	1 2 9
4	避難体制の整備	1 2 9
5	防災施設の整備	1 2 9
第4節	火山災害応急対策	1 2 9
1	火山現象に関する情報の収集及び伝達	1 2 9
2	災害情報通信	1 3 4
3	応急措置	1 3 4
4	災害広報	1 3 4
5	避難措置	1 3 4
6	警戒区域の設定	1 3 4
7	救助救出及び医療救護活動等	1 3 4

8	道路交通の規制等	1 3 4
9	自衛隊派遣要請	1 3 5
10	広域応援	1 3 5
第5節	復旧計画	1 3 5
第9章	事故災害対策計画	1 3 6
第1節	海上災害対策計画	1 3 6
1	災害予防	1 3 6
2	災害応急対策	1 3 7
第2節	流出油対策計画	1 4 0
1	災害予防	1 4 0
2	災害応急対策	1 4 1
第3節	航空災害対策計画	1 4 3
1	災害予防	1 4 3
2	災害応急対策	1 4 3
第4節	鉄道災害対策計画	1 4 7
1	災害予防	1 4 7
2	災害応急対策	1 4 7
第5節	道路災害対策計画	1 4 9
1	災害予防	1 4 9
2	災害応急対策	1 5 0
3	災害復旧	1 5 2
第6節	石油コンビナート等災害対策計画	1 5 4
1	石油備蓄基地等災害予防	1 5 4
2	避難誘導	1 5 5
3	防災道路の指定	1 5 5
4	災害応急対策	1 5 5
5	避難救援体制	1 5 8
6	交通規制	1 5 8
7	応急医療体制	1 5 8
第7節	林野火災予防計画	1 5 8
1	実施機関	1 5 8
2	気象情報対策	1 5 8
3	災害応急対策	1 5 9
4	林野火災予防対策	1 6 0
5	林野火災消防対策	1 6 1
6	災害広報	1 6 2
7	応急活動体制	1 6 2
8	消火活動	1 6 3

9	交通規制	163
10	自衛隊派遣要請	163
11	広域応援	163
12	避難措置	163
13	交通規制	163
14	広域応援	163
第8節	危険物等災害対策計画	164
1	危険物の定義	164
2	災害予防	164
3	災害応急対策	167
第9節	大規模な火事災害対策計画	170
1	災害予防	170
2	災害応急対策	171
第10章	災害復旧計画	174
第1節	実施責任者	174
第2節	復旧事業計画	174
第3節	災害復旧予算措置	175
第4節	激甚災害に係る財政援助措置	175
第11章	防災訓練計画	176
第1節	訓練実施機関	176
第2節	訓練の種別及び実施要領	176
第3節	民間団体との連携	176
第4節	複合災害に対応した訓練の実施	176
第12章	防災思想普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画	177
第1節	実施責任者	177
第2節	普及・啓発の方法	177
第3節	普及・啓発を要する事項	177
第4節	災害の応急措置	178
第5節	学校等教育関係機関における防災思想の普及・啓発	178
第6節	地域住民における防災思想の普及・啓発	178
第7節	普及・啓発の時期	178

第1章 総 則

第1節 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定及び北海道地域防災計画に基づき、厚真町防災会議が作成する計画であり、厚真町の地域の防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の災害対策を実施するにあたり、防災関係機関がその機能の全てを発揮し住民の生命及び財産を災害から保護するため次の事項を定め、本町防災の万全を期することを目的とする。

- 1 厚真町の区域を管轄し、若しくは、区域内に所在する指定地方行政機関、北海道、厚真町、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱
- 2 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に必要な防災の組織に関すること
- 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関すること
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食糧供給等災害応急対策に関すること
- 5 災害復旧に関すること
- 6 防災訓練に関すること
- 7 防災思想の普及に関すること

第2節 計画の構成

厚真町防災計画の構成は、本章のほかに次の各章から構成する。

- 第2章 厚真町の地勢と災害の概要
 - 第3章 防災組織
 - 第4章 災害予防計画
 - 第5章 災害応急対策計画
 - 第6章 地震災害対策計画
 - 第7章 津波避難計画
 - 第8章 樽前山火山防災計画
 - 第9章 事故災害対策計画
 - 第10章 災害復旧計画
 - 第11章 防災訓練計画
 - 第12章 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育推進計画
- 資料編

第3節 計画の効果的推進

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。

防災対策は、自助（町民等が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（町民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（町及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、町民等並びに町及び防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。

また、地域においては、生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女平等参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る必要がある。

第4節 用語の定義

この計画において、各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

基 本 法— 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）

救 助 法— 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）

災 害— 基本法第 2 条第 1 号の災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、竜巻、崖崩れ、土石流、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発、その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令に定める原因により生ずる被害）をいう。

防 災— 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。

第5節 計画の修正要領

町防災会議は、基本法 42 条に定めるところにより随時計画内容に検討を加え、おおむね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めて行なうものとする。

- 1 計画内容に重大な錯誤があるとき。
- 2 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
- 3 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更を必要とするとき。
- 4 新たな計画を必要とするとき。
- 5 防災基本計画が修正されたとき。
- 6 その他、町防災会議会長が必要と認めたとき。

なお、軽微な変更（組織の機構改革による名称変更等）については、会長が修正し、次の町防災会議へ報告により行うこととする。あわせて、北海道知事に報告するものとする。

第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者並びに協力関係団体が防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

1 指定地方行政機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
室蘭開発建設部 苫小牧道路事務所	1 国道の維持防災及び輸送経路の確保に関すること。 2 管理区域内危険個所の整備、警戒、災害防止、維持補修、災害復旧、その他の管理を行うこと。
苫小牧海上保安署	1 非常無線通信に関すること並びに海上の船舶に対する気象警報の伝達に関すること。 2 沿岸の警戒及び救難に関すること。
室蘭地方气象台	1 気象、地象、水象等の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 2 観測成果の解析、予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等の発表に関すること。 3 災害時の気象等の資料提供のための災害時自然現象報告書に関すること。 4 防災知識の普及、指導に関すること。
北海道農政事務所 苫小牧地域センター	1 災害時における主要食糧の確保及び供給に関すること。 2 災害応急飼料対策において、要請に応じて緊急飼料として飼料作物を供給する等、必要な措置を行うこと。
苫小牧労働基準監督署	1 災害発生時における労働災害の把握及び実地調査、被災労働者への補償等の対応に関すること。 2 災害復旧工事等における労働災害（2次災害含む。）の防止に関すること。
苫小牧公共職業安定所	1 被災者の就労斡旋に関すること。 2 災害復旧に必要な労務者及び技術者の斡旋に関すること。

2 自衛隊

機 関 名	事 務 又 は 業 務
陸上自衛隊 第7師団第7特科連隊	1 災害予防責任者の行う防災訓練に必要な応じ、部隊等の一部を協力させること。 2 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 3 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣させること。

3 北海道

機 関 名	事 務 又 は 業 務
胆振総合振興局	<ol style="list-style-type: none"> 1 胆振総合振興局内非常配備体制の確認及び災害応急措置等の連絡調整に関する事。 2 市町村長の実施する応急措置の調整等に関する事。 3 指定公共機関の出先の長等に対する応急措置の実施要請等に関する事。 4 自衛隊の災害派遣要請に関する事。
胆振総合振興局 保健環境部 苫小牧地域保健室 (苫小牧保健所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療施設・衛生施設等の被害報告を行う事。 2 災害時における医療救護活動を推進する事。 3 災害時における防疫活動を行う事。 4 災害時における清掃等環境衛生活動を推進する事。 5 医療、防疫、薬剤の確保および供給を行う事。
胆振総合振興局 保健環境部保健行政室 (室蘭保健所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法の適用に関する事。
胆振総合振興局 室蘭建設管理部 苫小牧出張所	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防技術の指導を行う事。 2 災害時の関係河川の水位及び雨量の情報を収集する事。 3 災害時の所轄公共土木被害調査及び災害応急対策を実施する事。 4 被災地の交通情報の収集及び交通路の確保を行う事。
胆振総合振興局 森林室	<ol style="list-style-type: none"> 1 所轄道有林の被害取りまとめを行う事。 2 所轄道有林等の災害予防及び復旧対策を行う事。 3 林野火災の予消防対策を実施する事。 4 緊急復旧用材の供給を行う事。 5 民有林野(民有保安林を含む)の山火予消防の合理化指導を行う事。 6 民有林の災害防止と災害復旧の指導を行う事。 7 民有林の病虫害、獣の防除指導を行う事。

4 北海道警察

機 関 名	事 務 又 は 業 務
苫小牧警察署 (町内駐在所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 各種情報の収集、人心安定のための広報活動の実施及び予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等の伝達についての協力をを行うこと。 2 防災関係機関が行う危険区域居住者の避難誘導、被災者の救助等についての協力及び死体の検視を行うこと。 3 被災地における交通秩序の保持並びに災害に伴う各種犯罪の予防及び取締りを行うこと。 4 その他水防及び災害救助活動に対する協力をを行うこと。

5 厚真町

機 関 名	事 務 又 は 業 務
厚真町役場	<ol style="list-style-type: none"> 1 厚真町防災会議に関すること。 2 厚真町災害対策本部の設置並びに組織の運営に関すること。 3 自主防災組織の育成に関すること。 4 防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。 5 防災訓練及び防災上必要な教育の実施に関すること。 6 災害に関する情報の伝達、収集及び被害状況の調査に関すること。 7 防災に関する食糧、資材及び機器の備蓄及び供給に関すること。 8 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 9 避難準備情報、避難勧告及び避難指示に関すること。 10 被災者に対する救助並びに救護及び救援に関すること。 11 災害時の交通及び輸送の確保に関すること。 12 災害に関する広報に関すること。 13 災害時要配慮者の把握及び擁護に関すること。 14 その他町防災計画に定める災害予防対策及び災害復旧対策に関すること。

6 厚真町教育委員会

機 関 名	事 務 又 は 業 務
厚真町教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。 2 教育施設の被害調査及び報告に関すること。 3 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。

7 胆振東部消防組合

機 関 名	事 務 又 は 業 務
消防本部 厚真支署 上厚真分遣所	1 消防職員及び消防団員の召集に関する事 2 消防資材の確保に関する事 3 災害情報の収集及び警報の発令並びに予防警報に関する事 4 被災地における人命救助及び避難誘導等に関する事
厚真消防団	1 消防活動に関する事 2 水防活動に関する事 3 災害時における救助活動に関する事

8 指定公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
東日本電信電話(株) 北海道支店	1 気象官署からの警報を市町村に伝達すること 2 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じて電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること
(株)エヌ・ティ・ティ・ ドコモ北海道 苫小牧ちとせ店	1 非常及び緊急通信の取扱をするほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること
北海道電力(株) 苫小牧支店	1 送配電線、変電所施設等の保守・保安に関する事 2 災害時の電力の円滑な供給に関する事
日本郵便局(株) 苫小牧郵便局 第1集配営業所 厚真郵便局	1 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保を図ること
日本郵便(株) 厚真郵便局他町内郵便局	1 ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険事業の取扱いに非常措置を行うこと
日本放送協会 札幌放送局	1 予報(注意報を含む)、警報並びに情報等の報道に関する事 2 災害時における地域住民への災害情報及び安否情報等の放送に関する事
東日本高速道路(株) 北海道支社	1 災害時における高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理を行うこと
日本赤十字社 北海道支部 厚真分区	1 災害時における医療、助産その他救助及び救護に関する事 2 防災ボランティア(民間団体及び個人)が行う救助活動の連絡調整に関する事 3 災害義捐金品の募集(配分)に関する事 4 日赤奉仕団の育成指導に関する事

9 指定地方公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
社団法人 苫小牧市医師会	1 災害時における医療関係機関との連絡調整並びに応急医療、防疫対策及び助産その他救助の実施に関すること。
厚真町土地改良区	1 頭首工及び灌漑用水路の防災管理に努めること。
社団法人 苫小牧歯科医師会	1 災害時における歯科医療機関との連絡調整並びに応急医療、その他救援に関すること。
社団法人 北海道獣医師会胆振支部	1 災害時における飼養動物の対応を行うこと。
社団法人 北海道トラック協会	1 救援及び救助に関する資機材の輸送を行うこと。 2 被災者等に対する食糧品や生活必需品等の輸送を行うこと。 3 住民の避難に関する輸送を行うこと。

10 公共的団体

機 関 名	事 務 又 は 業 務
厚真町商工会	1 災害時における物価の安定及び救助用物資、復旧材料の確保について協力すること。 2 被災商工業者の経営育成指導を行うこと。 3 避難者の食料確保に関すること。
とまこまい広域農業協 同組合	1 厚真町が行う農業関係被害状況調査及び応急対策に協力すること。 2 被災組合員の生活物資及び農業再生産資材を確保すること。 3 被災組合員に対する融資及び斡旋を行うこと。 4 農作物被害対策の指導援助を行うこと。 5 避難者の食料確保に関すること。
苫小牧広域森林組合 厚真支所	1 厚真町が行う林業関係被害状況調査及び応急対策に協力すること。 2 被災組合員に対する融資及び斡旋を行うこと。
鶴川漁業協同組合 厚真支所	1 厚真町が行う漁業関係被害状況調査及び応急対策に協力すること。 2 被災組合員の生活物資及び漁業再生産資材を確保すること。 3 被災組合員に対する融資及び斡旋を行うこと。 4 海産物被害対策の指導援助を行うこと。 5 避難者の食料確保に関すること。
あつまバス(株)	1 災害時におけるバス等による輸送協力に関すること。 2 災害時における救援物資、避難者の輸送等についての支援に関する こと。

11 防災上重要施設の管理者

機 関 名	事 務 又 は 業 務
北海道石油共同備蓄(株)	1 施設内災害予防及び危険物の保安に関する措置を行うこと。
苫小牧東部石油備蓄(株)	1 施設内災害予防及び危険物の保安に関する措置を行うこと。
北海道電力(株) 苫東厚真発電所	1 施設内災害予防及び危険物の保安に関する措置を行うこと。
新日本海フェリー(株)	1 施設内災害予防及び危険物の保安に関する措置を行うこと。
苫東コールセンター(株)	1 施設内災害予防及び危険物の保安に関する措置を行うこと。
各 給 油 所	1 施設内災害予防及び危険物の保安に関する措置を行うこと。

12 協力関係機関及び団体

機 関 名	事 務 又 は 業 務
日本水難救済会 浜厚真救難所	1 船舶の避難、その他災害における人命救助等に関すること。
厚真建設協会	1 災害時における作業員、機械、器具等の確保支援に関すること。
自治会	1 防疫、情報収集、被害調査等の協力に関すること。
自警団	1 災害時における警察活動の協力に関すること。
民生児童委員協議会	1 災害時における救援物資等の配給に関すること。
厚真町交通安全協会	1 災害時における避難者の交通安全確保に関すること。
厚真町社会福祉協議会	1 被災者に対する救援活動の協力等に関すること。

第7節 住民の責務

「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本である。

住民及び事業所は、その自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

1 町民の責務

地域における被害の拡大防止や軽減を図るため、平常時から災害への備えを行うとともに、災害時には自主的な防災活動に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ア 避難の方法(避難路、避難場所等)及び家族との連絡方法の確認
- イ 飲料水、食糧等の備蓄、救急用品等の非常持出用品の準備
- ウ 隣近所との相互協力関係のかん養
- エ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- オ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得、防災マスター研修会の受講
- カ 災害時要配慮者への配慮

- キ 自主防災組織の結成
- (2) 災害時の対策
 - ア 地域における被災状況の把握
 - イ 近隣の負傷者・災害時要配慮者の救助
 - ウ 初期消火活動等の応急対策
 - エ 避難場所での自主的活動
 - オ 初期消火活動等の応急対策
 - カ ボランティア活動への支援等、地域への貢献

2 事業所の責務

従業員や施設利用者の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとする。

- (1) 平常時の備え
 - ア 災害時行動マニュアルの作成
 - イ 防災体制の整備
 - ウ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- (2) 災害時の対策
 - ア 事業所の被災状況の把握
 - イ 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
 - ウ 施設利用者の避難誘導
 - エ 従業員及び施設利用者の救助
 - オ 初期消火活動等の応急対策
 - カ ボランティア活動への支援等、地域への貢献

第2章 厚真町の地勢と災害の概要

第1節 自然的条件

1 位置及び地勢・気候

本町は、東経 141 度 53 分、北緯 42 度 43 分にあり、東西 17.3 km、南北 32.5 km で総面積 404.56 k m²である。

勇払原野の一角にあって、東はむかわ町に接し、南は太平洋に面し、南西の一隅は苫小牧市に接し、西北は安平町、北は由仁町、夕張市に接し、やや長斜形をなして厚真川がその中央を貫流し、支流を集めて太平洋に注いでいる。

これら帯状型の地形にかんがみ降雨量においては厚真川の氾濫の被害が最も大きく、主なる災害の原因をなしているが、南西部苫小牧市との境界には、火力発電所および石油備蓄タンク群が多数建設されており、これらの施設の災害にも対応しなければならない。

また、近年活発な運動をしている樽前山の噴火や石狩低地東縁断層帯の活動にも十分な対策を必要としている。

主な災害記録は、資料編のとおりである。

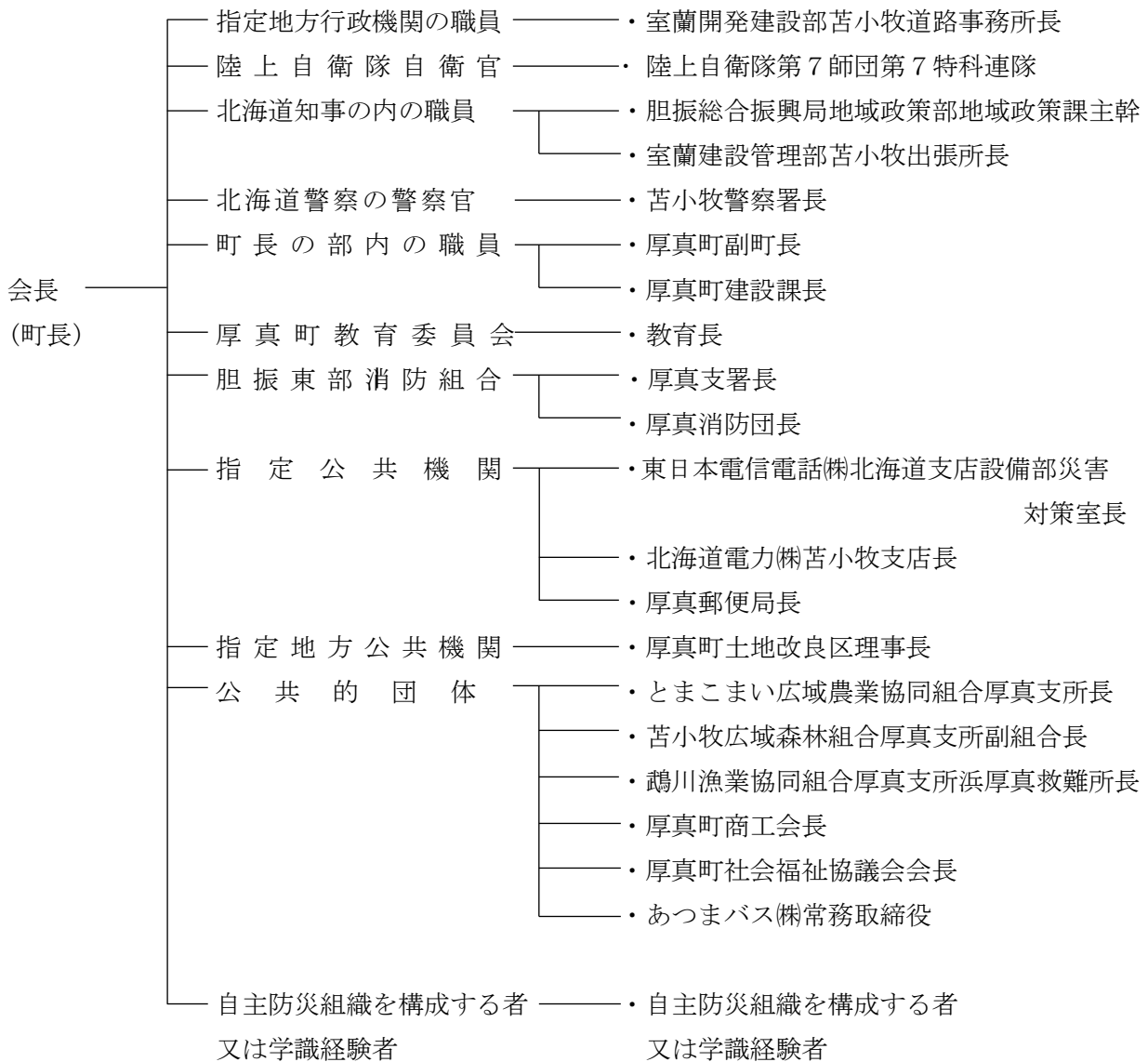
第3章 防災組織

災害の予防、応急対策及び復旧等の防災活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、防災に関する組織及びその運営等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

第1節 防災会議

- (1) 防災行政を総合的に運営するため、厚真町防災会議を設け、防災に関する基本方針及び計画を策定し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、防災関係機関相互の連絡調整を行う。
- (2) 町防災会議は町長を会長とし、基本法第16条第6項の規定に基づいて町防災会議条例（昭和38年条例第6号）第3条第5項に規定する委員をもって組織する。その組織及び運営の概要は、次のとおりである。

1 防災会議の組織



2 防災会議の運営

防災会議の運営は、町防災会議条例（昭和38年2月15日条例第6号）及び厚真町防災会議運営規程（昭和38年規程第1号）の定めるところによる。

第2節 災害対策本部

町長は、区域内に災害が発生し又は発生する恐れがある場合が必要があると認めるときは基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を設置し、強力で防災活動を推進するものとする。

1 厚真町災害対策本部組織

厚真町災害対策本部組織は別表1、別表2のとおりとする。

別表1 組織

本部長 町長

副本部長 副町長・教育長

—	総括部 (総務課長)	総務班 (総務課長兼務)	総務人事グループ
		学校対策班 (生涯学習課長)	学校教育グループ
		社会教育班 (生涯学習課参事)	社会教育グループ
		地区連絡体制 別紙(9地区体制)	
—	調査広報部 (まちづくり推進課長)	広報班 (まちづくり推進課長兼務)	企画調整グループ広報担当
		調査班 (まちづくり推進課参事)	企画調整グループ、事業推進グループ
—	工作部 (建設課長)	工作班 (建設課長兼務)	土木グループ
		建設班 (建設課長兼務)	建築住宅グループ(施設担当)、 上下水道グループ(上下水道担当)
		工作労務班 (スタッフ制)	
—	資材部 (産業経済課長)	資材班 (産業経済課参事)	農政グループ、商工観光林業水産グループ
		輸送班 (産業経済課長兼務)	農業委員会事務局、学校教育グループ車両担当
		資材労務班 (産業経済課長兼務)	(スタッフ制)
—	救護部 (町民福祉課長)	救護班 (町民福祉課長兼務)	子育て支援グループ、財政グループ、福祉グループ、 地域包括支援センター(福祉担当)、 健康推進グループ(保健担当)
		給与班 (町民福祉課長兼務)	町民生活グループ、税務グループ、議会事務局、 学校給食センター
—	支援部 (総務課長兼務)	支援班 (総務課長兼務)	(防災会議の構成機関及び公共団体、その他防災上重要な 施設の管理者並びに協力関係の連絡調整に関すること。)

注) 1 災害対策本部員は、各部の部長・班長・連絡所長をもって充てるものとする。

別表2 災害対策本部の事務分担（部長・班長・地区連絡所長はそれぞれ事務を総轄する）

◎総括部

・総務班

- 1 災害対策本部の設置及び運営に関すること。
- 2 本部長の指揮命令の伝達に関すること。
- 3 各部との連絡調整に関すること。
- 4 各関係市町村及び防災関係機関との連絡調整並びに自衛隊の出動要請に関すること。
- 5 防災会議の総括に関すること。
- 6 災害に係る国及び道への報告書等の作成に関すること。
- 7 防災関係機関等に対する各種災害情報、気象情報等の収集伝達に関すること。
- 8 非常警報、避難勧告、避難解除等の発令に関すること。
- 9 職員の招集、出動及び解散に関すること。
- 10 本部職員に対する災害用装備品の貸与及び回収に関すること。
- 11 本部職員に対する食料等の確保に関すること。
- 12 被害総合集計に関すること。
- 13 災害救助法の適用申請に関すること。
- 14 災害関係書類等の記録保存に関すること。
- 15 災害時における防災資機材等の調整に関すること。
- 16 動員職員の輸送及び出動状況の記録に関すること。
- 17 災害対策本部及び各防災関係機関で実施する諸対策等の状況の把握並びに記録（掲示）に関すること。
- 18 雨量・水位等の収集に関すること。
- 19 町有財産、公共施設の被災状況調査及び緊急応急対策に関すること。
- 20 その他、災害対策本部の総括に関すること。
- 21 本部長・副本部長の動静に関すること。
- 22 災害時における車両の確保及び配車に関すること。
- 23 災害時の予算措置、経理及び資金に関すること。
- 24 職員及び職員家族の被災状況の確認に関すること。

・各連絡所

- 1 災害危険区域の警戒に関すること。
- 2 本部と地区住民との連絡に関すること。
- 3 被害調査に関すること。

・学校対策班

- 1 学校教育施設における避難所の開設に関すること。
- 2 学校との連絡調整に関すること。
- 3 被災児童生徒の避難及び救助、救出、収容に関すること。

- 4 被災児童生徒に対する給食及び学用品の供給並びに医療、防疫対策に関すること。
- 5 教職員の応援要請に関すること。
- 6 学校教育施設の被害状況調査、災害応急対策に関すること。
- 7 災害時の応急教育に関すること。

- ・社会教育班
 - 1 災害時における社会教育施設及び社会体育施設における避難所の開設に関すること。
 - 2 社会教育施設及び社会体育施設の被害状況調査、災害応急対策に関すること。
 - 3 社会教育施設及び社会体育施設の入場者の避難及び救助、救出、収容に関すること。
 - 4 災害活動に協力する社会教育関係団体等との連絡調整に関すること。
 - 5 文化財等の災害対策に関すること。
 - 6 社会教育施設及び社会体育施設の災害復旧に関すること。

◎調査広報部

- ・広報班
 - 1 被災地の広報活動に関すること。
 - 2 災害情報等の発表に関すること。
 - 3 報道機関との連絡調整に関すること。
 - 4 緊急視察者、見舞者等の対応に関すること。
- ・調査班
 - 1 災害現地の調査及び写真収集に関すること。
 - 2 被害状況の把握及び記録（掲示）に関すること。
 - 3 土地造成地区の被害調査に関すること。

◎工作部

- ・工作班
 - 1 道路、橋梁及び河川被害状況調査及び記録に関すること。
 - 2 町有土木施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。
 - 3 道路、橋梁及び河川の緊急防災対策に関すること。
 - 4 災害復旧土木事業に関すること。
 - 5 水防警戒区域の警戒巡視に関すること。
 - 6 災害時における障害物の除去及び記録に関すること。
 - 7 災害時の交通危険個所の規制、警戒に関すること。
 - 8 災害時における緊急資材置き場及び応急施設用地の確保に関すること。
 - 9 農業土木施設の災害復旧に関すること。
- ・建築班
 - 施設担当
 - 1 公共建物の被害状況調査及び災害応急対策並びに記録に関すること。

- 2 災害時における建築物、工作物の復旧指導に関すること。
- 3 公共建物の災害復旧に関すること。
- 4 応急仮設住宅の供給に関すること。
- 5 住宅の災害復興の総合計画に関すること。
- 6 住宅の応急判定に関すること。

- 上下水道担当
- 1 下水道施設の被害状況調査及び災害応急対策並びに記録に関すること。
 - 2 下水道資材の確保に関すること。
 - 3 下水道施設の災害復旧に関すること。
 - 4 飲料水の確保に関すること。
 - 5 水道施設の被害状況調査及び災害応急対策並びに記録に関すること。
 - 6 水道資材の確保に関すること。
 - 7 給水、断水、下水道の使用の広報に関すること。
 - 8 水道施設の警戒警備に関すること。
 - 9 水道施設の災害復旧に関すること。

- ・ 工作労務班 1 工作部の労務供給に関すること。

◎資材部

- ・ 資材班
 - 1 各種車両計画の作成及び車両の確保に関すること。
 - 2 防災資材及び機械器具その他物品の調達及び配送に関すること。
 - 3 災害時の衣料、生活必需品その他物資供給実施に関すること。
 - 4 飼料の確保及び供給に関すること。

- ・ 輸送班
 - 1 避難者及び救援物資輸送車両の確保に関すること。
 - 2 避難者及び救援物資の輸送に関すること。
 - 3 防災資材等の輸送に関すること。
 - 4 避難者及び救援物資の輸送の記録に関すること。

- ・ 資材労務班 1 資材部の労務供給に関すること。

◎救護部

- ・ 救護班
 - 救護担当
 - 1 被災者の救援活動に関すること。
 - 2 救助用資機材の調達に関すること。
 - 3 救援活動の記録に関すること。
 - 4 行方不明者の捜索に関すること。
 - 5 義援金品の受付、配分に関すること。
 - 6 災害弔慰金の支給に関すること。

- 7 災害見舞対象者の調査及び被災者名簿作成に関すること。
- 8 被災者の衣料、寝具等生活必需品の調査、支給に関すること。
- 9 救護所の設置に関すること。

福祉担当

- 1 社会福祉施設入所者の避難救助に関すること。
- 2 救助活動に対する厚真町社会福祉協議会との連絡調整に関すること。
- 3 民間の協力団体及び個人協力者（ボランティア活動者）の受付及び連絡調整に関すること。
- 4 高齢者、独居老人家庭の安全確保に関すること。
- 5 社会福祉施設の被害状況調査及び災害応急対策に関すること。
- 6 社会福祉施設の災害復旧対策に関すること。
- 7 日赤救助活動の連絡調整に関すること。
- 8 被災保育園児の収容に関すること。
- 9 被災者の生活救援に関すること。
- 10 被災者相談に関すること。

保健担当

- 1 医療品及び医療機器の確保に関すること。
- 2 被災者の医療救援に関すること。
- 3 被災者の防疫に関すること。
- 4 救援活動従事者の医療に関すること。
- 5 被災地の防疫に関すること。
- 6 被災地の清掃に関すること。

・給与班

- 1 被災者の給食炊き出しに関すること。（公共的団体等の協力）
- 2 応急救援食品の調達配分に関すること。
- 3 被災地の給水に関すること。
- 4 学校給食確保に関すること。

◎支援部

・支援班

- 1 各部の要請により、各協力団体との連絡調整及び支援体制の確立に関すること。

別表3 地区連絡所体制

◎ 地区連絡班は地区連絡所長の判断によりに所要人員で活動する

平成26年4月1日現在

地区連絡所	場 所	担当地域	地区連絡所長	地区係員	配車車両	無線番号	備 考
富里連絡所	高齢者生活自立 支援センター 『ならやま』 Tel 29-5254	幌内・富里 高丘・吉野	町民福祉課 参事		産業経済課 (フ°ロボ°ックス 53-37) 産業経済課 (ハ°シ°ェロ)	車・201 携・701 車・202 携・702	「広報車両」 総務課 (交通安全セットカー) 車・102 教育委員会 (赤十字号 バン) 車・108
桜丘連絡所	桜丘生活会館 Tel 27-3936	朝日・桜丘 幌里	産業経済課 参事		町民福祉課 (ハ°ッ 8192)	車・107 携・703	「待機車両」 まちづくり推進課 (ジムニー) 車・101 // (タウンエース)
中央連絡所	役場庁舎 Tel 27-2321 Fax 27-2328	美里・本郷 本郷団地・新町 市街地 (5町)	議会事務局長		町民福祉課 (ハ°ッ 6188)	携・704	総務課 (アルファード) 車・103 町民福祉課 (貨物 ボンゴトラック) 車・106 // (サニー シルバー)
上野連絡所	上野生活館 Tel 27-2633	上野・豊川 豊沢		産業経済課 (フィルダー 紺)	携・705	// (サニー 黒) 建設課 (プロボックス25-50) 車・402	
宇隆連絡所	宇隆生活会館 Tel 27-3672	宇隆・東和	農業委員会 事務局長		教育委員会 (フ°ロボ°ックス 25-51)	車・506 携・706	// (貨物 タウンエース) 車・303 // (除雪専用車) 車・404 // (ダンプ) 車・403
豊丘連絡所	豊丘マヒ°ィハウス Tel 28-2925	軽舞・豊丘 鹿沼・鯉沼	総務課参事		町民福祉課 (シエンタ)	携・707	// (プロボックス) 車・401 // (ADバン) 車・405
上厚真連絡所	役場上厚真支所 Tel 28-2311 Fax 28-2520	共和・共栄 厚和・富野 上厚真	上厚真支所長		総務課 (ハ°ッ 6187)	車・104 携・709	// () 車・502 // () 車・503 // () 車・504
浜厚真連絡所	浜厚真生活会館 Tel 28-3034	浜厚真		教育委員会 (フィルダー-コールト°)	携・708	// (貨物 バネット) 教育委員会 (スクールバス) 車・501 // () 車・502 // () 車・503 // () 車・504 // (給食センター ハ°ッ) (スクールバス・定員29人)	
臨時連絡所	随時必要と思われる地区に設置		総括部長指名				
上水道・下水道保守 新町浄水場 上厚真地区浄水場 厚真浄化センター	Tel26-7741 Tel28-2268 Tel26-7811		上下水道G リーダー	上下水道G	建設課 2台 (フ°ロボ°ッ ス)	厚真地区 車・301 上厚真地区 車・302	浄水場 携・304 浄水場 携・305

予備無線機 (避難所配置用 602、901、505)

2 災害対策本部の設置基準、廃止の時期及び公表

(1) 設置

基本法第23条の2第1項の規定により、次の各号の一に該当し必要と認めるときは、災害対策本部を設置するものとする。

- ア 大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
- イ 災害が発生し、その規模及び範囲から判断して特に対策を要するとき。
- ウ 気象、地象及び水象についての情報又は警報を受け、非常配備の必要があるとき。
- エ 震度5弱以上の地震が発生し、その対策を必要とするとき。
- オ 津波警報が発令されたとき。

(2) 廃止

町長は予想された災害の危険が解消されたと認められたとき、又は災害発生後における応急措置が概ね完了したと認められたときは、災害対策本部を廃止する。

(3) 公表

災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を各部長並びに防災会議関係機関、胆振総合振興局その他防災関係機関及び住民に対し、防災行政用無線、電話、文書その他の方法で通知及び公表する。

又、廃止した場合の公表については、設置の場合に準ずる。

(4) 運営

厚真町災害対策本部条例（昭和38年厚真町条例第29号）の定めるところによる。

① 本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長及び部長、班長、連絡所長をもって構成し、災害対策関係の基本的事項について協議する。

協議事項

- ア 本部の配備体制の切替及び廃止に関すること。
- イ 災害情報、被害状況の分析とそれに伴う対策活動の実績及び調整に関すること。
- ウ 災害救護の要請に関すること。
- エ その他災害対策に関する重要な事項。

本部長（町長）が、非常配備体制を指令したときに、招集し開催するものとする。

以下、同一の災害について必要に応じて開催し、その決定事項は、速やかに本部構成員のほか災害対策に従事するものに周知するものとする。

3 非常配備体制

(1) 非常配備の基準

ア 本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備の体制をとるものとする。ただし、本部が設置されない場合であっても非常配備に関する基準により配備の体制をとることがあるものとする。

イ 非常配備の種別、配備時期、配備内容の基準は別表4の「非常配備に関する基準」によるものとし、配備の決定については本部長が行う。

(2) 全職員の登庁

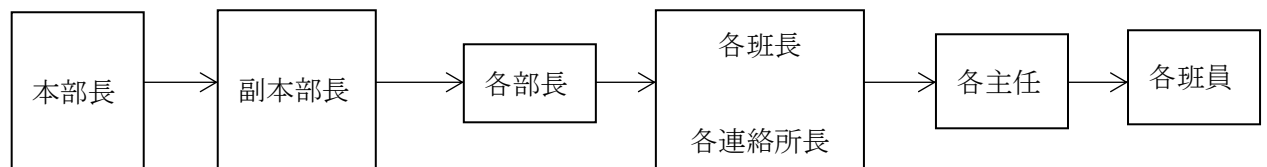
職員は、厚真町役場処務規則によるほか、第1種又は第2種非常配備体制がとられるような重要な情報及び警報を得たとき、又は第3種非常配備体制を必要とする重大な災害が発生したときは、速やかに登庁し本部長の指示に従うものとする。

(3) 配備要員と動員の方法

災害対策本部が設置された場合は次のとおりとし、災害対策本部が設置されない場合は、これに準じて行なうものとする。

ア 本部の配備要員は、各部の部長・班長をあて、配備の招集は本部長が行うものとする。

イ 動員は対策本部の配備区分に従い、次の方法により行うものとする。



ウ 総括部長は、各部長に対して本部の設置、配備種別、配備内容を通知するものとする。

エ 各部長は、上記の通知に基づき各班長に対し当該通知の内容を知らせ、併せて配備体制の指示をする。

オ 各部・班において、あらかじめ部内の動員（招集）系統を確立しておくものとする。

カ 上記の通知を受けた各班長は班員を掌握し、直ちに配備につくものとする。

キ 休日及び時間外において、上記イにより伝達又は報告を受けた職員は、勤務場所又はあらかじめ定められた場所に集合するものとする。

(4) 緊急参集等

職員は、勤務時間外、休日等において、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがあることを覚知したときは、配備計画に基づき、直ちに所属、又は予め指定された場所に参集し配備につく。

(5) 非常配備体制の活動要領

① 第一種非常配備体制下の活動の要点は、概ね次のとおりとする。

ア 総括部長は、胆振総合振興局その他の関係機関と連絡をとり、気象情報、対策通報、雨量、水位等を本部に伝達するとともに、各部より現地の状況を収集する。

イ その他の部長は、総括部長からの情報又は連絡に即応して、情勢に対処する措置を検討するとともに、随時待機する職員に必要な指示を行うものとする。

② 第二種非常配備の活動の要点は、概ね次のとおりとする。

ア 本部の機能を円滑ならしめるため、必要に応じて胆振東部消防組合厚真支署長を加えた本部員会議を開催する。

イ 総括部長その他関係部長・班長は、情報の収集、伝達体制を強化する。

ウ 総括部長は、関係部長・班長及び防災会議関係機関、道本部、地方本部と相互連絡を密にし情勢を把握するとともに、緊急措置について本部長に報告するものとする。

エ 各部長・班長は次の措置をとり、その状況を報告するものとする。

- a 事態の重要性を部下職員に徹底させ、所要の人員を非常の業務につかせるものとする。
- b 関係部及び災害対策に関係ある外部機関との連絡を密にし、活動体制を整備するものとする。

③ 第三種非常配備の活動の要点は、次のとおりとする。

ア 各部長は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時本部長に報告するものとする。

4 被害状況の報告要領

災害発生の場合において、各部長は被害状況をとりまとめ本部長に報告するとともに、総括部総務班は胆振総合振興局に対し地区内の被害及び応急対策の実施状況を報告するものとする。

なお、報告様式等は、第5章「災害応急対策計画」第1節「災害通信計画」に定めるところによる。

第3節 本部以外の防災関係機関の協力

災害時における応急対策活動には、本部長指揮下の町職員があたるものであるが、人員、資材等の不足、その他の理由により必要があるときは、本部長は本計画の定めるところにより、警察、その他の防災会議構成機関、住民組織等（別表6参照）の協力を要請して応急対策活動に万全を期するものとする。

1 警察官に対する協力要請——苫小牧警察署厚真駐在所（厚真町京町31番地Tel27-2510）

主として次の事項につき、協力を要請するものとする。

ア 被害情報の収集。

イ 被災者の救出、負傷者、傷病にかかった者の応急的救護及び行方不明者の捜索、収容等。

2 自衛隊に対する協力要請——陸上自衛隊第7師団第3部防衛班（千歳市祝梅1016番地

Tel0123-23-5131）

（1） 主として次の事項につき、応援を必要とするときに派遣を要請するものとする。

ア 人命の救助および財産の保護

イ 消防及び水防等

ウ 救援物資の輸送

エ 道路の応急修理

オ 応急医療

カ 防 疫

キ 給 水

ク 通 信

(2) 本部長は、自衛隊の派遣を要請しようとするときは、北海道知事（胆振総合振興局長が代行する）に対して行うものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、直接自衛隊に派遣を要請するものとする。

3 防災会議構成機関に対する協力要請

- ・ 消防、水防、防疫、その他の応急活動に必要な技術、労力、又は資材の提供等。

4 住民組織等に対する協力要請

災害時において、被災者に対する応急救助、情報収集等のため、次の事項につき住民組織の活用を図るものとする。

- ア 災害情報の収集と本部への連絡に関すること。
- イ 災害情報等の地域住民に対する広報に関すること。
- ウ 災害現地又は避難所における炊き出し及び救護活動に関すること。
- エ 災害の応急対策工事に必要な人員と機器の確保に関すること。
- オ 地域の防疫及び被害調査に関すること。
- カ その他救助活動に必要な事項で、本部長が協力を求めた事項。

別表4 非常配備体制の基準

種 別	配 備 時 期	配 備 内 容	任 務	配備要員
第1種 非常配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 震度4の地震が発生したとき。 2 津波注意報が発令されたとき。 3 気象、地象及び水象に関する情報又は警報を受けたとき。 4 その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき。 	<p>情報連絡のため各部の少数の人数をもって当たるもので、状況により次の配備体制に移行できる体制とする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集 2 関係機関との連絡 	別 図
第2種 非常配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 震度5弱または5強の地震が発生したとき。 2 津波警報が発令されたとき。 3 局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき。 4 その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき。 	<p>各部全班の人員をもって当たるもので、災害の発生とともにそのまま直ちに非常活動ができる体制とする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集 2 関係機関との連絡 3 応急措置の実施 	別 図
第3種 非常配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 震度6弱以上の地震が発生したとき。 2 大津波警報が発令されたとき。 3 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が特に甚大であると予想される場合において本部長が当該非常配備を指令したとき。 4 予想されない重大な災害が発生したとき。 	<p>各部全班の人員をもって当たるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害業務全般の実施 	別 図

(備考) 災害の規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

別表 5 非常配備体制要員

本部長 町長				
副本部長 副町長・教育長				
		第1種非常配備	第2種非常配備	第3種非常配備
総括部				
総務班	班長他所要の人員	全	班員	全
学校対策班	班長他所要の人員	全	班員	全
社会教育班	班長他所要の人員	全	班員	全
富里連絡所	連絡所長他所要の人員	全	所員	全
桜丘連絡所	連絡所長他所要の人員	全	所員	全
上野連絡所	連絡所長他所要の人員	全	所員	全
宇隆連絡所	連絡所長他所要の人員	全	所員	全
豊丘連絡所	連絡所長他所要の人員	全	所員	全
上厚真連絡所	連絡所長他所要の人員	全	所員	全
浜厚真連絡所	連絡所長他所要の人員	全	所員	全
臨時連絡所	連絡所長他所要の人員	全	所員	全
調査広報部				
広報班	班長他所要の人員	全	班員	全
調査班	班長他所要の人員	全	班員	全
工作部				
工作班	班長他所要の人員	全	班員	全
建築班	班長他所要の人員	全	班員	全
工作労務班	班長他所要の人員	全	班員	全
資材部				
資材班	班長他所要の人員	全	班員	全
輸送班	班長他所要の人員	全	班員	全
資材労務班	班長他所要の人員	全	班員	全
救護部				
救護班	班長他所要の人員	全	班員	全
給与班	班長他所要の人員	全	班員	全
支援部				
支援班	班長他所要の人員	全	班員	全

別表6 協力要請先

住民組織及び団体の名称及び代表者	連絡先	連絡方法	電話番号等
日本水難救済会浜厚真救難所 所長	事務局	電話・FAX 及び口頭	28-3750
厚真建設協会 会長	事務局	〃	27-3750
各自治会 会長	会長宅	〃	
各自警団 団長	団長宅	〃	
民生児童委員協議会 会長	事務局	〃	役場町民福祉課 福祉G
厚真町交通安全協会 会長	事務局	〃	役場総務課 総務人事G
厚真町社会福祉協議会 会長	事務局	〃	役場内線 111
厚真町婦人団体連絡協議会 会長	事務局	〃	教育委員会 生涯学習課 社会教育G
厚真町日本赤十字奉仕団 委員長	事務局	〃	役場町民福祉課 福祉G
北海道厚真福社会 理事長	事務局	〃	27-3111

第4章 災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものである。

災害を完全に防ぐことは不可能であることから、減災の考え方を基本理念とし、被害ができるだけ少なくなるよう、様々な予防対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。

また、防災・減災対策は、町民、町、防災関係機関が相互に協力し、災害発生の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるものとする。

不意に襲ってくる大災害から一人でも多くの命を救うために、水防体制の整備や消防力の向上、防災資機材等の分散備蓄、また、避難所施設の機能強化を図るための、太陽光発電その他再生可能エネルギーの活用など「公助」の推進に取り組むとともに、被害を最小限にとどめるための「自助・共助」として、防災教育や自主防災活動、避難所運営などの対策を進めていく必要がある。

さらなる災害に強いまちづくりを進めるため、建築物の耐震対策、避難所の非常電源設備の整備、土砂災害対策などの防災対策を進めるとともに、ハード対策に過度に依存せず、減災の観点からのソフト対策の強化を行う。

災害被害を軽減していくためには、「自助」・「共助」・「公助」そして、「減災」のために行動していくことが大切である。

第1節 水防計画

1 水防組織

- (1) 本町における水防組織は消防団員・地域住民をもって構成する。
- (2) 重要水防区域における活動は、消防団長及び自治会長の指揮で行うものとする。

2 水防信号

水防のための信号は水防法第13条の規定により知事が定める次の水防信号とする。

- (1) 第1信号 はん濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの
- (2) 第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
- (3) 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
- (4) 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの
- (5) 地震による堤防の漏水、沈下等の場合及び津波の場合は、上記に準じて取り扱う。

	警 鐘 信 号	サイレン信号
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	約 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○－休止－○－休止－○－休止－○－休止
第2信号	○－○－○ ○－○－○	約 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○－休止－○－休止－○－休止－○－休止
第3信号	○－○－○－○ ○－○－○－○	約 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○－休 止－○－休 止－○－休 止－○－休 止
第4信号	乱 打	約 1分 5秒 1分 ○－休止－○－

- 備考
- 1 信号は適宜の時間持続すること。
 - 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
 - 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

3 水防活動

災害対策本部の水防活動に対する非常配備については、第3章に準ずるものとし消防団各自治会の動員については本章動員計画に準じて活動を行うものとする。

- (1) 水防活動開始の時期は次の時点とする。
 - ア 災害対策本部長が必要と認めたとき
 - イ 胆振総合振興局から水防警報の伝達を受けたとき
- (2) 水防作業を必要とする場合は流速・護岸等の状態により最も適切な工法をとり、迅速に効果的な作業を実施する。
- (3) その他
水防活動に関する計画は、水防法に基づく厚真町水防計画の定めるところによる。

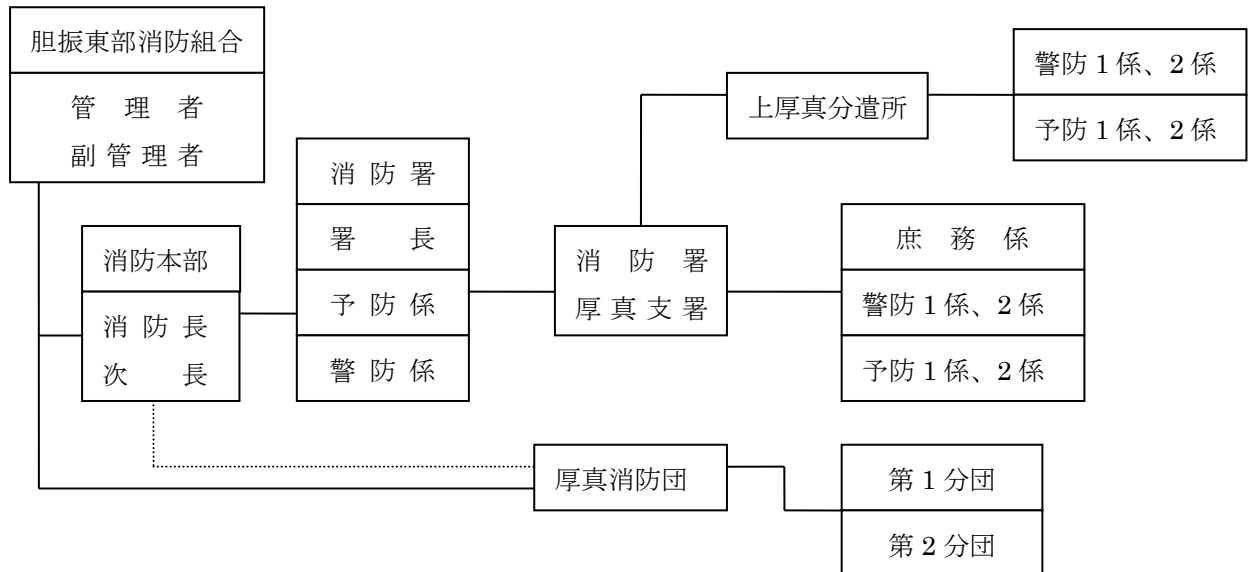
第2節 消防計画

胆振東部消防組合の消防計画の定めるところにより、火災の発生を予防し、火災が発生した場合において、その被害を最小限に防止するため、必要な事項を定めるものとする。

1 消防機関の組織及び消防職（団）員の配置

消防機関の組織及び消防職団員の配置は、次のとおりである。

(1) 消防組織図



2 火災予防計画

火災を未然に防止するため、町民に対して広報紙等により随時警戒心の喚起を図るほか、胆振東部消防組合と協力して、次により防火思想の普及を推進する。

(1) 諸行事による防火思想の普及

街頭宣伝、防火チラシとポスターの配布、映画会、講習会等を行うほか、火災予防行事に協力して防火思想の普及を図る。

(2) 防火管理者の育成と防火体制の強化

消防法第8条の規定による防火管理者制度の完全実施を図り、講習会、研修会等を開催して防火知識及び技術の向上を図るとともに、防火対象物管理体制の重要性を認識させることに努める。

(3) 予防査察

特殊防火対象物、危険物貯蔵所等及び一般家庭の予防査察を計画的に実施して火災の未然防止と焼死事故の絶滅を図る。

ア 一般対象物については、1ヵ年を通じて1回以上行うものとする。

イ 特定防火対象物については、1ヵ年を通じて2回以上行うものとする。

ウ 非特定防火対象物については、1ヵ年を通じて1回以上行うものとする。

エ 危険物製造所等については、1 ヶ年を通じて2回以上行うものとする。

(4) 建築確認の同意

消防法第7条の規定に基づく建築物同意調査を行い、火災予防の推進を図る。

3 火災警報及び伝達計画

(1) 火災警報

管理者は、消防法第22条第2項の規定による通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発令することができる。

(2) 火災警報発令条件

○ 4月から10月まで

実効湿度72%以下にして、最小湿度55%以下となり、最大風速6.5m/s以上のとき。

○ 11月から3月まで

実効湿度67%以下にして、最小湿度49%以下となり、最大風速7.3m/s以上のとき。

(3) 火災警報発令時の広報

火災警報が発令されたとき、支署長は別表1の消防法施行規則第34条の規定により、ただちに一般住民に周知徹底を図らなければならない。

別表 1

消防信号[消防法施行規則（昭和36年4月1日自治省令第6号）]

方法 信号別	種 別	打鐘信号	余いん防止付 サイレン信号	その他の信号
火 災 信 号	近火信号 消防屯所から約800 m以内のとき	●●●●●●●● (連点)	●-V ●-V 約3秒、約2秒 (短声連点)	
	出場信号 署所団出場区域内	●●● ●●● (3点)		
	応援信号 署所団特命応援出場 のとき	●● ●● ●● (2点)	●-V ●-V 約5秒、約6秒	
	報知信号 出場区域外の火災を 認知したとき	● ● ● ● (1点)		
	鎮火信号	●●● ●●● 1点と2点の班打		
山 林 火 災 信 号	出場信号 署所団出場区域内	●●● ●●● 3点と2点の班打	●-V ●-V 約10秒、約2秒	
	応援信号 署所団特命応援出場 のとき	同 上	同 上	
火 災 警 報 信 号	火災警報発令信号	● ●●●● ● ●●●● 1点と4点の班打	●-V ●-V 約30秒、約6秒	掲示板による信号 標記 「火災警報発令中」 赤地に白字 紅白吹流し及び旗 の掲揚 形状及び大きさは 適宜とする。
	火災警報解除信号	●●●● ●●●● 1点2個と2点との 班打	●-V ●-V 約10秒、約3秒 約1分	口頭伝達、掲示板の 撤去、吹流し旗の降 下
演 習 招 集 信 号	演習招集信号	● ●●● ● ●●● 1点と3点の班打	●-V ●-V 約15秒、約6秒	
備 考	1 火災警報発令信号及び火災警報解除信号は、それぞれの一種又は二種以上を併用 することができる。 2 信号継続時間は適宜とする。 3 消防職員又は、消防団員の非常招集を行うときは近火信号を用いることができ る。			

4 招集計画

支署長及び団長は火災が発生し、又は発生する恐れがあるとき、その他警戒警備等のために、必要がある。

(1) 招集の区分

職団員の招集区分は次のとおりとする。

- ア 全員招集 職団員の全部を招集する場合とし、打鐘及び消防用サイレンによって招集する。
- イ 半数招集 職団員を個別に招集する場合とし、防災行政用無線、電話又は口頭によって招集する。

(2) 招集方法

- ア 支署長及び団長は、所属職団員の参集場所をあらかじめ指定しておくものとする。
- イ 職団員は前条の招集を受けたとき、又は火災等の発生を認知したときは前項により指定された場所に速やかに参集するものとする。

5 出動及び引揚計画

(1) 出動計画

消防本部長は、地域の特殊性、各防火対象物の種類又は異常気象時等を考慮し、あらかじめ出動計画をたて、消防隊の出動並びに運用の適正を図るとともに、初期消火態勢等を確立しなければならない。

なお、大規模な災害など組合消防では十分な対策を実施できない場合に備え、必要に応じ他の消防機関に応援を要請するものとする。

(2) 出動計画の区分

ア 前条の出動区分は次の区分による。

- (ア) 通常火災
 - (イ) 特殊建物火災出動
 - (ウ) 危険物等特殊火災出動
 - (エ) 車両火災出動
 - (オ) 山林火災出動
 - (カ) 警戒出動
 - (キ) 救助出動
 - (ク) 異状時火災出動
 - (ケ) 地震等自然災害出動
 - (コ) 事故災害出動
 - (サ) 応援出動（北海道広域消防相互応援協定による出動）
 - (シ) 管内応援、受援出動
- イ 消防本部長は前項各号の出動計画を決定したとき、又は変更したときは所属の長及び団長に周知するものとする。

(3) 避難路の確保

消防長は市街地等における大規模火災が発生した場合、町は被災者の安全な誘導及び消火活動の迅速化を図るため、北海道警察等と協力して、主要幹線道路の確保を行うものとする。

(4) 現場引揚

火災を鎮圧及び災害の作業等任務を終了したときは、消防本部長又は現場における最高指揮者は、続発火災に備えるため、必要な部隊を除きすみやかに部隊の引揚を命じるものとする。

(5) 消防設備の整備

大規模火災発生時、確実な消火用水を確保するため、消火栓、防火水槽、厚真川における消火用取水施設等の整備の万全を期する。

6 救急計画

救助・救急体制の強化と救出及び救急活動に必要な機器の整備に努めるとともに、警察、医師会等との連携を図り、救助・救急活動の万全を期する。

第3節 雪害予防計画

異常降雪等により予想される雪害は交通の途絶、送電、通信線の断線故障、荷重による建物破損等であって、これらの予防及び応急対策は「北海道雪害対策実施要綱」に定めるところにより次のとおり行う。

- 1 雪害時の防災体制は、非常配備体制以外においては建設課が所管するものとする。
- 2 本町の地形、気象条件からして特に重要警戒区域として設定する必要はないと思われるが、通学あるいは消防活動のため、町内各路線における除排雪を積極的に実施するものとする。
又、水利施設、消火栓等消火施設についても常時除雪を行い、消防体制を確立する。
- 3 積雪災害に対処するため、グレーダー等除雪機械の整備点検を図るものとする。
- 4 東日本電信電話㈱北海道支店は、通信施設の雪害防止と、電話回線故障の復旧の迅速化を図るため、施設の改善応急対策の強化等を図るものとする。
- 5 北海道電力㈱苫小牧支店は、電力施設の雪害防止のため、送電線冠雪、着氷雪対策を樹立し、必要に応じて特別巡視等を行うものとする。
- 6 厚真町が除雪を行なう基準は、降雪時に関わらず積雪量 10 cmに達したとき、又は吹き溜まりが発生し交通に支障をきたすと思われるときは出動する。ただし、風雪により視程障害が発生している場合は、除雪を行なわない。

第4節 建築物災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害から、建築物を防御するために必要な事項は、この計画の定めるところによる。

1 予防対策

町は、建築基準法に規定される耐震性能を有しない施設、とりわけ避難所指定となっている拠点施設の耐震改修を推進するため、厚真町耐震改修促進計画等に基づき、これら施設の耐震性の向上を図る。

また、建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地においては、耐火建築物の建築促進に努め建築物の不燃化の促進を図り、防災構造・準防火構造とするように努め、火災の延焼の防止を図る。

第5節 災害時要配慮者対策計画

災害発生時には、高齢者、障害者等いわゆる災害時要配慮者が犠牲になる場合が多い。

このため町は、社会福祉施設管理者と一体となって、災害時要配慮者の安全を確保するため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から緊急連絡体制、避難計画等の防災体制の整備を行なうものとする。

1 安全対策

(1) 災害時要配慮者の実態把握

災害時要配慮者についてあらかじめ、福祉関係部課及び社会福祉施設管理者との連絡を密にし、その実態を把握するものとする。災害時に速やかに安全確認及び避難誘導を行うものとする。また、警察・消防等に情報を開示し、災害時の迅速な対応に利用する。

(2) 緊急連絡体制の整備

自治会等の協力のもとに災害時要配慮者に対する、きめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。災害時には、保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう緊急連絡先の整備を行う。

(3) 避難体制の確立

災害時要配慮者に対する避難誘導方法については、第5章5節「避難計画」によるが特に災害時要配慮者を優先し誘導する。

(4) 災害時要配慮者支援体制の確立

安心して生活できる地域社会を構築するために、災害時要配慮者が平常時から、その地域住民との良好な関係を確立することが不可欠であり、互いに協力しあえる関係づくりを目ざし、近隣住民を中心とした連携体制を確立する。

ア 災害時要配慮者対策マニュアルの作成に努める。

イ 「個別の避難支援計画」を作成するなど避難支援に努めるとともに、災害時要配慮者が災害時速やかに避難することができる支援体制の構築に努める。

(5) 災害時要配慮者対策の普及・啓発

災害時においては、災害時要配慮者が自らの身を守ることが必要であるが、災害時要配慮者が一人で災害に対応することは、多くの困難を伴うため、災害時要配慮者をはじめ、家族、地域住民に対する防災知識の普及活動について広報紙等を通じて行うほか、防災ハンドブックを作成し配布することにより、日頃から防災に対する高齢者等の意識の啓発を図る。

(6) 防災教育・訓練の充実等

災害時要配慮者が自らの対応能力を高めるために、災害時要配慮者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

2 社会福祉施設の対策

(1) 防災設備等の整備

社会福祉施設の利用者や入所者は、寝たきりの高齢者や障害者等のいわゆる災害時要配慮者であるため、その管理者は、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。また、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入居者が最低限度の生活維持に必要な食料・飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

(2) 組織体制の整備

社会福祉施設の管理者は災害発生の予防又は災害が発生した場合において迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、社会福祉施設の管理者は、平常時から町との連携の下に、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等にに応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため緊急連絡体制を整える。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設の管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。

また、社会福祉施設の管理者は、施設の職員や入所者が災害時においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。

3 援助活動

(1) 災害時要配慮者の発見

災害発生後、直ちにあらかじめ把握している災害時要配慮者について、居宅に取り残された災害時要配慮者の早期発見に努める。

(2) 避難所等への移送

災害発生後、災害時要配慮者を発見した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置をとる。

ア 避難所への移動

イ 病院への移送

ウ 施設等への緊急入所

(3) 応急仮設住宅への優先的入居

応急仮設住宅への入居にあたり、災害時要配慮者の優先的入居に努めるものとする。

(4) 在宅者への支援

在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

(5) 応援依頼

救助活動の状況や災害時要配慮者の状況を把握し、適宜、道、隣接市町村等へ応援を要請する。

4 外国人に対する対策

言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人をいわゆる「災害時要配慮者」として位置付け、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、防災対策についての周知を図る。

第6節 避難行動要支援者名簿

避難について特に支援が必要な者を災害から保護するため、避難行動要支援者名簿を作成し、消防機関や民生委員等の地域の支援者との間で可能な限り情報を共有する。

1 避難支援等関係者となる者

(1) 消防機関

(2) 警察機関

(3) 民生委員・児童委員

(4) 社会福祉協議会

(5) 自治会・自主防災組織

(6) 事前に協定を締結した避難支援等の実施に携わる団体

(7) その他町長が認める者

2 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は次の者とする

- (1) 介護保険における要介護認定3以上
- (2) 身体障害者手帳を有する者
- (3) 療育手帳を有する者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳を有する者
- (5) 難病患者
- (6) 高齢者のうち、本人等から申し出のあった者で、町長が避難支援等の必要を認めた者
- (7) 自治会・民生委員など避難支援関係者となる者が支援の必要を認めた者
- (8) その他町長が認めた者

施設入所者や長期入院患者については、支援対象者の所在が明確であり、地域の避難支援等関係者の人数が限られていることから、避難行動要支援者名簿の対象は在宅者（一時的に入所、入院している者を含む。）とする。

3 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

(1) 名簿作成に必要な個人情報

- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所又は現居住地
- ・電話番号その他の連絡先
- ・避難支援等を必要とする事由
- ・上記のほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(2) 名簿作成に必要な個人情報の入手方法

- ・ 町は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、関係部局で把握している要介護者や障がい者等の情報を集約するよう努めるものとする。
- ・ 難病患者に係る情報等、町で把握できない情報に関しては北海道の関係機関より、必要な情報の取得に努めるものとする。

4 名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、町は次のとおり避難行動要支援者の把握に努めるものとする。

- (1) 新たに町に転入してきた要介護者、障がい者等や新たに要介護認定や障害認定を受けた者のうち避難行動要支援者に該当する者を避難行動要支援者名簿に掲載するとともに、新規に避難行動に掲載された者に対して、平常時から避難支援等関係者に対して名簿情報を提供することについて同意の確認を行う。
- (2) 転居や死亡等により、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更などにより確認された場合は、避難行動要支援者名簿から削除する。なお、「住所」については、各人の生活の本拠

であり、必ずしも住民基本台帳に記載されている住所には限定されない。

- (3) 避難行動要支援者が社会福祉施設等へ長期間の入所等をしたことを把握した場合も避難行動要支援者名簿から削除する。

5 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

町は名簿情報の提供の際は、次のとおり名簿情報の漏えい防止のための措置を行う。

- (1) 避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分などの避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- (2) 町の一地区の自治会に対して町内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど無用に共有、利用しない。
- (3) 避難支援等関係者に対し守秘義務が課せられていることを十分説明する。
- (4) 避難支援等関係者に対し施錠可能な場所へ、避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導する。
- (5) 避難支援等関係者に対し受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- (6) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。
- (7) 避難支援等関係者に対しては必要に応じ、名簿情報の取り扱い状況を報告させる。
- (8) 避難支援等関係者に対し、個人情報の取り扱いに関する研修を開催する。

6 円滑な避難のための情報伝達に係る配慮

町は、自然災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう地域防災計画に基づき、避難準備情報、避難勧告、避難指示など、災害時において適時適切に発令する。

避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう発令及び伝達に当たっては次のような配慮を行う。

- (1) 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにする。
- (2) 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法は異なることに留意する。
- (3) それぞれの避難行動要支援者に合った、必要な情報を流す。
- (4) 防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、携帯電話を活用した緊急速報メールの活用など、多様な情報手段を確保する。

7 避難支援等関係者の安全確保の措置

避難支援については避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを大前提とし、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲内で行うこととする。

町は、避難行動要支援者に対し避難支援等関係者は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうよう周知を図るものとする。

第7節 防災資機材等の整備計画

町は、災害時において住民の生活を確保するため、食料、飲料水等の確保に努めるとともに災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備につとめる。

1 食料等の確保

町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し3日分の食料及び飲料水の備蓄に努めるよう啓発する等、災害発生時の応急対策活動の円滑化に努める。

2 防災資機材等の整備

町は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として暖房器具及び毛布等の整備に努める。

第8節 自主防災組織の育成等に関する計画

阪神淡路大震災や東日本大震災の経験を踏まえ、災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもとに地域住民、事業所等による自主防災組織の設置育成を推進する。

1 地域住民による自主防災組織

町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、初期消火活動の実施、身体障害者、高齢者等災害弱者の避難誘導等の防火活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

また、北海道地域防災マスターの活用等により自主防災組織のリーダー育成に努める。

なお、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。

2 事業所等の防災組織

多数の者が利用し又は従事する施設並びに危険物を扱う事業所において、自衛防災組織が法令により義務づけられている一定の事業所については、制度の徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。又、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置等育成を図り、積極的な防災体制の整備強化に努める。

3 自主防災組織の編成

自主防災組織はその機能を十分に発揮するためには、あらかじめ組織内の役割分担を定めておくことが必要となるため、今後は積極的に自主防災組織の編成に努力していくこととする。

なお、組織の編成にあたっては、地域の実情に応じて次の点に留意する。

- (1) 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあつては、いくつかのブロックに分ける。
- (2) 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。

4 自主防災組織の活動

(1) 平常時の活動

ア 防災意識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

イ 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

ウ 防災点検の実施

家庭及び地域において、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては期日を定めて一斉に防災点検を行う。

(2) 非常時及び災害時の活動

ア 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

イ 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い初期消火に努めるようにする。

ウ 救出救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者が発生したときは、町等に通報するとともに二次災害に十分注意し救出活動に努めるようにする。

又、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものがあるときは救護所等へ搬送する。

町長等から避難勧告、指示が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、火災、崖崩れ、地すべり等に注意しながら迅速かつ円滑に避難場所へ誘導する。

なお、高齢者、幼児、病人その他自力で避難することが困難な者に対しては、地域住民

の協力のもとに避難させる。

オ 給食・救援物資の配付及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、町が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

5 地域防災マスターとの連携

町は、北海道地域防災マスター等の防災リーダーとの緊密な連携、協力体制を確立し、地域における自主防災活動の中心となる人材の育成に努めることとする。

第9節 土砂災害予防計画

急傾斜地における崩壊及びなだれ等の土砂災害から住民の生命、身体及び財産を守り、被害を最小限にとどめるための予防対策は、この計画の定めるところによる。

1 予防対策

(1) 地すべり災害、落石災害対策

土地の高度利用や開発に伴って、地すべり災害及び落石災害が発生する傾向にあり、ひとたびこれらの災害が発生すると多くの住家、公共施設等に被害が発生するため、国、北海道及び町は、次のとおり予防対策を講ずるものとする。

ア 国

森林法に基づき、森林の造成若しくは維持に必要な事業を行い、山腹の崩壊等を防止するとともに施設点検を行い、必要に応じて適切な処置を講ずるものとする。

イ 北海道

急傾斜地崩壊防止工事の実施を推進するとともに、定期的に施設点検を行い、必要に応じて適切な処置を講ずるものとする。

ウ 町

(ア) 住民に対し、土石流危険渓流の周知に努めるとともに、当該区域に係る必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

(イ) 町が所有する区域の保全及び安全を確保するため、必要に応じ危険防止柵の設置を行うとともに、付近住民に対しては、河川等の異常等の早期発見の通報協力について周知するものとする。

(2) 土石流災害対策

ア 室蘭建設管理部、胆振東部森林管理署

(ア) 土石流危険渓流に係る直轄の砂防及び治山施設について、定期的に施設点検を行い、必要に応じて適切な処置を講ずるものとする。

- (イ) 砂防及び治山事業を実施する場合は、請負業者に対し工事中の安全確保のため、土石流に対する警戒避難体制について指導するものとする。

イ 北海道

- (ア) 治山工事及び砂防工事の推進をはじめ、砂防法に基づく砂防指定や森林法に基づく保安林指定の促進を図るとともに、土石流の発生を助長するような行為を制限するなど、土石流対策を推進するものとする。

また、治山、砂防施設について、定期的に施設点検を行い、必要に応じて適切な処置を講ずるものとする。

- (イ) 町に対し危険溪流に関する資料を提供し、住民への危険溪流に関する資料の提供等について指導するものとする。

- (ウ) 砂防及び治山事業を実施する場合は、請負業者に対し工事中の安全確保のため、土石流に対する警戒避難体制について指導するものとする。

ウ 町

- (ア) 住民に対し、土石流危険溪流の周知に努めるとともに、当該区域に係る必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

- (イ) 町が所有する区域の保全及び安全を確保するため、必要に応じ危険防止柵の設置を行うとともに、付近住民に対しては、河川等の異常等の早期発見の通報協力について周知するものとする。

2 土砂災害警戒区域等

(1) 土砂災害警戒区域の指定

北海道は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」）に基づき、基礎調査等を実施し、土砂災害警戒区域等を指定する。

(2) 土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備

町は、警戒区域の指定があったときは、当該区域ごとに次の事項について定める。

また、危険箇所についても同様とする。

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達

イ 土砂災害に関する予報または警報の発令及び伝達

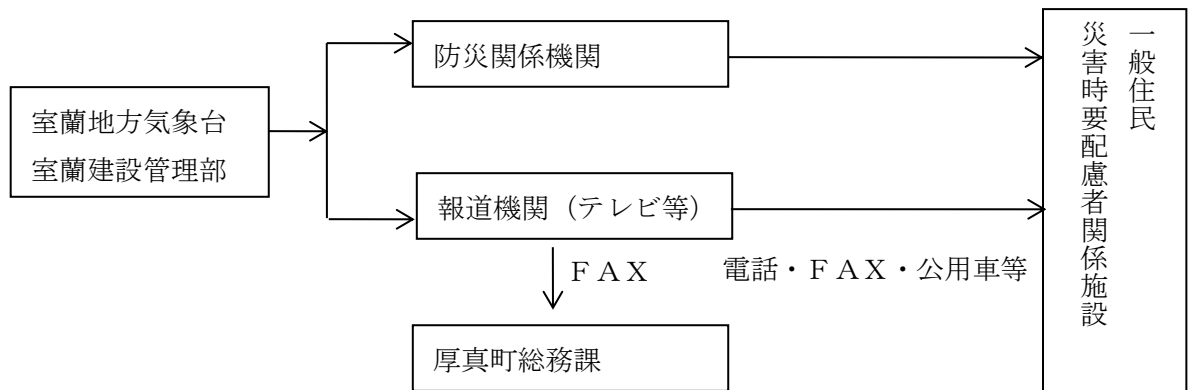
ウ 避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制、さらに町は、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の作成・配布等必要な措置に努める。

3 土砂災害警戒情報の収集及び伝達

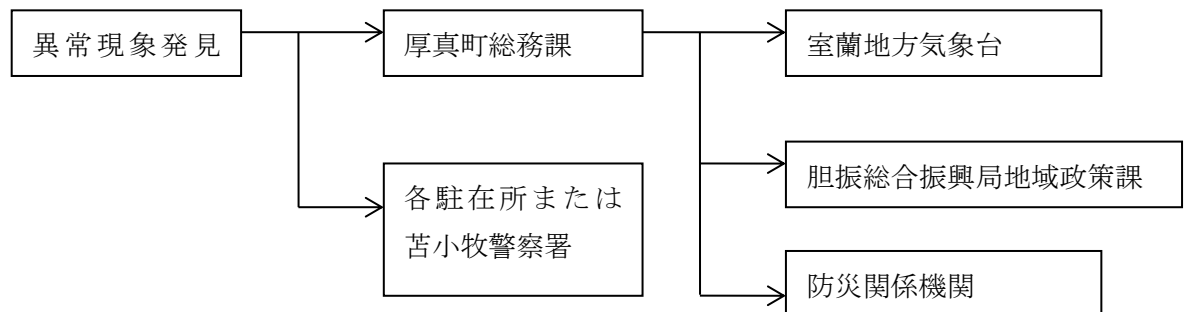
(1) 警戒・避難に関する情報の収集

気象庁や北海道が提供する警戒・避難に関する情報（気象・雨量情報、土砂災害警戒情報、防災情報提供システムによる情報等）をテレビ、ラジオ、電話、FAX、インターネット等により収集するとともに、住民、警察、消防団等から前兆現象や災害発生を収集する。

(2) 土砂災害警戒情報の伝達経路及び収集手段、住民への伝達方法は下記のとおりである。



(3) 異常現象を発見した者は、直ちに町長または警察官に通報する。また、通報を受けた町長は速やかに北海道及び気象官署、防災関係機関に通報する。



4 警戒巡視

町長は、融雪・台風・異常降雨等により土砂災害が予想される場合は、当該区域の巡視を行い警戒に当たるものとする。

警戒巡視に当たって注意する事項は、おおむね次のとおりとする。

- ア 表層の状況
- イ 地表水の状況
- ウ 湧水の状況
- エ 亀裂の状況
- オ 樹木等の傾倒状況

5 避難勧告等の発令基準

避難勧告等の発令については、大雨時の避難そのものに危険が伴うこと等を顧み、台風等による豪雨や暴風の襲来が予測される場合には早期に発令するなど、総合的に判断する。

区 分	発 令 基 準
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣で湧き水、地下水等の濁り水等の土砂災害前兆現象を発見したとき ・ 「大雨警報(土砂災害)」が発令されたとき
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣で溪流付近の斜面の崩壊、斜面のはらみ、擁壁等の亀裂やひび割れ等の土砂災害前兆現象を発見したとき ・ 「土砂災害警戒情報」が発表されたとき
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣で土砂災害が発生したとき ・ 近隣で土砂移動現象、山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等の重大な土砂災害前兆現象を発見したとき

6 避難及び救助

災害が発生し、または発生するおそれがある場合においては、第5章第5節「避難救出計画」の定めにより、当該地域住民に警告し、避難のための立ち退きを勧告し、または指示するとともに関係機関に周知し、避難誘導等の協力を得るものとする。また、避難の際には災害時要配慮者にも十分配慮するものとする。

第5章 災害応急対策計画

第1節 災害通信計画

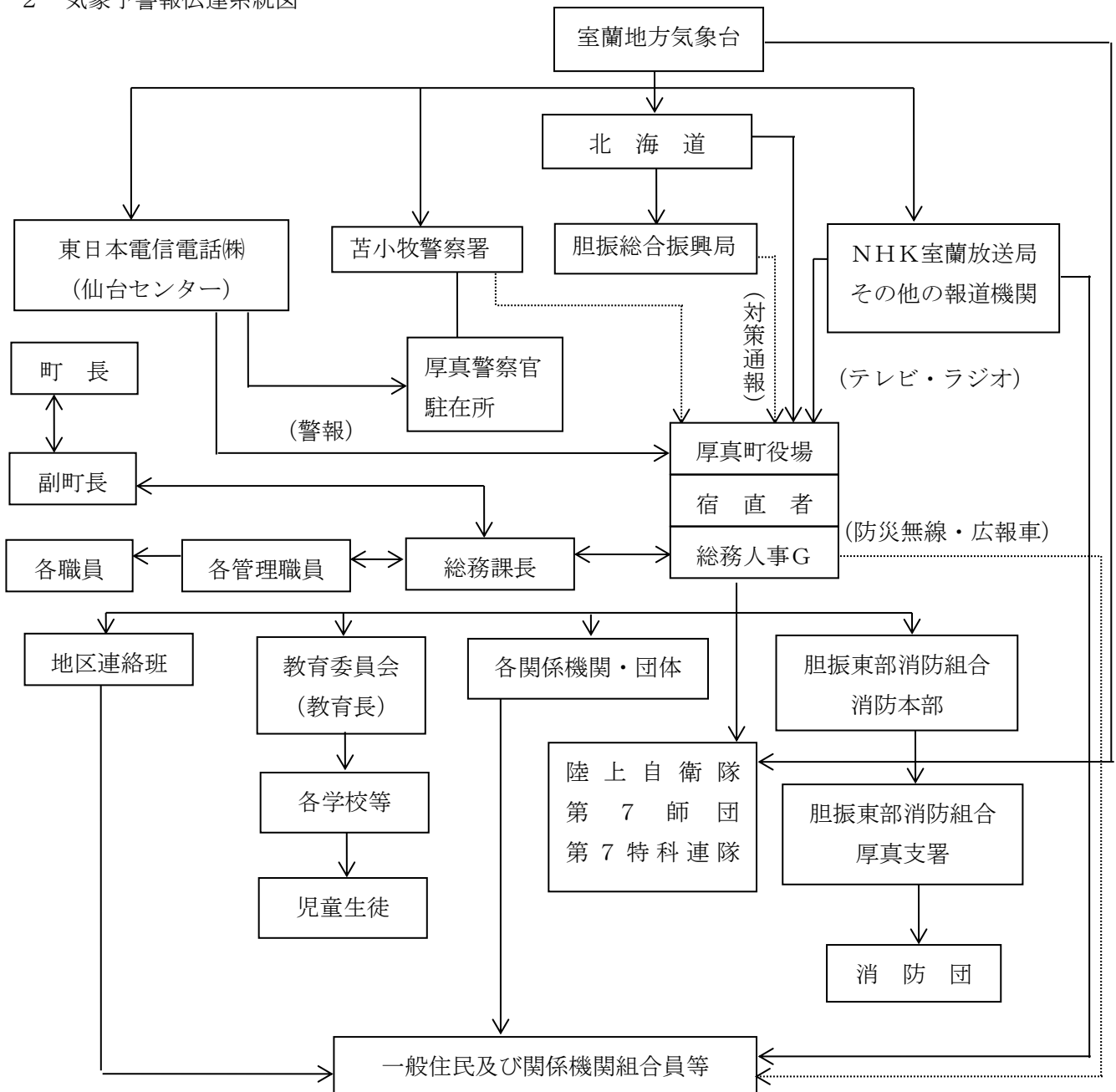
災害に関する情報及び気象予報、警報の伝達、災害応急対策に必要な指揮命令の伝達並びに災害情報、被害状況報告等の収集及び通報等を迅速かつ確実に実施するための計画は次のとおりである。

1 気象及び災害情報の伝達系統

気象情報は、次の気象予報・警報伝達系統図に基づき、電話、防災行政用無線等その他最も有効な方法により、通報し又は伝達するものとする。

- (1) 注意報及び警報は、総務課が受理する。
- (2) 注意報及び警報を受理した場合は、直ちに総務課長（災害情報等連絡責任者）に連絡し指示を受け、必要に応じて関係各課長等に連絡するとともに、関係機関、団体、学校および一般住民に対し警報発表に伴う必要な事項の周知徹底を図るものとする。

2 気象予警報伝達系統図



※注意報・警報・特別警報基準（室蘭地方气象台）

① 注意報（基準値はいずれも予想値）

種 類	発 表 基 準
風雪（平均風速）	陸上 12m/s 海上 15m/s 雪による視程障害を伴う
強風（平均風速）	陸上 12m/s 海上 15m/s
波浪（有義波高）	3m
高潮（潮位 T・P 上）	苫小牧西 0.9m
大雨（雨量）	1 時間雨量 30 mm（山間部 50 mm） 3 時間雨量 50 mm（山間部 80 mm） 土壌雨量指数 69
洪水（雨量）	流域雨量指数 厚真川流域＝10 入鹿別川流域＝8
大 雪	25 cm以上（山間部 30 cm） 12 時間降雪の深さ
雷	落雷による被害が予想されるとき
乾 燥	最小湿度 35%以下 実効湿度 65%以下
濃霧（視程）	陸上 200m 海上 500m
霜（最低気温）	3℃（最低気温）
な だ れ	①24 時間降雪の深さ 30 cm以上 ②積雪の深さ 40 cm以上で日平均気温 5℃以上
低 温	通年（平均気温） 平年より 5℃以上低い日が 2 日以上継続
着 雪	気温が 0℃くらいで、弱度・並度・強度のうち強度以上の雪が数時間以上継続
着氷（船体）	水温 4℃以下 風温 -5℃以下で風速 8m/s 以上
融 雪	融雪に相当する水量と 24 時間雨量の合計が 60mm以上

② 警報基準（基準値はいずれも予想値）

種 類	発 表 基 準
暴風（平均風速）	陸上 18m/s 海上 25m/s
暴風雪（平均風速）	陸上 18m/s 海上 25m/s 雪による視程障害を伴う
波浪（有義波高）	6m、但し西～北西風の場合は 5m
高潮（潮位 T・P 上）	苫小牧西 1.3m
大雨（雨量）	1 時間雨量 平坦地 50 mm 平坦地以外 70 mm 土壌雨量指数 93
洪水（雨量）	1 時間雨量 平坦地 50 mm 平坦地以外 70 mm 流域雨量指数 厚真川流域＝24

	入鹿別川流域=20
記録的短時間大雨情報（1時間雨量）	90mm（大雨・洪水警報が発表されている期間中、記録的な1時間雨量を観測したときに発表される情報）
大雪	40 cm（山間部 50 cm） 12時間降雪の深さ又は12時間積雪の差（3時間ごとの増分の合計）

③ 特別警報基準

種類	発表基準
大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
大雪特別警報	大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
波浪特別警報	高い波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。

○ 特別警報発令における避難及び救助

- ・ 災害が発生し、特別警報（大雪特別警報、暴風雪特別警報を除く）が発令された場合においては、第5章第5節「避難救出計画」の定めにより、当該地域住民に警告し、避難のための立ち退きを指示するとともに関係機関に周知し、避難誘導等の協力を得るものとする。また、避難の際には災害時要配慮者にも十分配慮するものとする。
- ・ 大雪特別警報、暴風特別警報及び暴風雪特別警報が発令された場合においては、当該地域住民に警告し、避難の指示又は安全を確認するための最善策について指示するものとする。

○ 特別警報発令における伝達

- ・ 気象庁から特別警報が発令された場合においては、第5章第1節「災害通信計画」の気象予警報伝達系統図に基づいて、防災行政無線放送やJアラートを利用するなど、適時その時点で使用可能な手法で周知を行う。

④ 火災気象通報基準

実行湿度 65%以下で最小湿度 35%以下の場合、若しくは、平均風速が陸上で 12m/s 以上が予想される場合。なお、平均風速が基準値以上であっても、降水及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある

3 気象及び災害情報の伝達方法

気象台等の発する気象、水防に関する予警報の伝達方法は、気象予警報伝達系統図によるが、予警報の伝達を迅速、的確に行うための方法は次のとおりとする。

(1) 伝達方法

気象台等から通知された気象、水防に関する予警報又は道（振興局）が発する対策通報を受たときは、町長が必要と認められるものについて、防災行政用無線・電話その他最も有効な方法により関係課長等及び関係機関に通知するものとする。

(2) 夜間、休日等における気象予警報の取扱

夜間、休日等において気象予警報が発令されたときは、宿日直者は総務課長に連絡し防災担当者に指示を受け、関係管理職員並びに関係機関に通知するものとする。

なお、緊急防災ネットワーク及び FAX 等の故障により、発令文章を受信できない場合は、聞き取った内容を様式 1 により整理して総務課長に報告するものとする。

様式 1

火山情報及び気象予警報等受理票

年 月 日		午前・午後		時	分	電話・FAX	
発 信 者				受 信 者			
予警報等の種類				発 信 時 刻		午前・午後 時 分	
受							
理							
事							
項							
処							
理							
方							
法							

4 災害情報通信計画

災害時における情報、被害状況報告等の収集及び通信連絡を円滑に行うために、必要な事項は次のとおりとする。

(1) 伝達方法

- ① 災害の発生、被害状況等の連絡は別図「災害情報連絡系統図」により行うものとする。
- ② 総務課長が関係各管理職員に連絡する場合、次の区分に応じて行うものとする。ただし、状況により必要がないと判断したときは、情報の全部又は一部について連絡を省略できるものとする。

〈災害情報の連絡区分〉

区 分	災害の種類を問わず連絡を要する者	暴風雨等による災害に関する情報の場合に連絡を要する者	火災に関する情報の場合に連絡を要する者	地震に関する情報の場合に連絡を要する者
職 名	町 長 副 町 長 教 育 長	全管理職員	全管理職員	全管理職員

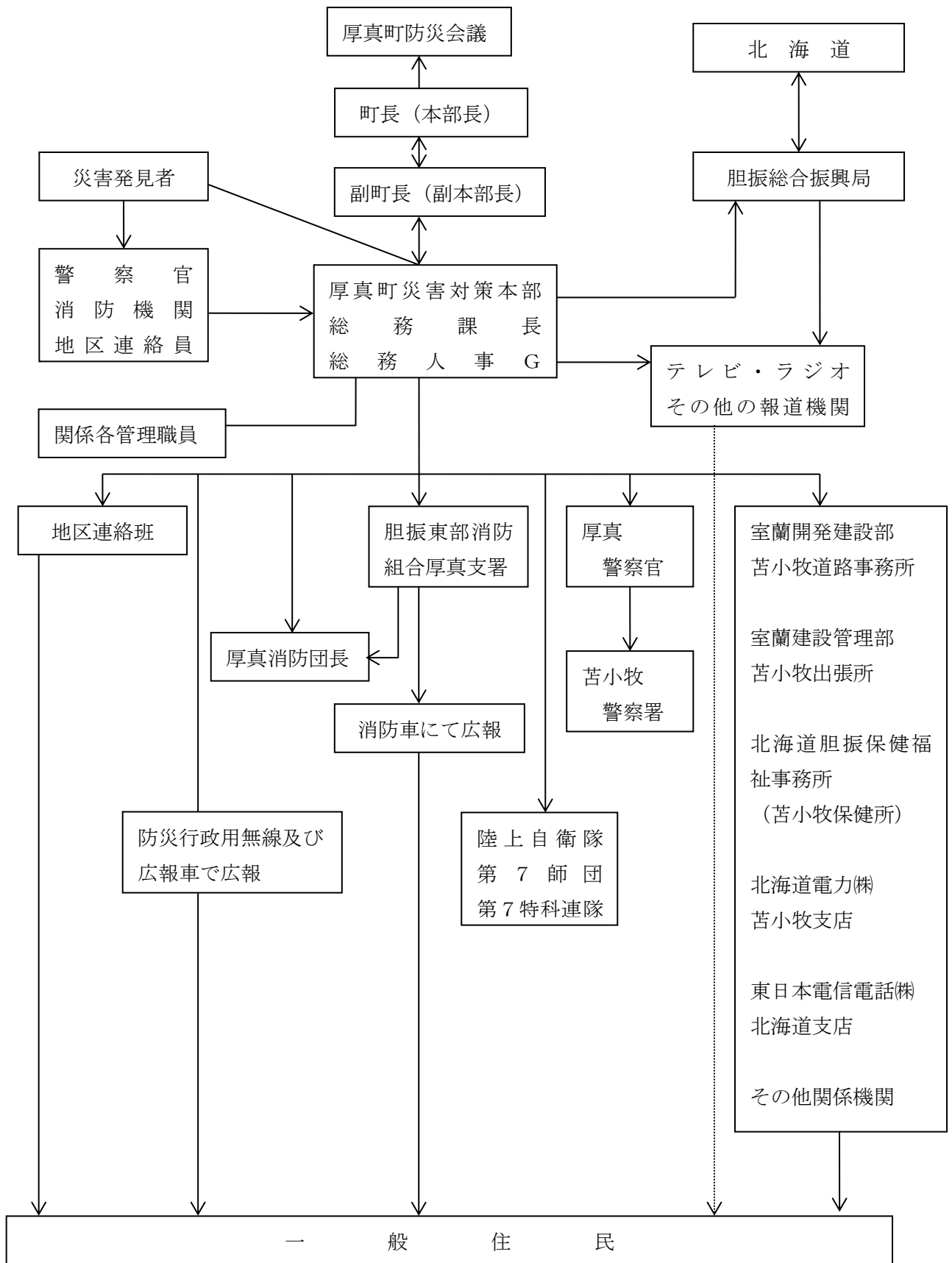
- ③ 厚真町（災害対策本部）と胆振総合振興局との災害情報の連絡は、下記の系統図により行う。

第1系統 「厚真町」（NTT回線） ←→ 胆振総合振興局

第2系統 「厚真町」（緊急防災ネットワーク） ←→ 胆振総合振興局

第3系統 「厚真町」（NTT回線） ←→ 陸上自衛隊第7師団（NTT回線） ←→ 胆振総合振興局

別 図 災 害 情 報 連 絡 系 統 図



(2) 防災会議構成機関の情報連絡責任者

防災関係機関の長は、災害時における情報連絡責任者並びにその代理者等についてあらかじめ定めておくものとする。

防災会議構成機関の情報連絡責任者

機 関 名	電 話 番 号	連絡責任者	代理者
		職 名	職名
室蘭開発建設部 苫小牧道路事務所	0144-72-5165	維持課長	
厚 真 郵 便 局	0145-27-2661	局 長	
陸上自衛隊第7師団第7特科連隊	0123-23-5131	連 隊 長	
胆振総合振興局 地域政策部 地域政策課	0143-24-9570	主 査 (防 災)	
室蘭建設管理部 苫小牧出張所	0144-32-3171	所 長	
苫小牧警察署 厚真駐在所	0145-27-2510	所 長	
厚 真 町 教 育 委 員 会	0145-27-2321	生涯学習課長	
胆振東部消防組合 厚真支署	0145-26-7119	厚真支署長	
胆振東部消防組合 厚真消防団	0145-26-7119	厚真支署長	
とまこまい広域農業協同組合	0145-27-2241	厚真支所長	
厚 真 町 土 地 改 良 区	0145-27-2610	参 事	
苫小牧広域森林組合 厚真支所	0145-27-2429	副組合長	
鷗川漁業協同組合	0145-28-2131	副組合長理事	
厚 真 町 商 工 会	0145-27-2456	事 務 局 長	
北海道電力(株) 苫小牧支店	0144-32-5321	支 店 長	営業部長
東日本電信電話(株) 北海道支店 (委任機関) (株)NTT 東日本 - 北海道 苫小牧支店	011-212-4466 0144-35-4330	設備部災害 対策室長 総括担当	
あ つ ま バ ス (株)	0145-27-2311	代表取締役	

(ア) 防災関係機関の長は、情報連絡責任者又はその代理者に変更があったときは、その都度町長に報告するものとする。

(イ) 災害に関する情報は、必要と判断したものを全て情報連絡責任者又はその代理者を通して連絡するものとする。

(ウ) 情報連絡責任者は情報の連絡を受けたときは、直ちに上司及びその他の関係者に連絡を取るとともに災害の予防、復旧、その他必要な措置を取るものとする。

(3) 災害情報の収集及び報告

① 情報の収集

本部の総括部は、災害が発生し又は発生するおそれのあるときは、速やかに災害情報を収集し、所要の応急対策を講ずるものとする。被害状況の把握及び応急対策の実施状況等の調査収集は、各部が所管事項について責任をもって行い、集計等は総括部で取りまとめ、常に

災害情報等を把握しておく。

又、災害情報等の調査収集に当たって必要なときは、関係地区連絡班員を通じて迅速に調査収集するものとする。

② 情報の報告

本部の総括部は、災害が発生してから応急措置が完了するまでの情報について、次に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき、その状況を知事（振興局長）に報告するものとする。

又、特に関係のある公共機関、団体等に対しても連絡するものとする。

なお、消防庁速報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報については直接消防庁にも報告するものとする。

[災 害 情 報 等 報 告 取 扱 要 領]

災害が発生し又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害状況等」という。）を胆振総合振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で厚真町が軽微であっても振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて、報告の必要があると認められるもの
- (7) その他、特に指示があった災害

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、別表1の様式により速やかに報告すること。この場合、災害の経過に応じ、把握した事項を逐次報告すること。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く。）については除くものとする。

(ア) 速報

被害発生後、直ちに別表2の様式により件数のみ報告すること。

(イ) 中間報告

被害状況が判明次第、別表2の様式により報告すること。なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。ただし、報告の時期等について、特に指示があった場合はその指示に基づく報告を行うこと。

(ウ) 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別表2の様式により報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

- (1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。
- (2) 被害状況報告のうち、最終報告は文書により報告するものとする。

4 被害状況判定基準

別表 3 のとおりとする。

5 災害情報等連絡責任者

責任者 総務班長（総務課長）

別表 1

災 害 情 報						
報 告 時 限	月 日 時 分現在	発 受 信 日 時	月 日 時 分			
発 信 機 関		受 信 機 関				
発 信 担 当 者		受 信 担 当 者				
発 生 場 所						
発 生 日 時	月 日 時 分	災 害 の 原 因				
気 象 等 の 状 況	雨 量 河川水位 潮位・波高 風 速 そ の 他					
交 通 ・ 通 信 ・ 水 道 等 の 状 況	道 路 鉄 道 電 話 水 道 (飲料水) 電 気 そ の 他					
応 急 措 置 の 状 況	(1) 災害対策本部の設置	月 日 時 分 設置				
	(2) 災害救助法適用の状況	(地区名)	(被害棟数)	(り災世帯)	(り災人員)	
	(3) 避難の状況	(救助実施内容)				
		区 分	地区名	避難場所	避難人員	時 間
		避難指示				
		避難勧告				
	(4) 自衛隊派遣の要請状況					
(5) その他の措置の状況						
(6) 応急対策出動人員	(ア) 出動人員 市町村職員 消防職員 消防団員 その他(住民等) 計	名 名 名 名	(イ) 主な活動状況			
そ の 他	(今後の見通し)					

別表 2

被害状況報告（速報・中間・最終）

災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因			
災害発生場所							
報告の時限		月 日 時 分現在		発受信日時		月 日 時 分	
発信機関				受信機関			
発信者				受信者			
項 目		件 数	被害総額(千円)	項 目		件 数	被害総額(千円)
人的被害	死 者		1 氏 名	農業被害	共同利用施設		
	行方不明		2 性 別		営農施設		
	重 傷		3 年 齢		そ の 他		
	軽 傷		4 原 因				
	計				計		
住家被害	全 壊	棟 数		土木被害	道 工 事	河 川	
		世帯数				海 岸	
		人 員				砂防施設	
	半 壊	棟 数			道 路		
		世帯数			橋 梁		
		人 員			小 計		
	一部破損	棟 数			市 町 村 工 事	河 川	
		世帯数				道 路	
		人 員				橋 梁	
	床上浸水	棟 数			小 計		
		世帯数			港 湾		
		人 員			漁 港		
	床下浸水	棟 数			下 水 道		
		世帯数			公 園		
		人 員			崖くずれ		
	計	棟 数			計		
世帯数							
人 員							
非住家被害	全 壊	公共建物	水産被害	漁 船	沈没流出		
		そ の 他			破 損		
	半 壊	公共建物		計			
		そ の 他		漁港施設			
	計	公共建物		共同利用施設			
そ の 他		その他施設					
農業被害	農 地 ha	田	漁具(網)				
		畑		水産製品			
	農作物 ha	田		そ の 他			
		畑					
農 業 施 設		計					

項 目		件 数	被害金額(千円)	項 目	件 数	被害総額(千円)		
林業被害	道有林	林地		公立文教被害	小学校			
		治山施設			中学校			
		林道			高校			
		林産物			その他文教施設			
		その他						
		小計			計			
	一般民有林	林地		施設	社会教育施設			
		治山施設			社会福祉	公立		
		林道				個人		
		林産物				計		
その他			その他		都市施設			
小計		空港						
衛生被害	水道		その他					
	病院	公立						
		個人						
	一般廃棄物施設							
	火葬場							
計								
商工被害	商業		その他					
	工業							
	その他							
	計				被害総額			
参考	異常気象等の状況							
	交通通信水道等の状況							
	応急対策出動人員(延)	市町村職員	名	消防職員	名	消防団員	名	その他(住民等)

別表 3

被害区分		判定基準
人的被害	死者	<p>当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの</p> <p>(1) 当該災害により負傷した後 48 時間以内に死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) C町の者が隣接のD町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、D町の死亡者として取り扱う。(行方不明者、重傷、軽傷についても同じ。)</p> <p>(3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察の調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの</p> <p>(1) 死亡欄の (2)、(3) を参照</p>
	重傷者	<p>災害のため負傷し、1ヶ月以上医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの</p> <p>(1) 負傷の程度の診断は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅療養等が1ヶ月以上に及ぶものを重傷者とする。</p> <p>(2) 死亡欄の (2)、(3) を参照</p>
	軽傷者	<p>災害のため負傷し、1ヶ月未満の医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの</p> <p>(1) 負傷の程度の診断は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅療養等が1ヶ月未満であるものを軽傷者とする。</p> <p>(2) 死亡欄の (2)、(3) を参照</p>
住家被害	住家	<p>現実に居住している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3) 住家は社宅、公宅（指定行政機関及び指定公共機関のもの）を問わず全て住家とする。</p>
	世帯	<p>生活をつつにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>
	全壊	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または、住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度（家財道具は含まない。）のもの</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	半壊	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損害部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または、住家の構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>

	一部損壊	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには補修を要する程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む。）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費が含まない。
非住家被害	非住家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共施設とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置等とは、生活の主体をなす主家に付属する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。
農業被害	農地	農地被害は、田畑が流出、埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流失した状態をいう。 (2) 埋没とは、粒径1mm以下にあつて2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつて5cm以上流失した状態をいう。 (3) 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。 (4) 被害額の算出は、農地の原形復旧に要する費用、又は農耕を維持するための最小限度の復旧の要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農作物	農作物が農地流失、埋没等及び浸冠水、倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24時間以上）作物が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、畜舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、種苗施設の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、家畜、果樹（果実は含まない）、草地、畜産物等をいう。

土木被害	河川	河川の維持管理に必要な堤防、護岸、水制、床止め又は海岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上する。
	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	道路	道路法第2条の規定により、道路管理者が維持管理する道路が損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁	道路法第2条の規定により、道路管理者が維持管理する道路に架設した橋梁が、流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害を言う。 (1) 被害額の算出は、復旧工事に要する経費を計上すること。
	港湾	港湾法の規定に基づく水域、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設。
	漁港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上必要な輸送施設。
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水道
林業被害	公園	都市公園法施行令第25条第各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽、いけがき）を除く）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法第2条第1項第3号に規定する公園若しくは緑地に設けられたもの。
	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。
	治山施設	既設の治山施設をいう。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。
	林産物	立木、素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特殊林産物等をいう。
その他	苗種、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。	
水産被害	漁船	動力船及び無動力船の沈没、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引き上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価格又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設、干場、船揚場等をいう。
	その他施設	上記で個人（団体、会社含む）所有のものをいう。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。
水産製品	加工品、その他の製品ををいう。	

衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水・送水施設及び配水施設をいう。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。
	一般廃棄物処理施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。
	火葬場	火葬場をいう。
商業被害	商業	店舗、商品、原材料等をいう。
	工業	工場等の建物、原材料、製品、生産機械器具等をいう。
公共文教被害		公立の小、中、高校のほか、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園児等をいう。(私学関係はその他の項目で扱う。)
社会教育施設		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設
社会福祉施設		老人福祉施設、身体障害者(児)福祉施設、精神薄弱者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設等をいう。
その他	都市施設	街路、公園、下水道等の都市施設をいう。
	空港	空港整備法第2条第1項第3号の規定による空港をいう
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われる。

第2節 応急措置実施計画

災害時において、町長及び関係機関の長が実施する応急措置については、この計画の定めるところによる。

1 応急措置実施責任者

法令上実施責任者として定められている者は、次のとおりである。

- (1) 北海道知事 (基本法第70条)
- (2) 警察官等 (基本法第63条第2項)
- (3) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長 (基本法第77条)
- (4) 指定公共機関及び指定地方公共機関 (基本法第80条)
- (5) 町長、町の委員会又は委員、公共的団体、
防災上重要な施設の管理者等 (基本法第62条)
- (6) 水防管理者(町長)、消防機関の長(支署長、出張所長)等 (水防法第17条及び第21条)
- (7) 消防長又は消防署長等 (消防法第29条)

2 町の実施する応急措置

町長は、災害が発生したときは、その拡大を防止するため、次に掲げる必要な応急措置を速やかに実施するものとする。

(1) 警戒区域の設定

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人命又は身体に対する危険防止のため特に必要があると認めるときは、基本法第 63 条第 1 項の規定に基づき警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。

(2) 応急公用負担の実施

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第 64 条第 1 項の規定に基づき本町区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

なお、この場合において、災害対策基本法施行令(昭和 37 年政令第 288 号)第 24 条及び基本法第 82 条の規定に基づき次の措置をとらなければならない。

ア 土地建物等の占有者等に対する通知

町長は、当該土地、建物その他の工作物又は土石、竹木その他の物件(以下「土地建物等」という。)を使用し、又は収用したときは、速やかに当該土地建物等の占有者、使用者その他当該土地建物等について権限を有する者(以下この号において「占有者等」という。)に対し次の事項を通知しなければならない。

この場合において、占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その通知事項を厚真町公告式条例第 2 条第 2 項に定めた掲示場に掲示する等の措置をとらなければならない。

- ① 名称又は種類
- ② 形状及び数量
- ③ 所在した場所
- ④ 処分の期間又は期日
- ⑤ その他必要な事項

イ 損失補償

町は、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(3) 支障物件等の除去及び保管

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するための緊急の必要があると認めるときは、基本法第 64 条第 2 項の規定に基づき、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの(以下「工作物等」という。)の除去その他必要な措置をとることができるものとし、除去したときは、当該工作物等を保管しなければならない。

なお、工作物等を保管したときは基本法第 64 条第 3 項から第 6 項までの規定に基づき、それぞれ次の措置をとらなければならない。

ア 町長は、当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権限を有する者(以下この号において「占有者等」という。)に対し当該工作物等を返還するため、公示する。

イ 町長は、保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管する。

ウ 工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、行政代執行法(昭和 23 年法律第 43 号)第 5 条及び第 6 条の規定を準用し、占有者等より徴収する。

エ 保管した工作物等を返還するため公示した日から起算して 6 月を経過してもなお返還することができないときは、当該工作物等の所有権を町に帰属させる。

(4) 北海道知事に対する応援の要求等

町長は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、北海道知事に対し、応援を求め、又は応急措置の実施を要請することができる。(基本法第 68 条)

(5) 他の市町村長等に対する応援の要求等

ア 町長は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し、応援を求めることができる。(基本法第 67 条)

イ 町長は、他の市町村長等から応援を求められたときは、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。(基本法第 67 条)

(6) 住民等に対する緊急従事指示等

ア 町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本町地域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。(基本法第 65 条)

イ 町長及び消防長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、本町地域内に居住する者又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。(水防法第 24 条)

ウ 消防職員又は消防団員は緊急の必要があるときは、火災の現場付近にある者を 消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。(消防法第 29 条第 5 項)

エ 救急隊員は、緊急の必要があるときは、事故の現場付近にある者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。(消防法第 35 条の 7 第 1 項)

オ 町長は、アからエまでの応急措置等の業務に協力した住民等が、そのため負傷、疾病、廃疾又は死亡した場合は、関係法令によるほか、市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和 32 年北海道市町村総合事務組合条例第 1 号)によりその補償を行う。

3 救助法適用の場合

救助法適用の場合は、次のとおりである。

(1) 実施責任者

救助法による救助は、北海道知事が行う。ただし、町長は、知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施する。

(2) 救助法による救助の種類、程度、方法及び期間

ア 救助の種類

- ① 収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 被災者の救出
- ⑥ 被災住宅の応急修理
- ⑦ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 埋葬
- ⑩ 遺体の捜索及び処理
- ⑪ 障害物の除去
- ⑫ 輸送及び賃金職員等の雇上げ

イ 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、厚生労働大臣が定める基準に従い、北海道知事がこれを定める。(救助法施行令第9条)

(3) 救助法の適用手続及び適用基準

町長は、災害に関し、その被害が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちに胆振総合振興局長を通じ北海道知事に報告しなければならない。

救助法の適用基準

被害区分	町単独の場合	被害が相当広範囲な場合(全道 2,500 世帯以上)	被害が全道にわたり12,000世帯以上の住家が滅失した場合等
	市町村の人口	住宅滅失世帯数	
厚真町 5,000人未満	30	15	市町村の被害状況が特に救助を必要と認められたとき。

適用

1 住家被害の判定基準

(1) 滅失：全壊、全焼、流失

住家が全部倒壊、流出、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの。

(2) 半壊、半焼：2世帯で滅失1世帯に換算

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20～70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの。

(3) 床上浸水：3世帯で滅失1世帯に換算

床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態になったもの。

2 世帯の判定

(1) 生計を1つにしている実際の生活単位をいう。

(2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。

第3節 動員計画

災害が発生し又は発生が予想され、応急措置を迅速かつ的確に実施するために必要な要員の動員計画は、次に定めるところによる。

1 動員の配備、伝達系統と方法

(1) 本部職員等による伝達方法

ア 平常執務時の伝達系統及び伝達方法

災害対策本部設置基準に基づき災害対策本部が設置された場合、本部長の指示により総括部長は各部長に対して電話及び口頭により、第1種非常配備体制あるいは第2種非常配備体制、さらに緊急時に備えて本部全職員を待機させる第3種非常配備体制を指令するものとする。

各部長は、所属職員に連絡して指揮監督を行い、災害情報の収集・伝達・調査その他の応急措置を実施する体制を整備確立するものとする。

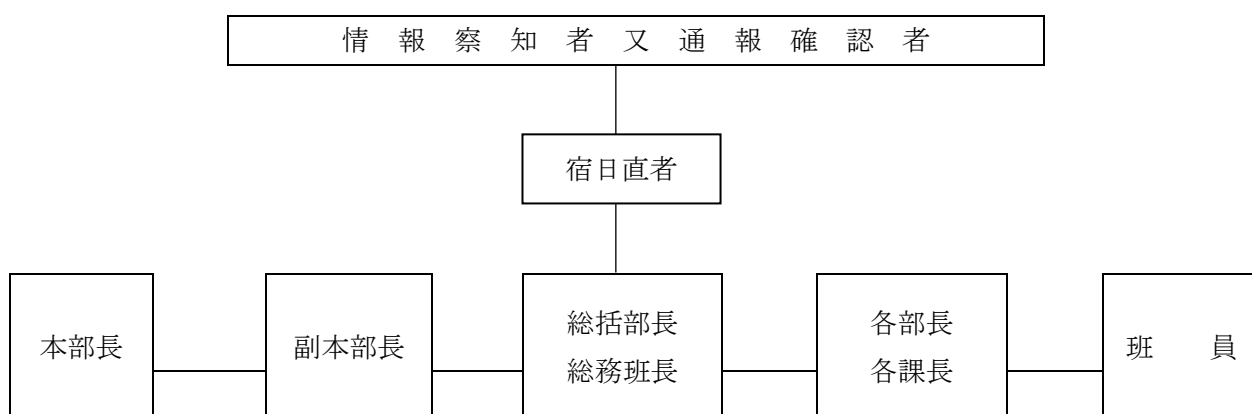


イ 休日又は退庁後の伝達方法

休日又は退庁後において、次の情報を察知した者は宿日直者に連絡し、総括部長又は総務班長の指示を仰ぎ必要に応じて関係部長・班長、班員に通知するものとする。

- ① 気象情報等が関係機関から通報されたとき。
- ② 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。
- ③ 異常現象の通報があったとき。

伝達系統

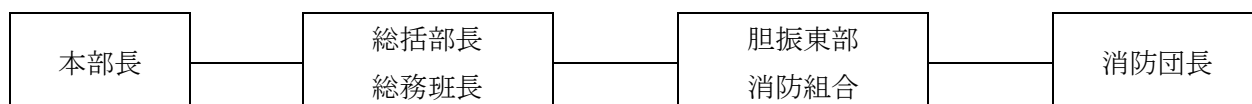


2 職員の非常登庁

職員は、勤務時間外、休日等において登庁の指示を受けたとき、又は災害が発生しあるいは災害の発生のおそれがある情報を察知したときは、災害の情報により所属の長と連絡の上又は自らの判断により登庁するものとする。

なお、本部が設置された場合は、電話、広報車、防災行政用無線、テレビ・ラジオ等により周知し、職員がこの旨を知った場合は直ちに登庁するものとする。

3 消防機関に対する伝達



第4節 災害広報計画

災害時における報道機関・関係諸機関及び住民に対する災害情報の提供並びに広報活動は調査広報部が担当し、本計画の定めるところにより実施する。

1 災害情報等の収集方法

- (1) 調査班等による災害現場の情報取材
- (2) 一般住民及び報道機関、その他関係機関の取材による資料の収集
- (3) その他災害の状況に応じ職員の派遣による資料の収集

2 災害情報等の発表方法

(1) 発表責任者

災害情報等の発表及び広報は、本部長の承認を得て、総括部長が行なうものとする。

(2) 住民に対する広報の方法及び内容

一般住民及び被災者に対する広報活動は、災害時の状況を見極めながら次の方法により行うものとする。

- ア 防災行政用無線の利用
- イ 広報紙又はチラシの利用
- ウ 広報車又は消防車の放送施設の利用
- エ 新聞、ラジオ、テレビ、エリアメール等の利用

(3) 報道機関に対する情報発表の方法

収集した被害状況、災害情報等は、状況に応じて報道機関に対し次の発表をするものとする。

- ア 災害の種別、名称及び発生日時
- イ 災害発生場所
- ウ 被害状況
- エ 応急対策の状況
- オ 住民に対する避難勧告指示の状況
- カ 一般住民及び被災者に対する協力及び注意事項

(4) 対策本部職員に対する周知

総務班は、災害情報の推移を対策本部職員に周知し、各対策班に対して措置すべき事項及び伝達方法を連絡する。

(5) 各関係機関に対する周知

総務班は、必要に応じて防災関係機関、公共的団体及び重要な施設の管理者等に対して災害情報を提供するものとする。

3 被災者相談所の開設

町長は、必要と認めたときは町役場内に被災者相談所を開設し、被災者の相談に応ずるものとする。

第5節 避難救出計画

災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を保護するため必要と認める地域住民に対し安全地域への避難のための立退きを勧告し、あるいは指示し又は避難所を開設するための計画及び生命又は身体が危険な状態にある者並びに生死不明の状態にある者を救出し、保護する計画は本計画の定めるところによる。

1 避難計画

(1) 避難実施責任者

避難のため立退き勧告又は指示を行う責任者は、基本法その他の法律により次のように定められている。

ア 町長（基本法第 60 条、水防法第 22 条）

災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し避難のための立退きを勧告し又は立退きを指示する。救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、避難所の開設、り災者収容等を行い、その旨速やかに胆振総合振興局長に報告する。（解除の場合も同様である。）

イ 警察官（基本法第 61 条、警察官職務執行法第 4 条）

町長が指示できないと認めるとき又は町長から要求があったときは、避難のための立退きの指示を行うものとし、その場合直ちに町長に通知するものとする。

ウ 知事又はその命を受けた職員（基本法第 60 条、第 72 条、水防法第 22 条、地すべり等防止法第 25 条）

① 災害発生により町長が避難のための立ち退き勧告及び指示に関する措置ができない場合は、町長にかわって実施する。

② 洪水による避難の指示

洪水により著しく危険が切迫していると認められるときに立ち退きを勧告し又は指示する。

③ 地すべりによる避難の指示

地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときに立ち退きを勧告し又は指示する。

(2) 避難の勧告、指示区分の基準

区 分	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備(災害時要配慮者避難)情報	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所へ避難行動開始（避難支援者は支援行動を開始）
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や現在の切迫した状況から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害に発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに終了 未だに避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、その暇がない場合は生命を守る最低限の行動

(3) 避難勧告・指示の伝達方法

ア 勧告・指示事項

- ① 避難先
- ② 避難経路
- ③ 避難の理由及び内容
- ④ 注意事項
 - a 携行品は限られたものだけにする。(食料、水筒、タオル、チリ紙、着替え、救急薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等)
 - b 服装は軽装とし、帽子、頭巾、雨合羽、防寒用具等を携行
 - c 避難後の戸締まり
 - d 火気に注意し、火災が発生しないようにする。

イ 伝達方法

- ① 地区情報連絡責任者による伝達
- ② 避難信号による伝達
「第4章第1節水防計画 3水防信号」に定める危険信号によるものとする。ただし、避難所が変わる際は水防信号以外の方法で伝達する。
- ③ 防災行政用無線による伝達
- ④ 放送局（NHK、民間放送局）に対し、勧告、指示を行った旨を連絡し関係住民に連絡すべき事項を提示し、放送するよう依頼する。
- ⑤ 電話による伝達
電話により住民組織、官公署、会社等に通報する。
- ⑥ 広報車による伝達
町、消防機関等の広報車を利用し、関係地区を巡回して伝達する。
- ⑦ 伝達員による個別連絡
避難を勧告・指示したときが夜間、停電時、風雨が激しい場合等、全家庭に対する完全通知が困難であると予想されるときは、本部職員等で組を編成し個別に伝達するものとする。

(4) 避難所

避難所は、資料編資料 12・13 のとおりあらかじめ設定しておくものとし、災害の種類・程度により最も安全であると判断される施設及び場所に避難させるものとする。但し緊急を要する場合等で、これらの場所を使用することができないときは、最寄りの民間施設、空地等を使用するものとする。

また、その地域全体が災害のため使用不能のときは他地域の避難所を使用するものとする。

(5) 避難誘導

ア 避難誘導者

避難者の誘導は、町災害対策本部救護部救護班、消防支署、消防団、警察官が協力して行うものとする。

イ 避難の順位

避難させる場合には、老人、幼児及び疾病者等、災害時要配慮者を優先的に避難させる。

ウ 移送の方法

車両による集団輸送の必要が認められる場合は、町災害対策本部資材部輸送班が行う。

(6) 避難所連絡員

イ 連絡員は、住民等が避難してきた場合、様式1により逐次本部へ報告する。

(7) 道（知事）に対する報告

ア 避難の勧告・指示を町長等が発令したときは、発令者、発令日時、発令の理由、避難の対象地区及び避難先を記録するとともに、胆振総合振興局長に対し直ちにその旨報告する。

（町長以外の者が発令したときは、町長経由）

イ 避難所を開設したときは、知事（胆振総合振興局長）にその旨報告する。

- ① 避難所開設の日時、場所及び施設名
- ② 開設期間の見込み
- ③ 収容状況・収容人員
- ④ 炊き出し等の状況

様式1 避難者リスト

避難施設名称								
避難者住所	避難者氏名	年齢	性別	電話番号	避難月日	避難時刻	帰宅時刻	特記事項
			男・女		月 日	時 分	時 分	

2 救出計画

(1) 救出実施責任者

町長（救助法の適用を受け、知事の委任を受けた場合を含む。）は、警察官、消防等の協力を得て救出を行う。

(2) 救出を必要とする者

災害のために現に生命身体が危険な状態にある者及び生死不明の状態、おおむね次に該当するときとする。

ア 火災の際、火中に取り残された場合

イ 台風、地震等により倒壊家屋の下敷きになった場合

ウ 水害の際、家屋とともに流され又は孤立地点に取り残された場合

エ 山崩れ、地すべり等により生き埋めとなった場合及び自動車、自動車等の大事故が発生した場合

(3) 救助応援

町長は、町単独では十分に被災者の救出等が実施できない場合、本章第20節「広域応援計画」に基づき、道や他の市町村に応援を要請する。

第6節 食料供給計画

災害時における被災者並びに災害応急対策に従事している者に対する主要食料及び副食調味料の供給は、本計画の定めるところによる。

1 主要食料供給計画

(1) 実施責任者

救助法が適用された場合は、知事の委任を受けた町長が実施し、災害救助法適用に至らない災害の場合は、救助法の規定に準じて町長の責任において実施する。なお、各機関の災害応急作業従事者に対する食糧の供給は、原則として当機関の町の責任で実施する。

(2) 供給の対象

ア 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合

イ 被災により供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う必要がある場合

ウ 被災地における、救助作業等の災害応急対策に従事する者に対して、供給を行う必要がある場合

(3) 供給の方法及び手続等

町長は、災害が発生した場合又はそのおそれがある場合で、炊き出し等の給食に必要な応急用米穀等を町内で確保できないときは、その確保について振興局長を通じて知事に要請するものとする。配給方法、その他の手続等については、総合食料局で定める「災害救助用米穀引渡協定書」及び「緊急引渡要領」により行うものとする。

(4) 主要食料、副食、調味料及びその他の食料品調達先

調達先機関	住所	電話番号	備考
とまこまい広域農業協同組合	錦町 10-2	27-2241	
厚真町商工会	京町 37	27-2456	

(5) 災害時要配慮者の食料対策

災害時要配慮者の食料品は、出来るだけ食べやすいものを選定し、優先的に配給するものとする。

(6) 食糧輸送計画

食糧の輸送に当って、車両等の輸送施設及び労務者を必要とする場合は、本章第 15 節「輸送計画」及び 16 節「労務供給計画」により措置するものとする。

第7節 住宅対策計画

災害により住宅を失い又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する住宅対策は、この計画の定めるところによる。

1 住宅対策の種類

避難所設置による被災者の応急収容、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、災害公営住宅の建設

2 実施責任者

緊急住宅対策は町長（総括部）が行う。ただし、救助法が適用された場合の避難所の設置、応急仮設住宅建設及び住宅の応急修理については知事が行ない町長はこれを補助する。ただし、救助法第30条規定により委任された場合は、町長（工作部・建設班・施設担当）が行なう。

3 実施の方法

(1) 避難所の設置

町長は、必要により住家が被害を受け居住の場所を失った者を収容保護するため、避難所を開設するものとする。

(2) 応急仮設住宅の建設

ア 建設の基準

応急仮設住宅の標準規模は、一戸につき29.7平方メートルを基準とする。構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による2～6戸の連続建て若しくは共同建てとし、その仕様は、「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建て又は木造住宅により実施する。

イ 存続期間及び経費

応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事を完了した後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

ウ 維持管理

維持管理については、町長（工作部・建設班・施設担当）が行なう。

(3) 住宅の応急修理

町長は、被災者の一時的な居住の安定を図るため、住宅の応急修理を次のとおり実施するものとする。

ア 応急修理を受ける者

- ・ 住宅が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者であること。
- ・ 自らの資力で応急修理ができない者。

イ 応急修理の実施の方法

- ・ 応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行なう。

ウ 修理の範囲と費用

- ・ 応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことの出来ない部分で必要最小限とする。
- ・ 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

(4) 災害公営住宅の整備

ア 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1以上に達した場合に低所得罹災世帯のため国庫から補助を受けて建設し入居させるものとする。

(ア) 地震、暴風雨、洪水、高潮その他異常な自然現象による災害の場合

- ・ 被災地域全域の滅失戸数が500戸以上のとき
- ・ 町内の滅失戸数が200戸以上のとき
- ・ 滅失戸数が町内の住宅戸数の1割以上のとき

(イ) 火災による場合

- ・ 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき
- ・ 滅失戸数が町内の住宅戸数の1割以上のとき

イ 整備及び管理者

災害公営住宅は町が整備し、管理するものとする。ただし、知事が道において整備する必要を認めたときは道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行なって、道より譲渡を受け町が管理するものとする。

ウ 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理はおおむね次の基準によるものとする。

(ア) 入居者の条件

- ・ 当該災害の発生から3カ年間は当該災害により住宅を滅失した世帯であること。
- ・ 当該災害発生後3カ年間は、月収214,000円以下で事業主体が条例で定める金額を超えない世帯であること。
- ・ 現に同居し又は同居しようとする親族がある世帯であること。
- ・ 現に住宅に困窮していることが明らかな世帯であること。

(イ) 構造

再度の被災を防止する構造

(ウ) 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度

(エ) 国庫補助

- ・ 建設、買取りを行なう場合標準建設、買取費等の2/3。ただし、激甚災害の場合は3/4
- ・ 借上げを行なう場合共同施設等整備費の2/5

4 資材の斡旋、調達

町長は、建築資材等の調達が困難な場合には、北海道に斡旋を依頼するものとする。

第8節 衣料、生活必需物資供給計画

災害時における被災者に対する被服その他生活必需品の供給確保に関する事項は、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 救助法が適用された場合の被災者に対する被服、その他生活必需品の給与又は貸与は、知事が行ない、町長はこれを補助する。ただし、救助法第 30 条第 1 項の規定により委任された場合は町長が行なう。
- (2) 救助法が適用されない場合における被災者に対する物資の供給は、町長（資材部）が行うものとし物資の調達に困難なときは、知事に幹旋及び調達を要請する。

2 給与又は貸与の対象者

- (1) 災害により住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水の被害を受けた者
- (2) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財等を喪失した者
- (3) 災害により被服寝具その他生活必需物資を亡失し、日常生活を営むことが困難と思われる者

3 給与又は貸与物資の種類

被災者に給与又は貸与する救援物資の品目は、おおむね次のとおりとする。

- ア 寝具
- イ 外衣
- ウ 肌着
- エ 身の回り品
- オ 炊事道具
- カ 食器
- キ 日用品
- ク 光熱材料

4 衣料、生活必需品等の調達先

厚真町商工会及びとまこまい広域農業協同組合を調達先とする。なお調達に困難な場合は、知事に依頼し調達するものとする。

5 給与又は貸与の方法

- (1) 地区取扱責任者
地区取扱責任者は、各連絡所の地区主任をもってあて、救援物資の給与又は貸与は、各地区住民の協力を得て的確に行うものとする。
- (2) 給与又は貸与台帳の整備
救援物資の給与又は貸与にあたっては次の簿冊を備え、その経過を明らかにして処理するものとする。
 - ア 世帯構成員別被害状況 (様式 1)
 - イ 物資購入 (配分) 計画書 (様式 2)
 - ウ 物資受払簿 (様式 3)

エ 物資給与及び受領簿 (様式4)

(様式 1) 世帯構成員別被害状況

平成 年 月 日 時現在

世帯構成員別 被害別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人以上世帯	計	小学生	中学生
	全壊(焼)												
流失													
半壊(焼)													
床上浸水													

(様式 2) 物資購入(配分)計画書

世帯区分		1人世帯				2人世帯				3人世帯				計			
		円				円				円				円			
品名	単価	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額
計																	

(様式 3) 物資受払簿

品目	年 月 日	摘 要	受	払	残	備 考
		道調達分 町調達分				

(様式 4) 物資給与及び受領簿

住家被害程度区分		
----------	--	--

災害救助用物資として、下記内訳のとおり受領しました。

平成 年 月 日

住 所

世帯主 氏名

印

給与年月日	品 名	数 量	備 考	給与年月日	品 名	数 量	備 考

第9節 給水計画

災害時において水道の破損及び井戸水の汚染等のため、飲料水が得られない場合における給水活動については本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

応急給水は、町長（給与班）が実施する。給与班員は、建設班・上下水道担当と相互連絡を密にし浄水の確保と給水に万全を期するものとする。（災害救助法が適用された場合は、知事が行ない町長はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は町長が行なう。）

2 給水方法

給与班は、胆振総合振興局保健環境部苫小牧地域保健室の指示に基づき関係機関に協力を求め、被災地への給水を行う。

(1) 浄水施設に被害のない場合

消防水槽車等によって、簡易水道の水を給水する。

(2) 水道施設のうち給配水管のみに被害のあった場合

被災地域は、直ちに断水し関係住民に被害状況を周知徹底させ、消防水槽車等又は給水用資機材により搬送給水する。

(3) 水源井戸を含む水道施設全部が被災した場合

非常用浄水機・湧水・表流水を消毒薬（塩素等）で滅菌処理して給水するほか、近隣市町村に要請して飲料水の提供を受ける。

搬送給水は、消防水槽車等又はトラックによるほか、必要に応じ自衛隊の支援を得て行う。

3 給水施設の応急復旧

在庫資材又は発注資材をもって主要給配水管の配管工事を行い、共同で使用できる大口径の給水栓又は消火栓を適当な間隔に取り付け、被災者に飲料水を供給する。

第10節 医療及び助産計画

災害のため、地域の医療機能が失われ、又は医療機関が混乱した場合における医療及び助産の実施は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 救助法が適用された場合は知事が行ない、町長はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は町長が行なう。

- (2) 救助法が適用されない場合の医療及び助産は、町長が実施する。知事に要請した救護班が現地に到着するまでの間も同様とする。
- (3) 上記(1)(2)については、苫小牧市医師会及び町内の医療機関と緊密な連絡協議のもとに実施するものとする。

2 医療及び助産の対象者並びにその把握

(1) 対象者

医療及び助産の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者及び災害の発生日前後7日以内の分べん者で、災害のため助産の途を失った者

(2) 対象者の把握

対象者の把握は、所管の如何を問わずできる限り正確かつ迅速に把握し、本部長に通知するものとする。通知を受けた本部長は、直ちに救護に関し医師、助産婦等の派遣要請、救護所の開設、患者の緊急輸送、通信連絡の確保、医療資機材の確保、手配等必要な措置を講ずるよう関係部班に指示する。

3 応急救護所の設置

応急救護所は、町内の医療機関とするが、必要により現地の公共施設等を使用するものとする。

4 苫小牧市医師会に対する出動要請

- (1) 町長は、災害の規模等により応急医療の必要があるときは、苫小牧市医師会長に対して出動要請を行う。
- (2) 要請をする場合には、次の項目を通知する。
 - ア 災害発生の日時、場所、原因及び状況
 - イ 出動の時期及び場所
 - ウ 出動を要する人員及び資機材
 - エ その他必要な事項

5 医療救護活動の実施

町長は、災害により医療を必要とする場合は、救護部（救護班）を主体に応急救護に当たる。又知事に対し「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づく救護班の編成及び派遣を依頼し、応急医療にあたるものとする。

6 医療品等の確保

医療、助産に必要な医療品及び衛生機材について町内で調達できないものは、災害の状況等により隣接市町村長及び知事に調達を要請する。

7 患者の移送

傷病患者の移送は、現地での応急処置ののち、最寄りの病院に移送するものとする。

8 関係機関の応援

町長は、災害規模に応じ、知事に対し次の関係機関の応援要請を依頼する。

- (1) 救護班の支援（日赤救護班、国立、道立病院等）
- (2) 患者の移送（自衛隊）

第11節 防疫計画

災害時における被災地の防疫は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 被災地の防疫は、町長（救護部救護班）が知事の指導指示に基づき実施するものとする。
- (2) 災害による被害が甚大で、町長（救護部救護班）のみで防疫の実施が不可能又は困難なときは、知事に応援を求め実施するものとする。

2 防疫の実施組織

防疫班の編成

町長は、被災地における防疫活動を的確に実施するため、次のとおり防疫班を編成するものとする。

班 名	班 長	班 員
防 疫 班	町民生活グループ 主幹又は主査	救護部救護班

3 防疫の種別と方法

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく被災地の防疫については、保健所の指導を得て、次の要領により速やかに実施するものとする。

- (1) 救護班の消毒活動
 - ア 浸水家屋、下水、その他不潔場所の消毒を被災後直ちに実施する。
 - イ 公衆便所、その他不潔場所の消毒を1日1回以上実施する。
 - ウ 井戸の消毒を実施する。
 - エ 状況によって、ねずみ、昆虫等の駆除について地域及び期間を定めて実施する。
- (2) 各世帯における家屋等の消毒
 - ア 床上浸水地域に対しては、被災直後に各戸にクレゾール、クロール石灰等の消毒剤を配付して床、壁の洗浄、便所の消毒、手洗設備の設置、汚染度の強い野菜の投棄等衛生上の指導を行う。
 - イ 家屋内の汚染箇所の洗浄、手洗水、便所の消毒等はクレゾール石けん液で行う。

(3) 患者に対する措置

町長は感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、保健所の指示に従い、速やかに移送の措置をとるものとする。

(4) 臨時予防接種

被災地の感染症を予防するため必要なときは、知事（保健所長）の指示を受け予防接種を実施するものとする。

(5) 避難所の防疫等

町長は、避難所等の応急施設について、次により防疫指導等を実施する。

ア 検病調査等

避難者に対しては、少なくとも1日1回検病調査を実施するものとし、調査の結果必要が生じたときは、検便等による健康診断を受けさせるものとする。

イ 消毒

避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導するとともに、必要があるときはクレゾール等による消毒、ノミ等の発生防止のための薬剤散布を行い、便所、炊事場、洗濯場等を消毒するほか、クレゾール石けん液、逆性石鹼液を適当な場所に配置し、手洗いの励行などについて十分指導徹底させるものとする。

ウ 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもってあて、できるだけ専従させるものとする。又、配膳等の衛生保持及び残廃物等の衛生的処理についても、十分徹底させるものとする。

エ 飲料水の管理

飲料水については、水質検査を実施するとともに、使用のつど消毒させるものとする。

第12節 清掃計画

災害時における被災地のごみの収集、し尿のくみ取り、死亡獣畜の処理等の清掃業務については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

(1) ごみ及びし尿処理

ア 被災地における清掃は、地域住民の協力を得て町長（救護部救護班）が実施するものとする。

イ 町長は、災害による被害甚大で町のみで処理することが困難な場合は、隣接市町村又は道に応援を求め実施するものとする。

(2) 死亡畜獣（牛、馬、豚、羊、やぎ等の死んだもの）及び放浪犬の処理

ア 死亡畜獣の処理は、所有者が行うものとする。所有者が判明しないとき又は所有者において処理することが困難なときは、町長（資材部資材班）が実施するものとする。

イ 放浪犬の処理は、保健所の指示により町長（救護部救護班）が行う。

2 清掃の方法

(1) ごみ処理班

ア ごみの収集及び死亡畜獣の処理等の作業を効果的に実施するため、ごみ処理班を編成するものとする。

イ ごみ処理班の班長は町民生活 G 主幹又は主査を、班員には各連絡所地区主任が指示するものをもってあてるものとする。

(2) ごみの収集処分の方法

ごみは、分別後、安平・厚真広域行政事務組合に搬入し適正に処分する。その際、現有車両による処理が困難な場合は、民間所有車又は業者より車両を借入れて実施するものとする。また、産業廃棄物については、その法令に従い適正に処分するものとする。

(3) し尿の処理方法

し尿の収集は、町長（救護部救護班）がバキューム車により業者作業員の協力を得て実施するものとし、便所の倒壊、溢水等でし尿が散乱しないよう、被害程度の大きな所から収集し、短時間に処理する。

3 野外仮設共同便所

便所が倒壊、溢水等の被害を受けた場合、必要に応じ野外に共同便所を設置するものとする。共同便所は、必要箇所に最小限度の仮設便所を設ける。この場合、恒久対策の障害にならぬよう配慮するものとする。

4 死亡畜獣の処理方法

死亡獣畜の処理は、移動し得るものについては、死亡獣畜取扱場に搬送して処理するものとし、移動し難いものについては、知事の許可を得て、その場で他に影響を及ぼさないように焼却又は埋却するものとする。

5 飼養動物の取扱

(1) 動物の管理者は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律台 105 号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成 13 年条例第 3 号）に基づき、災害発生時においても、動物の愛護及び適切な管理を行なうものとする。

(2) 災害発生時における動物の避難は、北海道動物愛護及び管理に関する条例第 6 条第 1 項第 4 号の規定により、動物の管理者が、自己責任において行なうものとする。

(3) 災害発生時において、道及び町は、関係団体の協力を得て、放浪犬の等の捕獲・収容をするなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、放浪犬等の収容について周知を図るものとする。

第13節 行方不明者の捜索及び収容処理並びに埋葬計画

災害によって行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡したと推定される者の捜索及び死亡者の収容処理、埋葬の実施については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

町長（救護部救護班）

災害救助法が適用された場合は、知事が行ない町長はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は町長が行なうものとする。

2 行方不明者の捜索

(1) 実施の方法

行方不明者の捜索は、町長が警察官と協力し消防機関及び地域住民の応援を得て捜索班を編成し、実施するものとする。

(2) 捜索要請

町において被災し、行方不明者が流失等により他市町村に漂着していると考えられる場合は、関係市町村に対し次の事項を明示して捜索を要請する。

ア 行方不明者が漂着又は埋没していると思われる場所

イ 行方不明者数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等

3 変死体の届け出

変死体については、直ちに警察官に届け出るものとし、その検視後に処理にあたるものとする。

4 死体の収容処理方法

(1) 実施者

ア 死体の身元が判明している場合は、原則として遺族、親族に連絡の上引渡すものとする。

イ 身元が判明していない場合、並びに災害による社会混乱のため、遺族等が死体の処理を行うことができない場合については、町長が行うものとする。

(2) 死体の収容処理

ア 死体の識別のため、死体の洗浄、縫合、消毒をし、また遺体の撮影により身元確認の措置をとるものとする。

イ 死体の一時保存

死体の身元識別のため相当の時間を必要とし又は死亡者が多数のため短時間に埋葬できない場合は、死体を特定の場所（町内の寺院、公共建物等死体の収容に適当な場所）に安置し、埋葬の処理をするまで保存する。

5 死体の埋葬

災害の際、死亡した者について町長が必要と認めた場合、応急的に死体を埋葬するものとし、埋葬にあたっては次の点に留意する。

ア 事故死の死体については、警察機関から引継ぎを受けた後埋葬する。

イ 身元不明の死体については、警察その他関係機関に連絡してその調査にあたるものとする。

ウ 被災地以外に漂着した死体のうち身元が判明しない者の埋葬は、行旅死亡人扱いとする。

6 行方不明者の捜索、死体の収容及び埋葬のための費用及び期間

救助法が適用された場合に準じて行うものとする。

7 火葬場の状況

火葬場名	所在地	処理能力	電話番号
厚真葬園	字美里1番地の5	火葬炉2基	27-2216

8 埋葬場所の状況

墓地名	所在地	面積	備考
厚真中央墓地	新町10番地	33,427	
厚真中央霊園	字宇隆387番地	9,468	
幌内共同墓地	字幌内513番地	3,345	
富里北共同墓地	字富里32番地	1,901	
富里南共同墓地	字富里281番地	2,610	
高丘共同墓地	字高丘280番地	3,036	
桜丘共同墓地	字桜丘189番地	5,446	
幌里共同墓地	字幌里204番地の1	3,215	
軽舞共同墓地	字軽舞175番地	5,875	
鹿沼共同墓地	字鹿沼287番地	23,473	
厚和共同墓地	字厚和209番地	1,883	
上厚真共同墓地	字厚和53番地の2	9,588	

第14節 障害物除去計画

水害、山崩れ、その他の災害によって道路、住居又はその周辺に運ばれた土砂、木等で住民の生活に著しい障害を及ぼしているものを除去し、被災地の日常生活に支障のないよう処置する場合は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 障害物の除去は、町長（工作部工作班）が行う。
災害救助法が適用された場合は知事が行ない、町長はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は町長が行なうものとする。
- (2) 道路、河川、その他公共施設に障害を及ぼすおそれのある場合は、道路法、河川法、その他関係法令に定めるそれぞれの施設の管理者がこれを行うものとする。
- (3) 鉄道等に障害を及ぼしている物の除去は、鉄道事業法その他の法令により当該施設の所有者が行うものとする。

2 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、次に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 住民の生命、財産等を保護するため、速やかに障害物の排除を必要とするとき。
- (2) 障害物の除去が、交通安全と輸送の確保に必要なとき。
- (3) 河川における障害物の除去は、河川の流路をよくし、溢水を防止し又は河岸の決壊を防止するため必要なとき。
- (4) その他公共的見地から除去を必要とするとき。

3 障害物の除去の方法

- (1) 実施責任者は、自ら機械器具を使用し、又は状況に応じ自衛隊及び建設業者の協力、応援を得て速やかに障害物を除去するものとする。
- (2) 障害物の除去の方法は、原形回復でなく応急的な除去に限るものとする。

4 障害物の保管等

- (1) 工作物を保管したときは、保管を始めた日から14日間その工作物名簿を公示する。
- (2) 保管した工作物が滅失・破損するおそれのあるとき、その保管に多額の費用・手数料を要するときは、その工作物を売却し代金は保管する。

第 15 節 輸送計画

災害時において災害応急対策、復旧対策等の万全を期すため住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救護、救出のための資材器具、物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速確実に行うための方法、範囲等は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

災害時輸送は、災害応急対策を実施する機関の長が行うものとする。（基本法第 50 条第 2 項）
災害時輸送の総括は、資材部輸送班が行うものとする。

2 災害時輸送の方法

(1) 車両等による輸送

災害時輸送は、一時的に自らの機関の車両を使用し、被災地までの距離や被害の状況等により自らの機関の所有する台数では不足する場合は、他の機関に応援を要請し又は民間の車両の借上げを行うなど、災害時輸送に遺憾のないようにする。

(2) 人力輸送

災害の状況により車両による輸送が不可能な事態が生じたときは、労務者による人力輸送等を行うものとする。

(3) 空中輸送

地上輸送の全てが不可能な事態が生じた場合、又は山間へき地などで緊急輸送の必要がある場合には、消防防災ヘリコプター（防災消防課防災航空室）の出動を要請してヘリコプター等による空中輸送を行うものとする。

なお、ヘリの離発場を町長が指定する別表のとおり確保し、離発着に支障のないように必要な措置を、地上の支援対策等を講じるものとする。

別表 ヘリポート指定場所

施設名	所在地	役場からの方向距離 (km)	施設管理者
厚真ダムキャンプ場	字幌内 300 番地	北東 14.8km	厚真町
旧幌内小学校グラウンド	字幌内 607 番地 1	北東 9.0km	厚真町
厚真高等学校グラウンド	字本郷 234 番地の 3	北西 1.3km	北海道
厚真中央小学校グラウンド	新町 92 番地の 1	東 0.7km	厚真町
厚真中学校グラウンド	新町 464 番地	東南 1.1km	厚真町
新町運動広場	新町 116 番地の 2	東南 0.3km	厚真町
町営野球場	字本郷 283 番地の 1	北西 1.3km	厚真町
厚南中学校グラウンド	字富野 75 番地の 2	南 9.0km	厚真町
上厚真近隣公園	字上厚真 18 番地 1	南 9.2km	厚真町
軽舞小学校グラウンド	字軽舞 205 番地 2	東南 7.0km	厚真町
旧鹿沼小学校グラウンド	字鹿沼 203 番地	東南 12.0km	厚真町
上厚真小学校グラウンド	字厚和 64 番地	南 9.2km	厚真町
浜厚真野原公園 サッカー場駐車場	字浜厚真 308 番地	南 9.8km	厚真町

第 16 節 労務供給計画

災害時における応急対策に必要な労務者を確保する場合は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

町が実施する災害応急対策に必要な労務者の雇上げ及び民間団体への協力依頼については、町長（支援部支援班）が行う。

2 供給の方法

町長は災害のため労務者を必要とするときは、職業安定所又は町内土建業者に対し労務者の派遣を要請するものとする。

3 労務者の求人方法

町長は、公共職業安定所長に労務者の求人申込みをしようとするときは、次の事項を明らかにするものとする。

- ア 職業別、性別、所要労働者数
- イ 作業場所及び作業内容
- ウ 期間及び賃金等の労働条件
- エ 宿泊施設等の状況
- オ その他必要な事項

4 賃金及びその他の費用負担

- (1) 労務者に対する費用は、その求人を行なったものが負担するものとする。
- (2) 労務者に対する賃金は、町内における同種の業務及び同程度の業務、同程度の技能に係る賃金水準を上回よう努めるものとする。

第 17 節 文教対策計画

教育施設の被災又は児童・生徒の被災により、通常の教育に支障をきたした場合の応急措置は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

町立の学校における教育の確保については、厚真町教育委員会が行うものとする。

なお、災害救助法が適用された場合の児童、生徒の学用品の給与は知事が行ない、町長はこれを補助する。ただし、救助法第 30 条第 1 項の規定により委任された場合は町長が行なう。

2 応急教育実施計画

- (1) 被害の程度により応急修理のできる場合においては、速やかに修理をし施設の確保に努めるものとする。
- (2) 校舎の一部が使用不能となった場合は、特別教室又は屋内運動場を使用するものとする。
- (3) 校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合は、公共施設又は最寄りの学校を利用するものとする。
- (4) 上記の施設が確保できない場合には、応急仮校舎の建築を検討するものとする。

3 教育の要領

災害の状況に応じ、特別教育計画を樹立し可及的授業の確保に努める。特に授業が不可能な場合は家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐよう努める。

4 教職員の確保

教育委員会は、教職員の被災状況を把握するとともに北海道教育委員会と緊密な連絡を取り、教職員の確保に努める。

5 学用品の調達及び支給

- (1) 支給対象者
住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等の被害を受けた世帯の児童・生徒で教科書及び文房具等を滅失又はき損した者に対して支給する。
- (2) 支給品名
 - ア 教科書及び教材
 - イ 文房具
 - ウ 通学用品（雨具・運動靴・カバン等）
- (3) 調達方法
 - ア 教科書の調達
被災学校別、学年別使用教科書別にその数量を速やかに調査し、町内の教科書取扱店から調達するものとする。又、他の市町村に対して使用済み教科書の供与を依頼する。
 - イ 教科書以外の学用品の調達
町内の文房具取扱店等から調達する。
- (4) 支給方法
教育委員会は、学校長と緊密な連絡を保ち支給の対象となる児童・生徒を調査把握し、各学校長を通じて対象者に支給する。
- (5) 救助法が適用されない場合
被災の状況により、救助法が適用された場合に準じて行うものとする。

6 被災教職員・児童・生徒の健康管理

被災の状況により、被災学校の教職員・児童・生徒について感染症予防接種、健康診断等を保健所に依頼して実施する。

第 18 節 災害警備計画

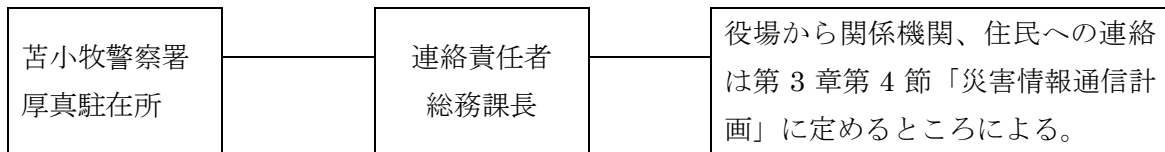
災害に関する北海道警察が行う防災業務は、北海道地域防災計画によるほか、この計画に定めるところによる。

1 災害に関する警察の任務

警察は、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合において、災害の発生を防御し又は災害の拡大を防止するために、住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急対策を実施して住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害地における社会秩序の維持にあたることを任務とする。

2 災害の情報の伝達に関する事項

(1) 警察が行う災害に関する情報の伝達等は、次により行うものとする。



(2) 警察官は基本法第 54 条第 1 項の規定に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した旨の通報を受けたときは、速やかに町長に通報するものとする。

3 事前措置に関する事項

(1) 警察官の出動要請

町長（総括部総務班）が基本法第 58 条の規定に基づき、警察官の出動を求める等応急措置の実施に必要な準備を要請する場合は、次の事項を記載した文書（緊急を要する場合は、電話等で要請しその後速やかに文書を提出する。）により警察署長を経て北海道警察本部長に対して行うものとする。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の種別及び人数

ウ 派遣を必要とする期間

エ その他派遣についての必要事項

(2) 町長の要求により行う事前措置

警察署長は、町長からの要求により基本法第 59 条の規定に基づき事前措置について指示を行ったときは、直ちにその旨を町長に通知するものとする。この場合にあっては町長が当該措置の事後処理を行うものとする。

4 避難に関する事項

警察官が基本法第 61 条又は警察官職務執行法第 4 条の規定により、避難の指示又は警告を行う場合は、本章第 3 節 1 の (4) 避難所に定める避難先を示すものとする。ただし、災害の種別、規模、態様、現場の状況等により本計画によりがたい場合は、適宜の措置を講ずるものとする。この場合において、当該避難先の借上げ、給食等は町長が行うものとする。

5 応急措置に関する事項

(1) 警戒区域設定権等

警察署長は、警察官が基本法第 63 条第 2 項の規定に基づき警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を町長に通知する。この場合にあっては、町長は当該措置の事後処理を行うものとする。

(2) 応急公用負担等

警察署長は、警察官が基本法第 64 条第 7 項並びに第 65 条第 2 項の規定に基づき、応急公用負担（人的物的公用負担）を行った場合は、直ちにその旨を町長に通知するものとする。

6 救助に関する事項

警察署長は、町長と協力し被災者の救出並びに負傷者及び病気にかかった者の応急的救護並びに死体の検分に努めるとともに、状況に応じて町長の行う被災者の救出・救助活動等に協力するものとする。

7 災害時における災害情報の収集に関する事項

警察署長は、町長その他の関係機関と緊密に連絡して、災害警備活動上必要な災害に関する情報を収集するものとする。

8 災害時における広報

警察署長は、地域住民に対して必要と認める場合は、災害の状況及びその見直し並びに避難措置、犯罪の予防、交通の規制その他の警察活動について、警備措置上必要と認められる事項の広報を行うものとする。

9 災害時における通信計画に関する事項

警察署長は災害が発生し、しかも孤立が予想される地域、その他必要と認められる地域に対して移動無線局、携帯無線機等を配備する計画について、町長とも打ち合わせを行うものとする。

10 交通規制に関する事項

(1) 警察署長が行う交通規制

警察署長は、その管轄区域内の道路について、災害による道路の決壊等危険な状態が発生し又はその状況により必要があると認めるときは、道路交通法第 5 条第 1 項の規定に基づき歩行者又は車両等の通行を禁止し又は制限するものとする。

(2) 警察官が行う交通規制

警察官は、災害発生時において緊急措置を行う必要があるときは、道路交通法第6条第4項の規定に基づき、一時的に歩行者又は車両等の通行を禁止し又は制限するものとする。

第19節 応急飼料計画

災害時における家畜飼料の応急対策については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

被災農家の家畜のために必要な応急飼料等の確保については、町長（資材部資材班）が行う。

2 実施方法

町長は、被災農家が家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料等について次の事項を明らかにした文書をもって北海道農政部長（胆振総合振興局長）に斡旋を要請する。

(1) 飼料（再播用飼料作物種子を含む）

ア 家畜の種類及び頭羽数

イ 飼料の種類及び数量（再播用飼料作物種子については種類、品質、数量）

ウ 購入予算額

エ 農家戸数等の参考となる事項

(2) 転飼

ア 家畜の種類及び頭数

イ 転飼希望期間

ウ 管理方法

エ 転飼予算額

オ 農家戸数等の参考となる事項

第20節 自衛隊派遣要請計画

災害時における自衛隊の派遣要請については、本計画の定めるところによる。

1 災害派遣要請基準

災害派遣の要請は、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合に行うものとし、その基準はおおむね次のとおりとする。

(1) 人命救助のため応援を必要とするとき。

(2) 水害等の災害の発生が予想され、緊急措置のため応援を必要とするとき。

(3) 大規模な災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき。

(4) 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき。

(5) 主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき。

(6) 応急措置のため医療、防疫、給水、通信等に応援を必要とするとき。

2 災害派遣要請依頼の要領等

(1) 依頼方法

① 町長は自衛隊の災害派遣の必要があると認めたときは、次の事項を明らかにした文書（様式1）をもって北海道知事（胆振総合振興局長）に要請を依頼するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等で依頼しその後速やかに文書を提出するものとする。

② 町長は、人命の緊急救助に関し、要請権者に依頼するいとまがないとき又は通信の途絶等により要請権者と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に通知することができる。ただし、この場合、速やかに要請権者に連絡し、上記の手続を行うものとする。

ア 災害の状況及び派遣を依頼する理由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する人員、車両、航空機等の概数

オ 派遣部隊が展開できる場所

カ 派遣部隊との連絡方法その他参考事項

（作業用資材、宿舎の準備状況、現地の連絡責任者等）

(2) 担当部及び依頼先

災害派遣要請依頼は、総括部が担当する。関係書類の提出先は、胆振総合振興局地域政策部地域政策課（電話 0143-24-9570）である。なお、自衛隊における連絡先は陸上自衛隊第7師団第3部防衛班（電話 0123-23-5131）である。

3 災害派遣部隊の受入れ体制

(1) 受入れ準備の確立

北海道知事（胆振総合振興局長）から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

ア 宿泊所等の準備

派遣部隊の宿泊所及び車両、施設等が展開できる場所の確保、その他受入のために必要な措置をとる。

イ 連絡職員の指名

派遣部隊及び胆振総合振興局との連絡職員を指名し、連絡に当たらせる。

ウ 作業計画の確立

応援を求める作業の内容、所要人員、器材等の確保その他について計画を立て派遣部隊の到着と同時に作業ができるよう準備する。

(2) 派遣部隊到着後の措置

ア 派遣部隊との作業計画等の協議

派遣部隊が到着したときは、目的地に誘導するとともに責任者と応援作業計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとる。

イ 北海道知事（胆振総合振興局長）への報告

総括部は、派遣部隊到着後必要に応じて、次の事項を北海道知事（胆振総合振興局長）に報告する。

- (ア) 派遣部隊の長の官職氏名
- (イ) 隊員数
- (ウ) 到着日時
- (エ) 従事している作業の内容及び進捗状況
- (オ) その他参考になる事項

4 経費

自衛隊の派遣に要する費用は、自衛隊において負担するが、自衛隊が防災活動に要する次の費用は、町において負担するものとする。

- (1) 資材費及び機器借上料
- (2) 電話料及びその施設費
- (3) 電気料
- (4) 水道料
- (5) 汲取料

その他必要経費については、協議のうえ定めるものとする。

5 派遣部隊の撤収要請

町長は、災害派遣の目的を達成したとき又はその必要がなくなつたと認めるときは、速やかに文書（様式2）をもって北海道知事（胆振総合振興局長）に要請を依頼するものとする。ただし、文書の提出に日時を要するときは電話等で依頼し、その後文書を提出するものとする。

6 派遣活動

災害派遣時における自衛隊の実施する活動は、通常次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者の搜索活動
- (4) 水防・消防活動
- (5) 道路又は水路の啓開
- (6) 応急医療、救護及び防疫
- (7) 物資の無償貸付又は譲渡
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水の支援
- (10) 危険物の保安及び除去
- (11) その他

様式 1

厚 総 人 号
年 月 日

北海道知事 () 様

厚真町長 () 印

自衛隊の災害派遣要請について

このことについて、次のとおり人命保護のため緊急措置が必要なので、自衛隊の災害派遣を要請
願います。

記

1. 災害の状況及び派遣を要請する理由
2. 派遣を希望する期間
3. 派遣を希望する人員、車両、航空機、資材等の概数
4. 派遣を希望する区域及び活動内容
5. 派遣部隊が展開できる場所
6. 派遣部隊との連絡方法その他参考事項（作業用資材、宿舎の準備状況、現地の連絡責任者等）

様式 2

厚 総 人 号
年 月 日

北海道知事（ ） 様

厚真町長（ ） 印

自衛隊の撤収要請について

年 月 日付け厚総人号で要請を依頼した部隊の派遣については、撤収を要請願います。

記

1. 派遣箇所

2. 撤収日時 年 月 日 午前・午後 時 分

3. 撤収理由 派遣要請の目的が達成されたため。

第 21 節 広域応援計画

大規模災害が発生した場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援対策は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

(1) 厚真町

ア 大規模災害が発生し、厚真町単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時における北海道及び市町村相互応援に関する協定」等に基づき、道や他の市町村に応援を要請する。

イ 他の市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、他の市町村等の応援受入体制を確立しておく。

(2) 胆振東部消防組合

ア 大規模災害が発生し、胆振東部消防組合単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか「北海道広域消防相互協定」に基づき、他の消防機関に応援を要請する。

また、必要に応じ、道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都道府県の緊急消防援助隊による応援等の要請を依頼する。

イ 他の消防機関等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、他の消防機関等の応援受入体制を確立しておく。

第 22 節 交通応急対策計画

災害時における道路交通の混乱を防止し、消防、避難、援助、救助、救援等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保は、この計画の定めるところによる。

1 交通応急対策の実施

(1) 町（消防機関）

ア 町が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連携を密にし、交通の確保に努める。

イ 消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の移動などの措置をとることを命ずることができる。

ウ 消防吏員は、イによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

第 23 節 石油類燃料供給計画

この計画は、災害時の石油燃料（LPG を含む）の供給について、本計画の定めるところによるものとする。また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設における暖房用燃料等の確保に努めるものとする。

1 実施責任者

町長（本部長）は、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設における暖房用燃料の確保に努めるものとする。

- (1) 町内において調達できる石油燃料類の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。
- (2) 町内において調達が不能になったときは、胆振総合振興局を經由して北海道に協力を求めるものとする。
- (3) 地域の卸売組合、協同組合、主要業者と事前に協定を締結しておく等、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定めることとする。
- (4) LPG については、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。

2 石油類燃料の確保

- (1) 町長（本部長）は、石油類燃料の確保を図るものとし、卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又は斡旋を求めるものとする。

第 24 節 災害ボランティア受入計画

災害時において、「災害ボランティア」の活動が十分にその力を発揮できるように、現地の受入体制及び活動の統率等について、本計画に定めるものとする。

1 受入れ窓口

- (1) 町外からのボランティアの受入れ窓口は総括部とする。
- (2) 同窓口は以下について、受入れ状況の把握と記録を行う。
 - ア 団体名、所属、出身地名、連絡先等
 - イ 責任者、リーダー名、滞在中の連絡先、連絡方法等
 - ウ 人数、性別、年齢等
 - エ 専門分野、有資格者、支援内容、活動経験等
 - オ 装備品、携行品等の内容、数量等
 - カ 滞在可能（予定）期間
 - キ その他必要特記事項

2 受入れ体制の整備

- (1) 町（本部）は、防災関係機関と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ、調整等その受入れ体制を確保するよう努める。
- (2) 町（本部）は、ボランティアの受入れにあたって、高齢者介護や外国人との会話力等、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

3 ボランティア団体・NPO の活動内容

ボランティア団体・NPO に依頼する活動内容は、主として次のとおりとする。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集、伝達
- (2) 炊き出し、その他の災害救助活動
- (3) 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- (4) 清掃及び防疫
- (5) 災害応急対策物資、資材等の輸送及び配分
- (6) 被災建築物の応急危険度判定
- (7) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (8) 災害応急対策事務の補助
- (9) 救急・救助活動
- (10) 医療・救護活動
- (11) 外国語通訳
- (12) 非常通信
- (13) 被災者の心のケア活動
- (14) 被災母子のケア活動
- (15) 被災動物の保護・救助活動
- (16) ボランティア・コーディネート
- (17) その他

4 ボランティア活動の環境整備

町は、社会福祉協議会及びボランティア団体・NPO との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るため、平常時の登録及び研修制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等に努める。

第 25 節 救急医療対策計画

1 目的

町内（近海を含む）において、天災、地変、交通、産業災害等により、集団的に多数の死傷者が発生した場合は当該傷病者に対して、防災会議関係機関が迅速かつ的確な応急的救急医療措置を実施し得る体制を確立し、もって被害の軽減を図ることを目的とする。

2 救急医療の対象と範囲

(1) 対象

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の自然現象又は大規模な火災若しくは爆発、有害物質の流失、列車、航空機、船舶などの転覆、墜落、沈没その他の事故により、集団的に多数の傷病者が生じ、関係機関の総合的救急対策が必要な事態を対象とする。

なお、集団的多数の傷病者とは、おおむね 50 人以上に及ぶ災害とする。

(2) 範囲

傷病者発生と同時にを行う応急手当、初期診療及び傷病者の病状に応じて行う本格的な救急医療を開始できるまでの応急処置を含むものとする。

なお、死体の検案、洗浄、縫合等の処理を含むものとする。

3 救急医療に関する組織

救急医療対策の円滑な実施を図るため、町長は必要に応じて災害現場に救急医療本部を設置して対処するものとする。

4 関係機関の業務の大綱

機 関 名		業 務 の 大 綱
北 海 道	胆 振 総 合 振 興 局 保健環境部保健行政室 (苫小牧保健所含む)	<ol style="list-style-type: none"> 1 救急医療についての総合調整 2 救急医療についての現地対策本部の設置(ただし、対象地域が1市町村内の場合を除く) 3 日本赤十字社北海道支部に対する出動要請 4 北海道医師会に対する出動要請 5 厚生労働省北海道地厚生局に対する出動要請 6 自衛隊の派遣要請 7 医療品、医療器具補給の斡旋
	厚 真 町	<ol style="list-style-type: none"> 1 救急医療本部の設置(災害現場) 2 応急救護所の設置及び管理 3 医師会に対する出動要請 4 医療材料の整備及び調達
	胆 振 東 部 消 防 組 合 厚真支署 厚真消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1 救急医療本部の運営管理 2 傷病者等の救出、応急措置及び搬送 3 傷病者等の身元確認 4 災害現場の警戒等救急医療に関する必要な措置
	苫 小 牧 警 察 署	<ol style="list-style-type: none"> 1 傷病者等の救出及び災害現場の警備 2 交通路の確保 3 傷病者等の身元確認 4 死体の検視
	苫 小 牧 海 上 保 安 署	<ol style="list-style-type: none"> 1 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天変事変その他の救済を必要とする場合における救助を行なうこと。 2 海上保安庁以外の者で、海上において人命、積荷及び船舶の救助を行なうものの監督を行なうこと。 3 関係機関の救助活動の調整に関すること。
	苫 小 牧 医 師 会	<ol style="list-style-type: none"> 1 救護隊の出動による医療の実施 2 医療施設の確保

5 集団救急医療体制

苫小牧市医師会は、町長の要請に基づき災害救護隊を編成し、応急医療にあたるものとする。
なお、救護隊の構成基準（医師、看護師、事務職員等）は、苫小牧市医師会の定めるところによる。

(1) 要請項目

- ア 災害発生の日時、場所、原因及び状況
- イ 出動の時期及び場所
- ウ 出動を要する人員及び資器材
- エ その他必要な事項

(2) 災害救護隊の編成機関

苫小牧市医師会に所属する医療機関

(3) 出動範囲

苫小牧市医師会は、町長の要請に基づき災害救護隊を出動させるときは、災害の規模及び状況に応じて救護隊の範囲を決定し、出動を命ずるものとする。

6 応援要請

災害規模等必要に応じ北海道知事(胆振総合振興局)に対し、次のとおり応援要請を依頼する。

- ア 救護班の支援（日赤救護班、国立・道立病院等）
- イ 傷病者の救出、搬出、救急医療物資等の輸送の支援（自衛隊）

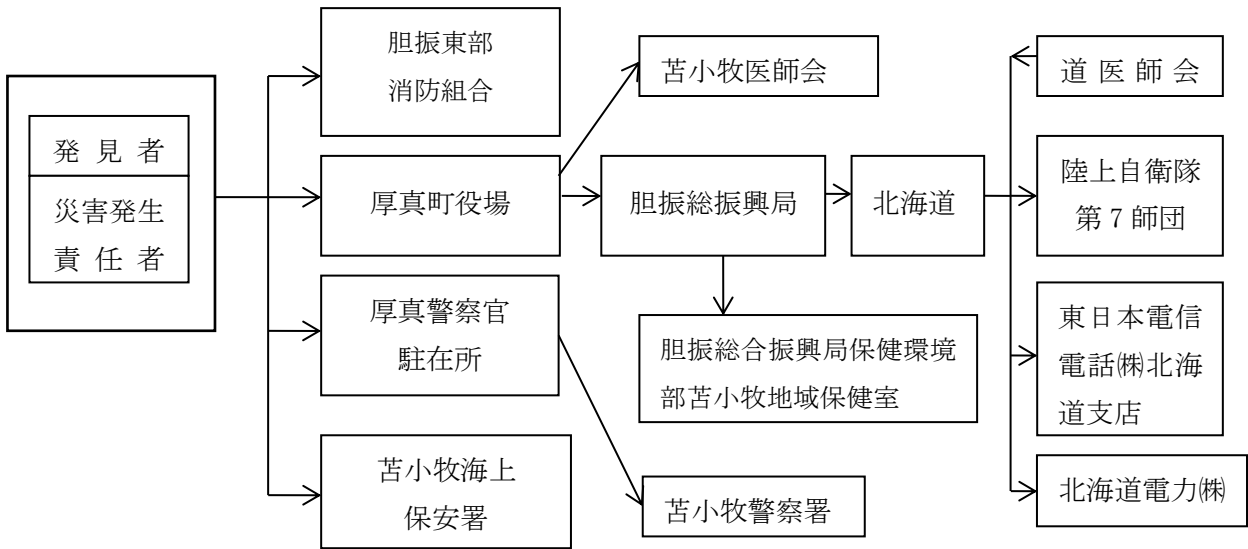
7 救急医療活動報告書の提出

苫小牧市医師会は、町長の要請により救護隊を出動させ、救急医療活動を実施したときは、事後速やかに次に掲げる内容を示した報告書を町長に提出するものとする。

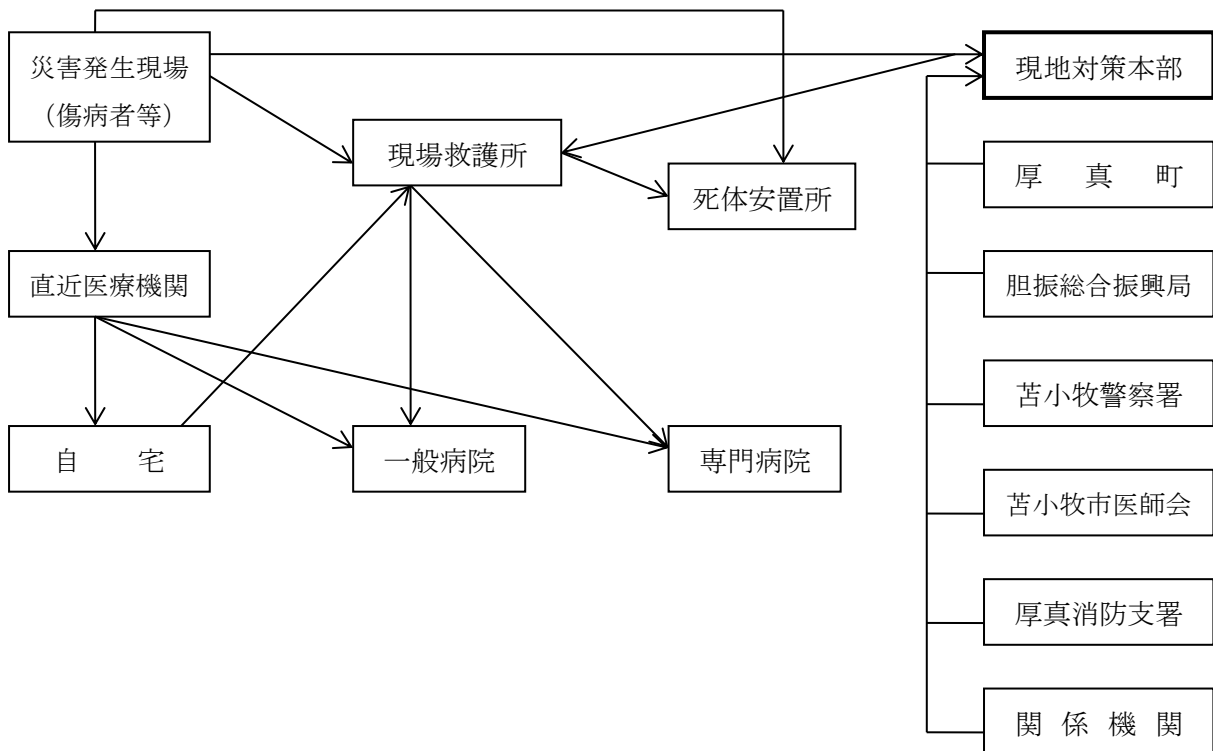
- ア 出動場所及び出動期間
- イ 出動者の種別及び人員
- ウ 受診者数（死亡、重症、軽傷別）
- エ 使用した薬剤、治療材料及び医療器具等の消耗、破損等の内容（数量、額）
- オ 救急医療活動の概要
- カ その他必要事項

8 災害通報の伝達系統及び傷病者等の搬送系統

(1) 災害通報の伝達系統



(2) 傷病者等の搬送系統



9 経費の負担及び損害補償

(1) 経費の負担区分

救急医療対策に従事した医師等に対する実費弁償及び損害補償を、いずれかの機関が負担するかは次の区分による。

ア 厚真町

町が対策を実施する責務を有する災害の場合

イ 北海道

救助法が適用された災害の場合

ウ 企業体等

企業体等の施設等において発生した災害及び災害発生の原因が企業体にある場合

(2) 実費弁償

要請に基づき出動した医師等に対する手当は、災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第 11 条の規定に基づき知事が定めた額、若しくは基本法の規定に準じた額に従う。又、救急医療活動のため使用した薬剤、治療材料、医療器具の消耗破損については、その実費を時価でそれぞれ前記（1）の負担区分により弁償するものとする。

(3) 損害補償

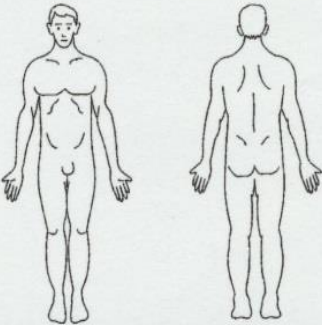
救急医療活動のため出動した医師等がそのために死亡、負傷若しくは疾病にかかり、又は廃疾となったときはこれによって受ける損害を、救急活動のため出動した医師に係る物件がそのために損害を受けたときはその損害の程度に応じた額を、それぞれの前記（1）の負担区分により補償するものとする。

10 傷病者の把握

傷病者の把握については、傷病者に対しトリアージタグ（様式1）を発行するとともに救急状況調書（様式2）を作成し、記録集計表（様式3）に記載するものとする。

様式 1 傷病者に対するトリアージタグ

トリアージ・タグ			
(災害現場用)		胆振東部消防組合	
No.	氏名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)
住所 (Address)		電話 (Phone)	
トリアージ実施月日・時刻 月 日 AM 時 分 PM		トリアージ実施者氏名	
搬送機関名		収容医療機関名	
トリアージ実施場所	トリアージ区分 0 I II III		
トリアージ実施機関	医 師 救 急 救 命 士 そ の 他		
症状・傷病名			
特記事項			
0			
II			
III			

トリアージ・タグ	
特記事項	
	
0	
II	
III	

様式 2

救 急 状 況 調 書

取扱隊員	認識 番号	職 業	氏 名	年 齢	性 別	住所又は傷病 者等の特徴	傷 病 程 度	収容医療機関名
	No				男 女		死 重 中 軽	病院 医院 診療所

記 録 集 計 表

月 日現在被災状況	死 亡		重傷	軽傷	合計	収容場所	出動隊名
	現 場	医 療 機 関					
月 日 時 分現在	男 人	男 人	男 人	男 人	男 人		
月 日 時 分現在	女 人	女 人	女 人	女 人	女 人		
月 日 時 分現在	計 人	計 人	計 人	計 人	計 人		

※傷病者の救出及び緊急状況の記録用

第 26 節 消防防災ヘリコプター活用計画

本町において災害が発生し、迅速な救急・救助活動やヘリコプター等を活用した災害応急対策を実施するため、北海道が保有する消防防災ヘリコプターを活用する。活用については、この計画の定めるところによる。

1 運行体制

消防防災ヘリコプターの運行は、「北海道消防防災ヘリコプター運行管理要綱」及び「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによるものとする。

2 緊急運航の要請

町長（本部長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターによる活動を必要と判断する場合に、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき北海道知事に対し要請するものとする。

- (1) 災害が隣接する振興局に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 町の消防力では災害防止が著しく困難な場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

3 要請方法

北海道知事（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票（様式第1号（第4条関係））を提出するものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

4 要請先

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

電話 011-782-3233 F A X 011-782-3234

総合行政情報ネットワーク電話 6-210-897、898

5 報告

町長（本部長）は、災害が終息した場合には、北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書（様式第2号（第8条関係））により、総括管理者（北海道危機管理監）に報告するものとする。

6 消防防災ヘリコプターの活用

消防防災ヘリコプターの活動内容は次のとおりである。

- (1) 災害応急対策活動等
 - ア 被災状況の調査などの情報収集活動
 - イ 救援物資、人員、資機材等の搬送
- (2) 救急活動・救助活動等
 - ア 傷病者、医師等の搬送
 - イ 被災者の救助・救出

- (3) 火災防御活動等
 - ア 空中消火
 - イ 消火資機材、人員等の搬送
- (4) 広域航空消防防災応援活動

7 救急患者の緊急搬送手続等
災害応急対策活動

(1) 応援要請

町長（本部長）は、北海道知事に対して救急搬送のために消防防災ヘリコプターの出動要請する場合は、「北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」に基づき行うものとする。

(2) 緊急患者の緊急搬送手続

ア 町長（本部長）は、医療機関等から救急患者の緊急搬送のためのヘリコプターの出動要請を受けた場合、又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、北海道知事（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請し、その後胆振総合振興局（地域政策部地域政策課）及び苫小牧警察署にその旨を連絡するものとする。

イ 消防防災ヘリコプターの要請は、本節第3項に基づき行うものとする。

ウ 町長（本部長）は、消防防災ヘリコプターの離着陸場を確保し、その安全対策を講ずるとともに、救急車等の手配を行うものとする。

エ 町長（本部長）は、北海道知事（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）から運航の可否、運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼医療機関等に連絡するものとする。

（ヘリコプターの離着陸場は本章第7節のとおり）

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝票

要請日時：	年	月	日	時	分
-------	---	---	---	---	---

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

要請機関名	
担当者職氏名	
連絡先	TEL FAX

災害の状況・派遣理由	覚 知	年 月 日 時 分							
	災害発生日時	年 月 日 時 分							
	災害発生場所								
	災 害 名								
	災害発生状況・措置状況								
	派遣を必要とする区域		希 望 す る 活 動 内 容						
	気象の状況								
	離着陸場の状況	離着陸場名 特記事項	(照明、Hマーク、吹流し、利益陸場の状況（障害物等）ほか)						
	必要とする資機材		現地での資機材確保状況 特記事項						
	傷病者の搬送先		救急自動車等の手配状況						
	他機関の応援状況	他に応援要請している機関名 現場付近で活動中の航空機の状況							
	現場最高指揮者	(機関名)	(職・氏名)						
	無線連絡方法		(周波数)	H z					
	その他参考となる事項								
搭乗者	所属	職	氏 名	年齢	所属	職	氏 名	年齢	備考

様式第2号（第8条関係）

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

第 号
年 月 日

総括管理者

北海道総務部危機管理監 様

厚真町長

印

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

災害発生日時	年 月 日 () 時 分								
災害発生場所									
派遣区域									
離着陸場									
使用した資機材									
傷病者の搬送先									
消防防災 ヘリコプター に係る 活動内容等	【地元の活動状況（消防防災ヘリコプター運航に係る分）】								
	【消防防災ヘリコプターによる活動内容】								
災害発生状況・ 措置状況									
その他参考 となる事項									
搭 乗 者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考

(様式第1号)

第 報

救急患者の緊急搬送情報伝達票

()

要 請 年 月 日	平成	年	月	日	時	分
1 要請市町村名	電話			F A X		
担当者 課名	職名		氏名			
2 依頼病院名	電話			F A X		
所在地						
担当者 (医師名)		医師		氏名		
3 受入れ医療機関名						
所在地						
電話		F A X				
受入れ医療機関の了承 有 ・ 無						
4 患者氏名	生年月日	年	月	日	歳	男 女
	体重	kg	職業			
住 所						
病 名			現状			
経 過						
5 付添搭乗者 (医師、看護師の所属： 依頼病院 ・ 受入れ医療機関)						
氏 名	医 師		年齢	歳	体重	kg
	看護師		年齢	歳	体重	kg
	付添人		年齢	歳	体重	kg
6 運航上の注意事項						
(1) 患者に装備されている医療機器の状況						
①点 滴 (規格 × . 重量 g)						
②保 育 器 (規格H ×W ×L . 重量 g)						
③酸素吸入器 (規格 × . 重量 g)						
④そ の 他 (名称 . 規格 × . 重量 g)						
(2) 積載される機器の種類、重量、規格						
①依 頼 病 院 kg kg kg)						
②受入れ医療機関 kg kg kg)						
現地 離着 陸場						メモ

第6章 地震災害対策計画

地震による災害の発生のおそれがある場合、又は災害が発生した場合の応急対策計画は、この計画の定めるところによる。

第1節 地震想定

北海道地域防災計画（地震防災計画編）では、既往の地震経験及び最近の地震予知研究等の実情を踏まえて、表1及び図1-1に示すような震央位置及び規模を設定して、市町村別の震度並びに被災危険度を想定しているが、厚真町分を数値に置き換えて示したのが表2-1である。

また、平成16年新たに図1-2に示した石狩低地東縁断層帯による大規模地震が指摘され表2-2による被害が予想される。

表1 想定地震の位置及び規模

地域名	位置		規模
北海道東部	北緯 42.5 度	東経 146 度	M 8.25
釧路北部	北緯 43.5 度	東経 144.5 度	M 6.5
日高中部	北緯 42.25 度	東経 142.5 度	M 7.25
石狩	北緯 43.25 度	東経 141.25 度	M 6.75
留萌沖	北緯 44 度	東経 141 度	M 7.0
後志沖	北緯 43 度	東経 139 度	M 7.75

図1-1 想定地震の震央位置

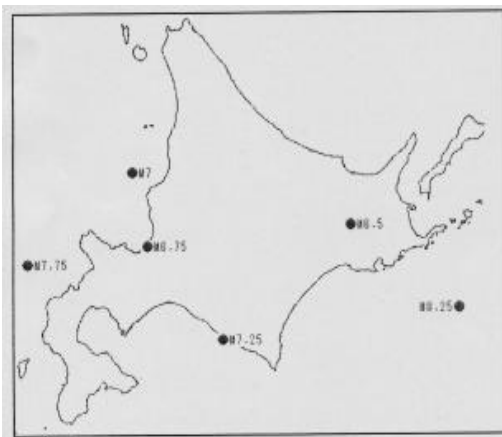


図1-2 石狩低地東縁断層帯の震度予測図

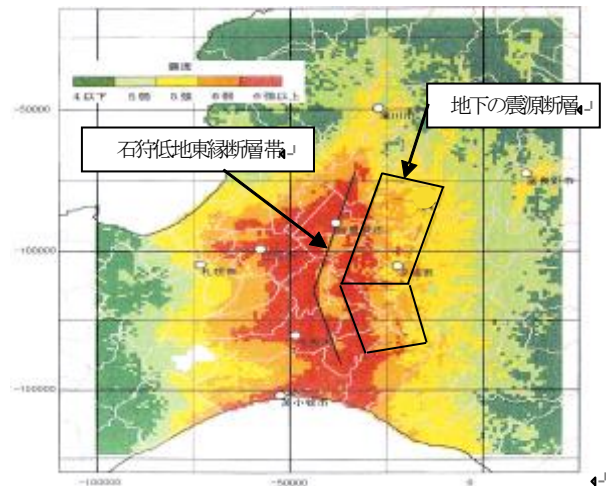


表 2-1 道計画における厚真町分の想定震度及び被災危険度

道計画の想定震度		厚真 震度	厚真町の被災危険度							
地域名	規模M		地盤	住宅	ライフライン	危険物	火災	死傷	地域活動低下	広域化
北海道東部	8.25	4	1	1	2	1	1	1	1	1
釧路北部	6.5	2	1	1	1	1	1	1	1	1
日高中部	7.25	6	3	2	3	2	2	2	2	2
石狩	6.75	4	2	1	2	1	1	2	1	1
留萌沖	7.0	3	1	1	1	1	1	1	1	1
後志沖	7.75	3	1	1	1	1	1	1	1	1

表 2-2 厚真町における石狩低地東縁断層帯の想定震度及び被災危険度

震源地	規模M	震度	地盤	住宅	ライフライン	危険物	火災	死傷	地域活動低下	広域化
断層北部及び中部	7.80	6強	3～	3～	3～	2	2	2	2	3
厚真町においては、断層北部及び中部が震源の場合最大震度となると予測										

注) 危険度区分については、5段階（～0、0～1、1～2、2～3、3～）で記載

第2節 地震予防計画

地震による災害の発生及び拡大の防止を図るため、第4章「災害予防計画」に準ずるもののほか、以下のとおり推進する。

(1) 地震に強いまちづくりの形成

町及び防災関係機関は建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し地震に強いまちづくりを推進する。

ア 建築物の安全確保

公共施設、医療施設、宿泊施設等の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これら施設における耐震性の確保又は安全確保及び発災時の応急体制の整備を徹底するよう努める。

- ① 町は、現行の建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定される耐震性能を有さない既存建築物の耐震診断及び耐震改修を推進するため、耐震改修促進計画に基づき、町内の現存する建築物の耐震性の向上を図る。
- ② 町は、耐震改修促進計画において、建築物の耐震改修等の具体的な目標を設定し、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。
- ③ 防災関係機関及び多数の者が使用する施設について、応急対策上重要な施設管理者は、耐震性の確保に努めるとともに、避難所に指定されている施設については、あらかじめ諸機能の整備に努める。

イ 主要交通の強化

町及び関係機関は、基幹的な交通施設等の整備にあたって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

ウ 通信機能の強化

町及び関係機関は、主要な通信施設等の整備にあたって、耐震設計や災害対応に必要なネットワークの充実に努める。

エ ライフライン施設等の機能の確保

① 町及び関係機関は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄に努める。

② 町及び関係機関は、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じ安全確保に努める。

③ 復旧対策基地等の整備

町は震災後の復旧拠点基地、救護基地となる公園、グラウンド等の整備に努め災害復旧・復興を円滑に行うための備えを図る。

(2) 地震に関する防災知識の普及・啓発

町及び関係機関は、地震災害を予防し、又はその拡大を防止するため、防災関係職員に対して地震防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、一般住民に対して地震に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施を図る。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

第3節 地震応急対策計画

地震災害による被害の拡大を防止するため、町及び関係機関は、それぞれの計画に基づき災害応急対策を実施する。

(1) 組織

ア 災害対策本部

地震による災害（少なくとも家屋、家具、器物に損害が見受けられる地震でおおむね震度5弱以上とする。）が発生し、又は発生するおそれがある場合、もしくは津波警報が発令された場合は、災害対策本部を設置し、状況によっては他の市町、北海道及び防災関係機関の協力を得て応急活動を実施するものとする。

イ 津波警戒の周知徹底

町及び防災関係機関は、広報誌（紙）等を活用して津波警戒に関する次の事項についての周知徹底を図るものとする。

① 強い地震を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜等から離れ、安全な場所に避難する。

- ② 地震を感じなくても、津波警報・注意報が発表されたときは、直ちに海浜等から離れ、安全な場所に避難する。
- ③ 正しい情報をテレビ、ラジオ、インターネット及び広報車などで入手する。

ウ 海面監視

強い地震を感じたときは、安全に配慮された位置から海面状態の変化を監視するものとする。

エ 配備体制

本部が設置されると、直ちに関係機関は第3章第2節「災害対策本部」に定められるところにより配備体制をとるが、特に休日、勤務時間外において、これらの非常事態が発生した場合及び優先電話が途絶した場合は、職員は非常連絡を受けるまでもなく速やかに登庁し、それぞれの配置につくものとする。

(2) 活動

各部班は、第3章第2節「災害対策本部」に基づき、それぞれの活動を開始する。特に胆振東部消防組合消防署厚真支署・厚真消防団にあつては、地震火災による拡大防止を図るものとする。

また、災害救助法発動の際は、第5章第1節「災害通信計画」に定める報告の様式、被害状況調査票の記入を被災地の自治会・町内会長等に依頼する。

(3) 通信連絡の対策

ア 防災関係の通信施設の活用

通信連絡は、第5章第1節「災害通信計画」に定めるもののほか、関係機関の通信施設を最大限に活用するものとする。

イ 報道関係機関の協力活動

放送局、新聞社等と情報連絡体制を緊密にするものとし、報道関係機関は本部長(町長)が特別緊急の必要があると認めるときは、災害に関する通知、要請、伝達等について最も有効かつ適切な方法で地域一般に周知徹底するよう努めるものとする。

ウ 機動力による連絡体制の確立

- ① 全通信機関が使用できないときは、航空機、ヘリコプター、オートバイ等の機動力を動員し、連絡体制を図るものとする。
- ② ヘリコプターの派遣は、北海道知事(防災航空室)に要請するものとする。
- ③ ヘリコプターの発着場は第5章「災害応急対策計画」第15節「輸送計画」のヘリポートを利用する。

エ 地震、津波に関する情報に用いる震央地域区域名及び地域名称、津波予報区

- ① 地震、津波情報を迅速かつ的確に伝達するため、胆振地域の震央地域区域名及び名称、津波予報区を周知するものとする。
 - (ア) 内陸の震央名 胆振総合振興局中東部
 - (イ) 周辺海域の震央名 苫小牧沖
 - (ウ) 津波予報区 北海道太平洋沿岸西部

第4節 地震の伝達計画

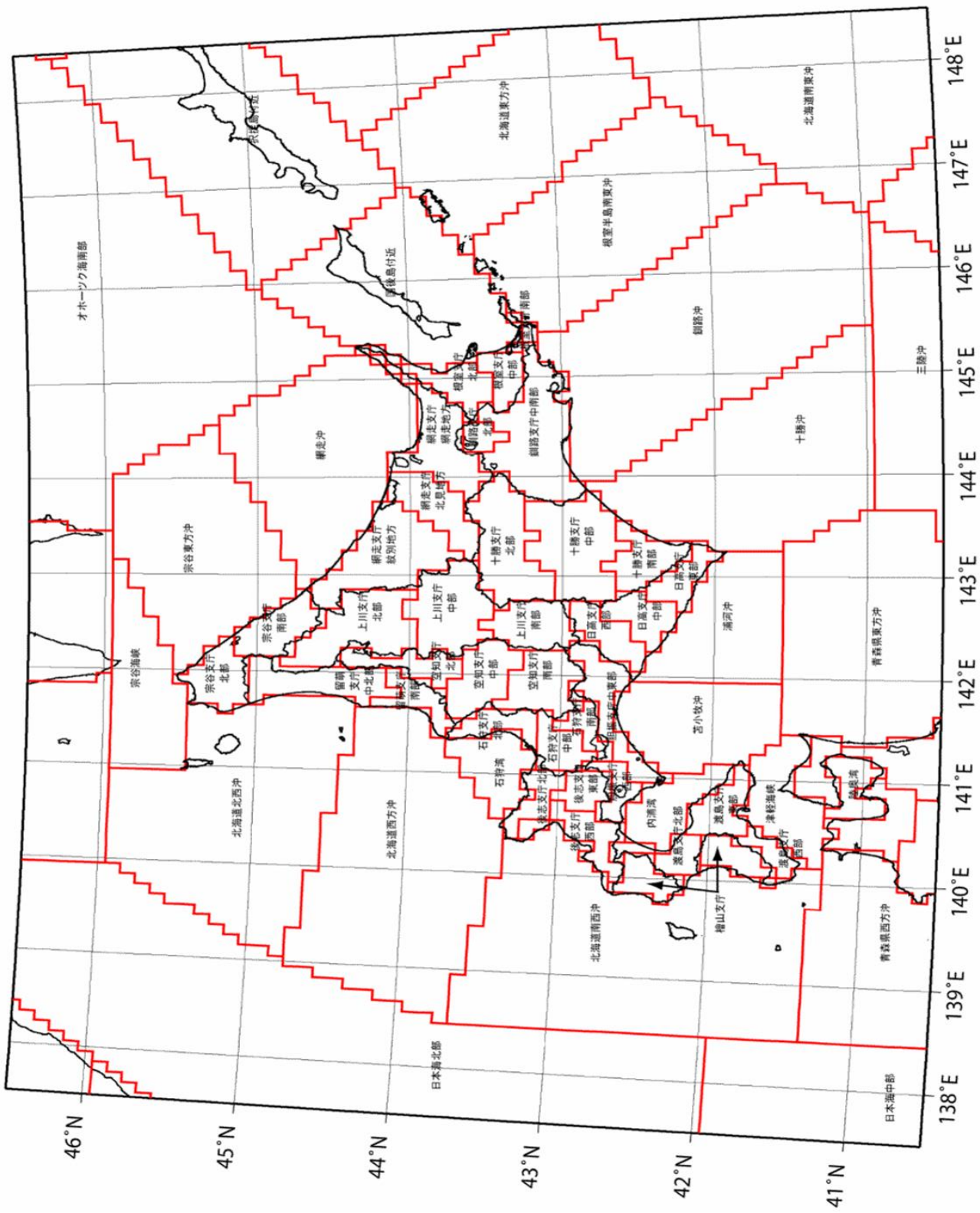
(1) 地震動警報等

警報・予報の種類	発表名称	内 容 等
地震動警報	緊急地震速報 (警報) 又は緊急地震速報	最大震度 5 弱以上の揺れが推定されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表する緊急地震速報
地震動予報	緊急地震速報 (予報)	推定最大震度 3 以上又はマグニチュード 3.5 以上等と推定されたときに発表する緊急地震速報

ア 地震に関する情報の種類と内容

	情 報 の 種 類	発 表 内 容
地 震 情 報	震度速報	震度 3 以上を観測した地域名（全国を約 180 に区分）と震度、地震の発生時刻を発表
	震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表
	震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）、その規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表 なお、震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表
	各地の震度に関する情報	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
	その他の情報	地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表





第5節 広報活動

(1) 広報の準備

広報車等は、突発時においても直ちに出勤できるよう平常時から点検整備を行い、災害時に万全を期するものとする。

(2) 広報内容

災害の規模に応じ内容等を周知するものとするが、主なものは次のとおりとする

- ア 避難場所について（避難勧告・指示の状況、非難場所の位置、経路等）
- イ 交通通信状況（交通機関運行状況、不通場所、開通見込み日時・通信途絶区域）
- ウ 火災状況（発生場所、避難等）
- エ 電気、水道等公益事業施設状況（被害状況、復旧状況、注意事項等）
- オ 医療救護所の状況
- カ 給食、給水実施状況（供給日時、場所、種類、量、対象者等）
- キ 道路、河川、橋梁等土木施設状況（被害状況、復旧状況等）
- ク 津波に関する情報（注意報、警報、危険区域等）
- ケ 住民の心得等、人心の安定及び社会秩序保持のための必要事項

(3) 広報の方法

第5章第4節「災害広報計画」に定めるところによるほか、次の媒体を利用して迅速かつ適切な避難場所、及び避難経路の広報を行なうものとする。

- ア テレビ、ラジオ、新聞
- イ 広報車等
- ウ 防災行政用無線
- エ 地震津波情報システムによる同報系防災行政用無線

第6節 消火活動

第4章第2節「消防計画」に定めるもののほか、国、道、自衛隊、近隣市町村及び関係機関の協力を得て行うものとする。

(1) 町の活動

- ア 消火活動に関する情報を収集し、関係機関へ提供すること。
- イ 他市町村、道、関係機関等に消防ポンプ車、消防隊、化学消防車等の派遣要請をすること。
- ウ 町内事業所等に緊急消火剤、資機材の提供要請をすること。
- エ 道に対し、消火対策指導のための危険物担当者の派遣を要請すること。

(2) 火薬類の対策及び措置

火薬工品、石油、ガス、ガソリン等を取扱う販売業者又は消費者に対し、本部長は一時その取扱、販売、貯蔵、運搬、消費を禁止し、又は制限する。

(3) 住民に対する措置

本部長は、被害が広範囲にわたり引火、爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び関係機関と連絡を取り、立入禁止区域を決定するとともに区域内住民に避難、立ち退きの指示勧告をする。

第7節 避難救出対策

- (1) 避難誘導は、町職員、消防職員、団員、警察官、その他指示、捜索の命を受けた職員があたるが、避難誘導にあたっては障害者、病人、高齢者、幼児等の災害弱者を優先して行うものとする。
- (2) 避難救出にあたっては、消防機関を主体として行うが、関係機関及び地域町内会等の住民による自主救出の実施を促進するものとする。

第8節 医療、救護、給与、防疫、保健衛生対策

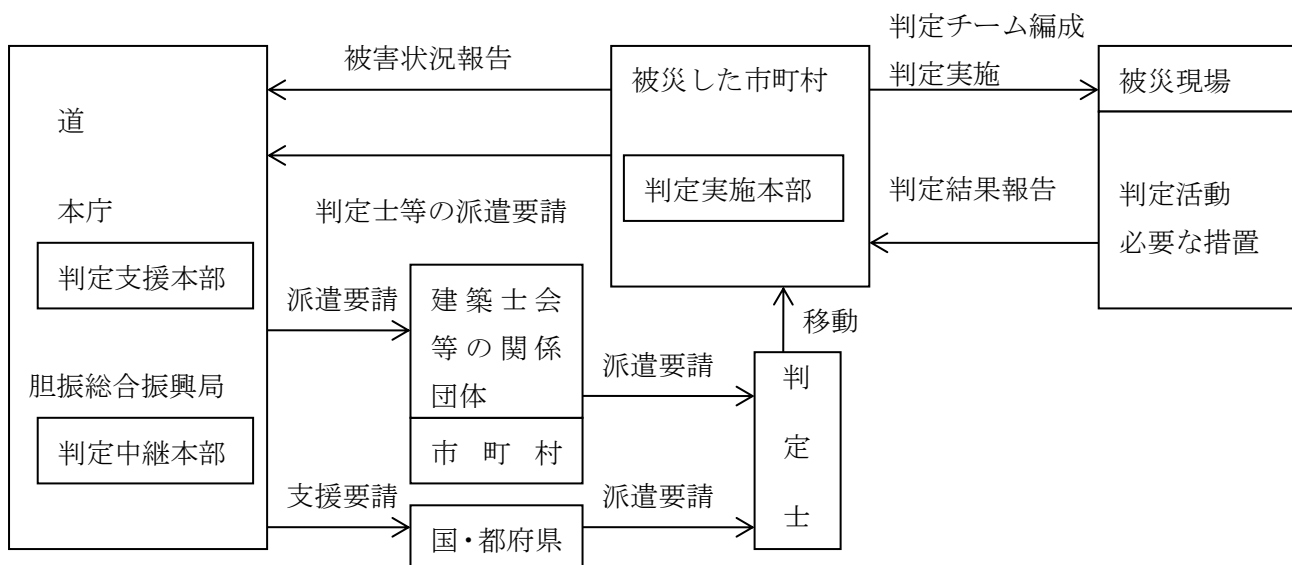
災害応急対策計画及び第5章第25節救急医療対策計画に基づき、万全なる対策を講ずるものとする。

第9節 被災建築物安全対策

被災建築物による二次災害を防止するため、地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定の実施に関する計画は次のとおりとする。

(1) 応急危険度判定の活動体制

町長は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき北海道に要請して、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行なう。判定活動の体制は、次のとおりとする。



(2) 応急危険度判定の基本的事項

ア 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

イ 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造のこう造種別ごとに調査表により行なう。

ウ 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行ない、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。

危険：建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立入ができない。

要注意：建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立入が可能である。

調査済：建築物の損傷が少ない場合である。

エ 判定の効力

行政機関による情報の提供である。

オ 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

第10節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

(1) 建築物、構造物等の耐震化

厚真町耐震改修促進計画に基づき、住宅建築物の耐震化を進めることとし、特に緊急輸送道路沿道建築物については積極的な耐震化に取り組むこととする。

(2) 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾の整備

被災時の緊急輸送を確保するため、緊急輸送道路等の計画的な整備を推進するものとする。また、苫小牧東港は、災害時緊急物資供給港として耐震化岸壁を整備することとする。

第7章 津波避難計画

第1節 目的

「津波対策の推進に関する法律（平成23年6月24日 法律第77号）」第9条第2項の規定に基づき、将来発生が予想される津波災害に対し、地震・津波発生直後から津波が終息するまでの、概ね数時間から2、3日の間、住民の生命、身体の安全を確保するための避難対策について定めるものとする。

第2節 用語の意味

使用する用語の意味は次のとおりである。

ア 津波浸水予想地域

想定する津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲をいう。

イ 避難対象地域

津波が発生した場合に被害が予想され避難が必要な地域で、市町村が指定するものをいう。

ウ 避難路、避難経路

避難するための経路で、町や住民等が指定・設定するものをいう。

エ 避難所

津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に町が指定するものをいう。

オ 災害時要配慮者

「厚真町災害時要配慮者避難支援計画」で定める高齢者、要介護者、障害者等をいう。

第3節 避難計画

1 津波到達予想時間の設定

本町では、北海道が作成した津波浸水予想図の結果を勘案し、津波到達予想時間を 53 分とする。

想定する津波の高さ：8.1m

避難対象地域、避難経路、避難所等は次表のとおりとする。

避難対象地域	避難経路（幅員）	避難所
浜厚真	富野浜厚真線（7.5m） 浜厚真山手線（7.5m） 道道鶴川厚真線（7.5m） 浜1号線（6.0m） 浜2号線（5.0m） 浜3号線（7.5m） 浜4号線（7.5m）	上厚真小学校
厚和	富野浜厚真線（7.5m） 浜厚真山手線（7.5m）	上厚真小学校
共和 （道道上厚真苫小牧線以南） 共和団地	道道厚真・浜厚真停車場線 （7.5m）	厚南会館
上厚真 （道道上厚真苫小牧線以南）	道道厚真・浜厚真停車場線 （7.5m）	厚南会館
鹿沼 （道道鶴川厚真線以南）	厚南開拓線（7.5m） 鹿沼停車場線（7.5m） 白さぎ田浦線（7.5m） 道道鶴川厚真線（7.5m）	鹿沼マナビィハウス

※ 以下に、各項目の設定の考え方について説明する。

ア 避難対象地域

避難対象地域は、安全性の確保、自主防災組織等による円滑な避難等を考慮して、津波浸水予想地域よりも広い範囲で大字毎に設定する。なお、大字の一部となる地域にあっては、幹線道路で区切るよう設定する。

イ 避難所

避難対象地域の範囲や津波到達時間等を考慮し、原則として厚真川の右岸の居住者は厚南会館、左岸の居住者は上厚真小学校、鹿沼地区の居住者は鹿沼マナビィハウスを避難所とする。

第4節 津波緊急避難場所

高規格道路 22 キロポイント旋回場を津波緊急避難場所とする。

第5節 津波避難対策

1 初動体制

津波警報および津波注意報が発令された場合の職員の連絡・参集体制は「厚真町地域防災計画第3章第2節」による。

2 配備体制

区 分	基 準	配備人員
第1種 非常配備	津波注意報が発表されたとき 震度4の地震が発生したとき	第3章第3節 別表5
第2種 非常配備	津波警報が発表されたとき 震度5弱または5強の地震が発生したとき	第3章第3節 別表5
第3種 非常配備	大津波警報が発表されたとき 震度6弱以上の地震が発生したとき	第3章第3節 別表5

3 津波情報等の収集・伝達

ア 津波情報等の収集

- ・ 津波注意報や津波警報が発表された場合、あるいは強い地震の揺れを感じた場合には、防災用監視カメラで海面状況を監視すると共に、近くに人がいないかを確認する。
- ・ 被害情報の収集については、初期活動も含み「厚真町地域防災計画第3章第3節」によるが、各職員が登庁途上においても収集するものとする。
- ・ 住民等への伝達方法については、広報車による広報や防災行政無線やJアラート等を利用するなど、適時その時点で使用可能な手法で行う。

※ Jアラートとは、大規模災害や外部による武力攻撃といった対処に時間的余裕のない緊急情報が国（消防庁）から衛星通信ネットワークを用いて瞬時に送信され、町の防災行政無線を自動起動することにより、24時間体制で住民に緊急情報を瞬時に伝達するシステム

第6節 避難勧告、または指示の発令基準、伝達方法等

1 避難準備（災害時要配慮者避難）情報、避難勧告、または指示の発令基準

- ・ 津波警報または大津波警報の認知、または通知を受けたとき直ちに発令する。
- ・ 津波注意報を受けたとき、または強い地震（震度4以上）を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときで、町が必要と認めた場合に発令する。

警報・注意報の分類	発表される津波の高さ	種別	範囲	避難所開設
大津波警報	5.0～ 10.0m超	避難指示	避難対象全地域	上厚真小 厚南会館 鹿沼マナビイハウス
津波警報	3.0m	避難指示	浜厚真、鹿沼の内 JR日高線以南	上厚真小 厚南会館 鹿沼マナビイハウス
		避難勧告	上記を除く 避難対象地域	
津波注意報	1.0m	避難準備情報	必要と認める地域	上厚真小 厚南会館 鹿沼マナビイハウス

2 伝達方法

広報車による広報や防災行政無線を使用するほか、報道機関への協力等による適時その時点で使用可能な手法を行う。

第7節 津波対策の教育・啓発

- (1) 強い地震（震度4以上）を感じたとき、または弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する等、自主避難を徹底する。
- (2) 津波に関する基礎的な知識、応急対策、避難等について津波防災啓発を行うとともに地区住民はもとより児童、生徒への啓発及び体験学習等を実施する。
- (3) 消防団員、自主防災組織、地域防災マスター、ボランティア、事業所の防災担当者等について、普及啓発を行い、地域防災の要となるリーダーの育成に努める。
- (4) 対象となる地区及び自主防災組織等を支援し、町が作成した防災マップを基に、避難所、避難路、避難経路、危険箇所などを確認する「ワークショップ」を定期的実施する。

第8節 積雪・寒冷地対策

1 冬期道路交通の確保

関係機関等が所管する緊急輸送道路や避難所のアクセス道路についての除雪体制を確認する。また、道路の消融雪施設や流雪溝の整備状況を把握する。

2 避難対策、避難生活環境の確保

積雪等による孤立集落の把握、避難所の暖房設備および暖房用燃料の備蓄の配備状況を把握する。

3 電力の確保

停電により、機能が停止した場合の早期復旧対策を確認する。

第9節 その他の留意点

1 観光客、サーファー客、釣客等の避難対策

観光協会等や関係団体と共同して、観光客やサーファー客、釣客等への地理不案内の外来者等への避難対策について、防災行政無線放送や避難看板等で誘導を行う。

2 災害時要配慮者の避難対策および安否確認

災害発生直後の災害時要配慮者の救助や避難誘導は、消防や警察等による体制が整うまでの間、地域における住民の協力による方法が効果的と考えられる。あらかじめ個別に避難支援計画を定め、地域住民や地域の支援ネットワークが協力しながら、自力で避難できない災害時要配慮者の避難誘導を行う。

災害時要配慮者の安否確認は、現地で情報の伝達や避難誘導を行うことで一時的に確認できるが、平常時に把握している所在情報に基づき確認を行う。

迅速な避難誘導や安否確認を行うためにも、自主防災組織や民生委員、社会福祉協議会、ボランティア団体、福祉事業所等と連携を図り、災害時要配慮者が円滑に避難できるよう、日頃から地域で支え合うための仕組みづくりを進める。

3 地域コミュニティにおける自主防災組織結成の推進

大きな災害ほど、住民は「自らの命（地域）は自ら守る」という防災の原点に立って自ら災害に備えるとともに、自発的に地域の防災活動に寄与することが求められる。地域住民がお互いに助け合い、協力しながら円滑に防災活動を行うため、自主防災組織の結成を推進する。

第8章 樽前山火山防災計画

第1節 計画の目的

火山による災害から町民の生命、財産を守り、被害の軽減を図ることを目的とする。樽前山が爆発又はそのおそれがある場合において、災害が発生すると認められるとき又は災害が発生した場合の対策は樽前山火山防災会議協議会の策定した「樽前山火山防災計画」によるほか、この計画の定めるところによる。

第2節 防災組織

1 防災組織及び役割

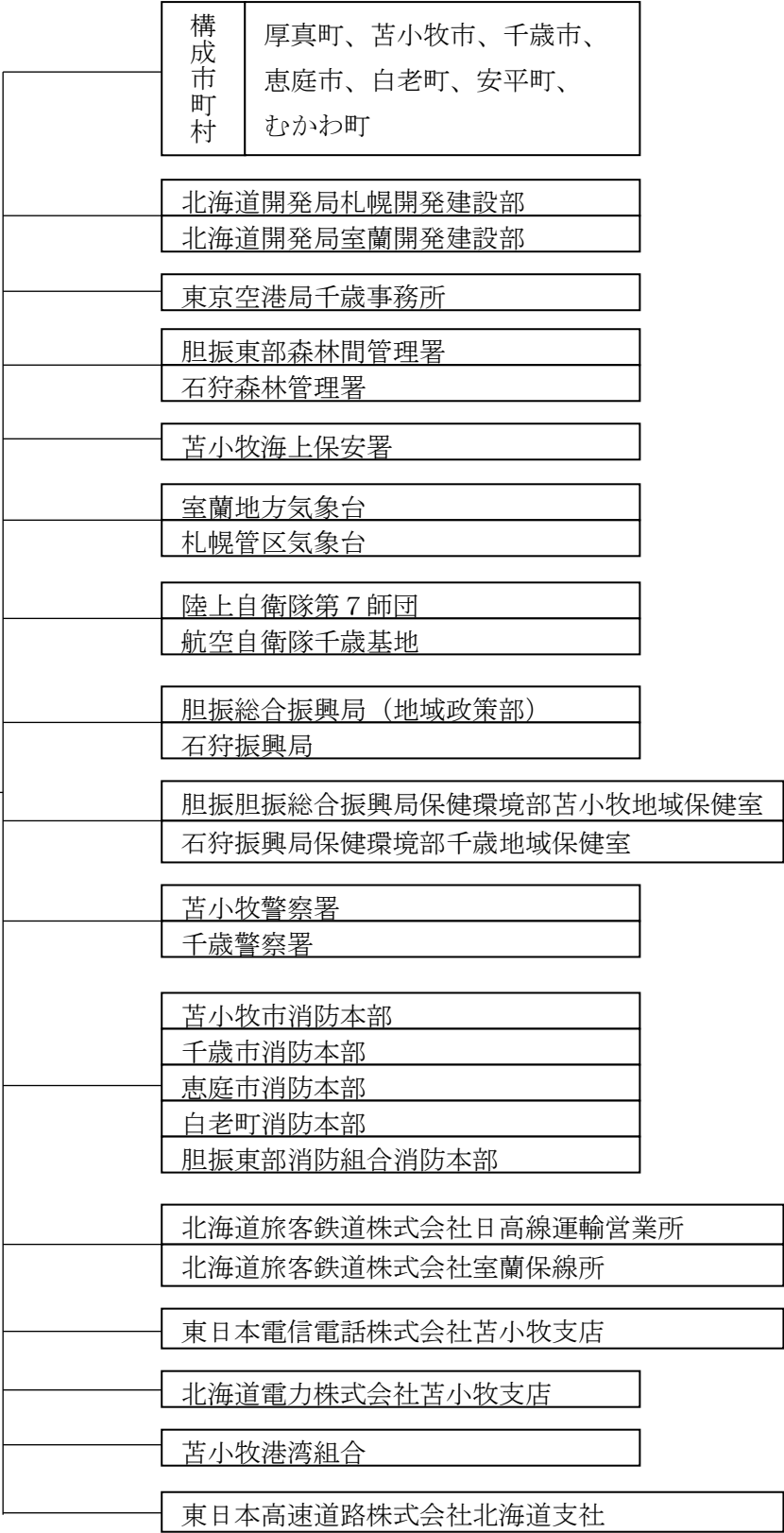
樽前山の噴火災害に際しては、降灰被害の想定地域であるが、想定以上の状況を考慮し、第2章防災組織に準じて組織するものとする。

2 樽前山火山防災会議協議会

樽前山火山防災会議協議会は、基本法第17条第1項の規定に基づき設置し、樽前山火山防災計画を策定し、噴火災害に際し適切に対処することを目的として組織するものとする。

協議会を構成する市町及び関係機関は、次のとおりである。

樽前山火山会議
協議会 会長



第3節 火山災害予防対策

噴火による本町への影響は、中規模及び大規模噴火発生時の降灰による山林、農作物への被害、交通障害及び大気・水質・土壌汚染等の被害が想定される。

1 火山防災の啓発活動

樽前山の火山活動や噴火時の対応について、正しい知識を把握し、適切な行動を行えるようにするために、住民、事業所等に対して啓発活動を推進する。

2 自主防災活動の推進

地域住民、事業所等の自主防災組織の結成及びその育成に関しては、第4章第7節の1「地域住民による自主防災組織」及び第4章第7節の2「事業所等の防災組織」に準じて自主防災活動の推進を図るものとする。

3 防災訓練の実施

協議会市町で噴火を想定した防災訓練を実施する。また、これらの訓練を補完するため町防災訓練を実施する。

4 避難体制の整備

第5章第5節「避難救出計画」に準ずる。また、必要に応じ住民等への周知に努めるとともに、発災時には体制整備の構築に努め住民の避難誘導に努めるものとする。

5 防災施設の整備

町民の生命、身体及び財産を守るため、多様な通信施設整備に取り組むものとする。また、併せてヘリポート、避難道路等の整備に取り組むものとする。

第4節 火山災害応急対策

1 火山現象に関する情報の収集及び伝達

- (1) 火山現象に関する予報及び警報は、気象業務法（昭和27年法律第165号）第13条の規定により発表される「火山現象警報」及び「火山現象予報」である。なお、「火山現象警報」は気象業務法第15条第1項の規定により北海道知事に通報され、北海道知事は同法第15条第2項及び基本法第55条の規定により市町村長に通報する。

(2) 火山現象警報及び火山現象予報の種類と呼び方及び警戒事項

樽前山噴火警戒レベル

予報警報	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の 状況	住民等の行動及び 登山者・入山者等 への対応	想定される現象等
噴火警報 (特別警報)	居住地域 及びそれ より火口 側	5 (避難)	居住地域に 重大な被害 を及ぼす噴 火が発生、 あるいは切 迫している 状態にあ る。	危険な居住地域か らの避難等が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模噴火が発生し、火砕流が居住地域まで到達、あるいは切迫している。 【過去事例】1667年及び1739年：大規模噴火、噴石が火口から概ね4kmまで飛散、火砕流が広範囲に流下して火口から10km以上の海岸まで到達、多量の軽石や火山灰が広範囲に堆積 ・中～大規模噴火により融雪型火山泥流が発生して居住地域に到達、あるいは切迫している。 【過去事例】観測事例なし
		4 (避難準備)	居住地域に 重大な被害 を及ぼす噴 火が発生す ると予想さ れる。(可能 性が高まっ ている。)	警戒が必要な居住 地域での避難の準 備、災害時要配慮 者の避難等が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模噴火の頻発等により、火砕流が居住地域に到達するような大規模噴火の発生が予想される。 【過去事例】観測事例なし ・積雪期に小規模噴火が拡大し、融雪型火山泥流の発生が予測される。 【過去事例】観測事例なし
火口周 辺警報	火口から 居住域の 近くまで の広い火 口周辺	3 (入山規 制)	居住地域の 近くまで重 大な影響を 及ぼす(こ の範囲に入 った場合に は生命に危 険が及ぶ) 噴火が発 生、ある いは発生 すると予 想される。	<p>住民は通常の生活。状況に応じて災害時要配慮者の避難準備等</p> <p>登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模噴火が発生し、噴石が概ね3km以内に飛散、あるいは火砕流が谷沿いに流下 【過去事例】1874年及び1909年：中規模噴火、噴石が火口から2～3kmまで飛散、火砕流が谷沿いに流下して火口から最大8km程度まで到達(1874年)、火山灰が山麓で厚さ数cmに堆積 ・地震増加や地殻変動等により、中規模噴火の発生が予想される。 【過去事例】観測事例なし
	火口から 少し離れ たところ までの火 口周辺	2 (火口周 辺規制)	火口周辺に 影響を及ぼ す(この範 围に入った 場合には生 命に危険が 及ぶ)噴火 が発生、あ るいは発生 すると予 想される。	<p>住民は通常の生活</p> <p>火口周辺への立入規制等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模噴火が発生し、山頂火口原内外に噴石飛散 【過去事例】1909年噴火以降繰り返し発生した小規模噴火、山頂部に噴石飛散 ・地震活動や熱活動の高まり等により、小規模噴火の発生が予想される。 【過去事例】2002年～2003年：山頂B噴気孔群で急激な熱活動の高まり1997年～2001年：地震活動活発化

噴火予防	火口内等	1 (平常)	火山活動は静穏。 火山活動によって、火口内で火山灰の噴出が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）	状況に応じて火口内へ立入規制等	・火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び近傍に影響する程度の噴出の可能性あり
------	------	-----------	---	-----------------	---

注1) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

注2) 大規模噴火とは、噴煙が1万m以上まで上がり、火砕流が広範囲に流下し、それに伴う融雪型泥流が発生するような噴火である。

注3) 中規模噴火とは、噴煙が数千mまで上がり、噴石が火口から2～3 kmまで飛散し、小規模な火砕流やそれに伴う融雪型泥流が発生するような噴火である。

注4) 小規模噴火とは、噴煙が1,000m以下まで上がり、噴石が山頂火口原内外に飛散するような噴火である。

(3) 火山の状況に関する解説情報

噴火予報又は噴火警報に関係のある火山性地震の発生回数などの火山現象等について、一般及び関係機関に対して詳細かつ速やかに発表するものをいう。

(4) 火山現象警報、火山現象予報及び火山の状況に関する解説情報の発表官署

樽前山に係る火山現象警報、火山現象予報及び火山の状況に関する解説情報の発表は、札幌管区気象台が行う。

(5) 異常現象発見者の通報義務及び通報先

ア 発見者の通報義務

火山の異常現象を発見した者は、次の最も近いところにいる者に通報する。

(ア) 厚真町役場

(イ) 苫小牧警察署（町内駐在所を含む）又は警察官

(ウ) 消防機関

イ 警察官等の通報

異常現象を発見した場合又は地域住民から通報を受けた場合は、警察官及び消防機関は直ちに町に通報する。

ウ 各関係機関への通報

火山現象について住民、登山者から通報を受けた場合又は火山現象に関する通報に関する情報を入手した場合は、苫小牧市に伝達する。

(6) 火山現象警報及び火山現象予報の伝達

ア 噴火警報（特別警報）・火口周辺警報・噴火予報の伝達は、火山情報伝達系統図によるものとする。

イ 噴火警報（特別警報）・火口周辺警報・噴火予報の受理及び伝達並びに北海道知事からの通報、又は要請を行う事項は、次によるものとする。

(ア) 通報及び伝達の内容

a 札幌管区気象台

火山現象による災害から国民の生命及び身体を保護するため必要があると認めるとき、火山現象に関する情報を北海道知事に通報する。

b 北海道

札幌管区気象台から通報を受けたとき、予想される災害の事態及びこれに対しておとるべき措置について、関係ある指定地方行政機関の長、指定地方公共機関の長、市町村長及びその他の関係機関に対し、必要な通報又は要請をするものとする。

c 厚真町

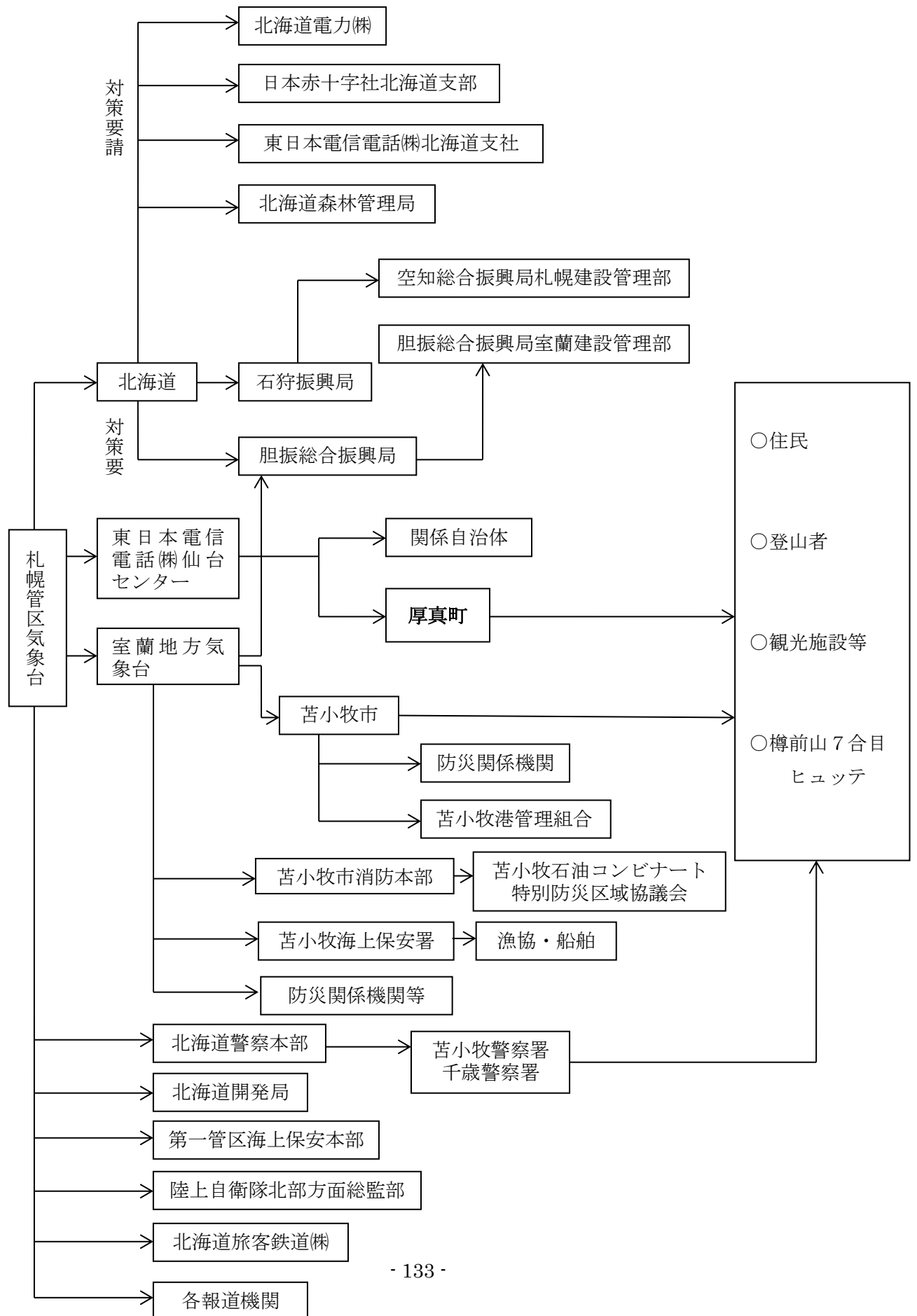
北海道知事から通報を受けたときは、通報に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達するものとする。

この場合、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対しておとるべき措置について必要な通報、又は警告をするものとする。

(イ) 通報及び伝達の系統

札幌管区気象台から北海道知事に通報された後の噴火警報・火口周辺警報・噴火予報及び対策通報並びに要請は、火山情報伝達系統図によるものとする。

☆火山情報伝達系統図



2 災害情報通信

災害時の情報伝達は、地域の災害状況に対応し、各種伝達手段・系統を最大限かつ有効に用いて行うこととし、第3章「災害情報通信計画」の定めるところによる。なお、北海道、町及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、ヘリコプター、衛星通信車、通信施設等を全面的に活用し、迅速・的確な災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

3 応急措置

町長及び防災関係機関は、災害の拡大を防止するため、第5章第1節「応急措置実施計画」の定めるところにより応急措置を実施するものとする。

4 災害広報

災害応急対策にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等及び地域住民に対して行う災害広報は、第5章第4節「災害広報計画」の定めるところによる。

5 避難措置

町長及び防災関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第4節「避難救出計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

6 警戒区域の設定

町長及び防災関係機関は、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、第5章第5節「避難救出計画」の定めるところ及び気象庁の発表する噴火警報及び火口周辺警報（噴火警戒レベルが導入された火山は当該レベルを含む。）に応じた警戒区域の設定等を図り、住民への周知に努めるものとする。

なお、警報の対象範囲、噴火警戒レベルの設定に当たっては、予め関係市町及び関係機関等と協議するものとする。

7 救助救出及び医療救護活動等

町長及び防災関係機関は、第5章第5節「避難救出計画」及び第5章第9節「医療及び助産計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また、町長及び防災関係機関は、第5章第13節「行方不明者の捜索及び収容処理並びに埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。

8 道路交通の規制等

町長及び防災関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第22節「交通応急対策計画」の定めるところにより、必要な交通規制等を実施するものとする。

9 自衛隊派遣要請

自衛隊の派遣要請及び派遣期間の活動等については、第5章第20節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

10 広域応援

町長及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独で十分な災害対応策を実施できない場合は、第5章第21節「広域応援派遣要請計画」の定めるところにより応援を要請する。

また、樽前山火山防災会議協議会を構成する市町及び関係機関との連携を図るものとする。

第5節 復旧計画

火山災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町長は、被害の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、第10章「災害復旧計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進めるものとする。

第9章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、トンネル、橋梁など道路構造の大規模化等が進展している。

このような社会構造の変化により、海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）についての防災対策の一層の充実強化を図るため、次のとおりそれぞれの事故災害について予防及び応急対策を定める。

第1節 海上災害対策計画

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早急に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

- (1) 船舶所有者等（船舶所有者、管理者、占有者等を含む。）漁業協同組合の実施事項
 - ア 気象情報の把握に努め、海難を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。
 - イ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。
 - ウ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
 - エ 船舶の火災に備え、必要な消防力を整備するとともに自衛消防隊の組織化に努めるものとする。
- (2) 厚真町及び胆振東部消防組合（以下この章において「消防組合」という。）の実施事項
 - ア 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。
 - イ 海難発生時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。
 - ウ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。
 - エ 海難発生時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
 - オ 海難発生時の救急・救助、救護に備え、資器材等の整備促進に努めるものとする。
 - カ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

キ 船舶所有者及び船長に対し、次により気象情報の把握に努め荒天に際しては、早期避難、避泊を図ることを指導するとともに、漁業協同組合に対し、気象情報の常時把握と組合員に対する迅速な伝達組織の確立を図ることを指導するものとする。

(ア) 漁業気象通報及び天気予報の放送を聴取し、周辺海域の気象状況の把握に努める。

(イ) 漁業無線局の気象情報は、各出漁船に対し、最も適切にその状況を伝えるので、必ず聴取するとともに、荒天に対処する海上保安部からの警告指導が出た場合は、速やかに適切な措置を講ずる。

ク 法令の定めるところにより適切な予防策を講ずるほか、公益社団法人北海道海難防止・水難救済センターとともに、船舶所有者及び乗組員に対し次の事項を指導するものとする。

(ア) 船体、機関、救命設備（救命用具、信号用具、消防設備等）及び通信施設の整備

(イ) 気象状況の常時把握と適正な準備体制の確立

(ウ) 漁船乗務員の養成と資質の向上

(エ) 小型漁船の集団操業の励行と相互救護体制の強化

(オ) 海難防止に対する意識の高揚

2 災害応急対策

海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は次により実施するものとする。

(1) 情報通信

ア 情報通信連絡系統

海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報連絡系統は別記1のとおりとする。

イ 実施事項

町及び関係機関は、情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

海難発生時の広報は、第5章第4節「災害広報計画」の定めによるほか次により実施する。

ア 実施事項

(ア) 被災者の家族等への広報

町は、被災者の家族からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

① 海難の状況

② 家族等の安否情報

③ 医療機関等の情報

④ 関係機関等応急対策に関する情報

⑤ その他必要な事項

(イ) 旅客及び地域住民等への広報

町は、報道機関を通じ、又は防災行政用無線・広報車等を利用し次の事項について広報を実施する。

- ① 海難の状況
- ② 旅客及び乗組員等の安否情報
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関の応急対策に関する情報
- ⑤ その他必要な事項

(3) 応急活動体制

町長及び防災関係機関の長は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と協力して災害応急対策を実施する。

(4) 捜索活動

海難船舶の捜索活動は、関係機関が相互に密接に協力のうえ、漁業協同組合、水難救難所の協力を得て、それぞれ船舶・ヘリコプターなどを活用して行うものとする。

(5) 救助救出活動

海難発生時における救助活動については、第5章第5節「避難救出計画」の定めによるほか次により実施するものとする。

ア 町が、遭難船舶を認知した場合は、海上保安部及び警察署に連絡するとともに、直ちに現場に臨み、救護措置を行う。

イ 救護のため必要があるときは、住民を招集し、船舶・車両・その他の物件を徴用し、又は他人の所有地を使用し、救助の指揮を行う。

ウ 北海道警察警察官は、水難救助法第4条に基づき、救護の事務に関し町長を助け、町長が現場にいない場合は、町長に代わってその職務を行う。

エ 漁業協同組合は、常時所属出漁船の動静を把握し、海難発生時には、適切な指示を与えるとともに、関係機関に対する連絡に当たるものとする。

オ 日本水難救済会浜厚真救難所は、関係機関の実施する海難による人命、船舶及び積荷の救済に協力すること。

(6) 消防活動

領海内における船舶等火災の消火活動については、当該地域の海上保安部署と消防機関が締結した船舶消火に関する業務協定に基づき実施する。

(7) 医療救護活動

海難発生時の医療救護活動については、第5章第10節「医療及び助産計画」の定めるところにより実施するものとする。

(8) 行方不明者の捜索及び死体の収容等

海難発生時における行方不明者の捜索、死体の収容及び埋葬等については、第5章第13節「行方不明者の捜索及び収容処理並びに埋葬計画」の定めるところにより実施するものとする。

(9) 交通規制

海難発生時における交通規制については、第5章第18節「災害警備計画」の定めるところによる。

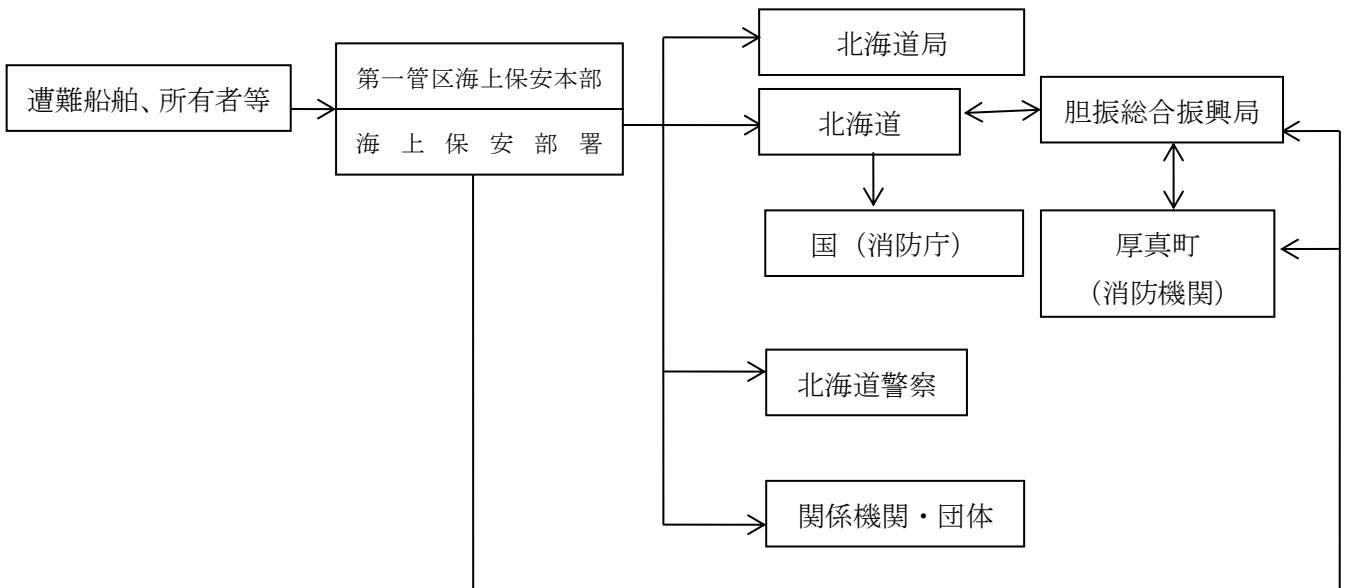
(10) 自衛隊派遣要請

海難発生時における自衛隊派遣要請については、海上保安庁長官令で定める者が、海難の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、官等第5章第20節「自衛隊派遣要請計画」により、自衛隊に対して災害派遣を要請するものとする。また、要請権者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、予め要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておくものとする。

(11) 広域応援

町は、海難の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第21節「広域応援計画」の定めるところにより他の消防機関、他の市町村及び北海道へ応援を要請するものとする。

別記1 情報通信連絡系統図



道内海上保安部（署）と各消防本部との船舶消火に関する業務協定締結状況

海上保安部（署）	消 防 機 関
苫小牧海上保安署	苫小牧市消防本部 胆振東部消防組合

第2節 流出油対策計画

船舶に衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難事故により船舶からの油等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、町が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

なお、臨港地区等における流出災害対策については、本章第6節「石油コンビナート等災害対策」及び本章第8節「危険物等災害対策計画」の定めるところによる。

1 災害予防

(1) 厚真町及び消防組合は災害予防のため次の事項を実施する。

- ア 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。
- イ 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。
- ウ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。
- エ 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行なう等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
- オ 災害時の油等大量流出等に備え、消防艇、化学消化剤、油処理剤、オイルフェンス等の資器材の整備促進に努めるとともにその整備状況等について関係機関と情報を共有するものとする。
- カ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
- キ 油類積載船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその附属施設（防舷材、けい船柱）等の改修、岸壁水深の維持に努める。
- ク 大量の危険物荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入禁止の徹底を図る。
- ケ 船舶所有者等、漁業協同組合に対し、荷役について次のとおり指導する。
 - (ア) 荷役は油槽所等の保安担当職員の指導監督のもと行なう
 - (イ) 消火機器の配備
 - (ウ) 油流出事故の予防対策及び化学消化剤等の配備
 - (エ) 立入禁止、火気厳禁の標示の徹底
- コ 入港船舶の危険物積載の状況等、消防活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報について関係機関と相互に交換する。

(2) 船舶所有者等、漁業協同組合は災害予防のため次の事項を実施する。

- ア 気象状況等の把握に努め、海上等における流出油等災害を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。
- イ 職員の非常参集体制は、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備する。

ウ 災害時の油等の大量流出等に備え、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資器材の整備促進に努めるものとする。

エ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

2 災害応急対策

(1) 情報通信

油等の大量流出事故が発生し、又は発生しようとしている場合の、情報の収集及び通信等は次により実施するものとする。

ア 情報通信連絡系統

油等の大量流出事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報連絡系統は別記1のとおりとする。

イ 実施事項

町は、情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の機関に連絡し、情報の共有化、応急、支援の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

油等大量流出事故災害時の広報は第5章第4節「災害広報計画」の定めによるほか次により実施する。

ア 実施方法

町は報道機関を通じ、又は防災行政用無線・広報車、及び掲示板等の利用により次の事項について広報を実施する。

- (ア) 油等大量流出事故災害の状況
- (イ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (ウ) 海上輸送復旧の見通し
- (エ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (オ) その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 町長は、油等大量流出事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 防災関係機関の長は、油等大量流出事故が発生し、又は発生のおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携を取りながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 油等の流出又は流出する恐れがある場合の防除活動

厚真町及び消防組合は、北海道及びその他の機関から提供される、流出油の漂流状況等の情報をもとに、海岸等への漂着に対処するため、直ちに関係機関と協力のうえ、必要に応じて、流出油等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずるものとする。

防除措置を実施するに当たっては、必要な資器材を迅速に調達するものとし、流出油等による被害の軽減に努めるものとする。

(5) 消防活動

厚真町及び胆振東部消防組合（厚真支署、厚真消防団）は火災状況等の情報収集に努め、第一管区海上保安本部の消火活動に協力するものとする。

(6) 避難措置

流出油等による火災、爆発により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は第5章第5節「避難救出計画」の定めるところにより実施するものとする。

(7) 交通規制

海上災害時における交通規制については、第5章第18節「災害警備計画」の定めるところにより実施するものとする。

(8) 自衛隊派遣要請

油流出等事故災害時における自衛隊派遣要請については、海上保安庁長官等法令で定める者が、流出油の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章第20節「自衛隊派遣要請計画」により、北海道知事（胆振総合振興局長）に要請を依頼するものとする。

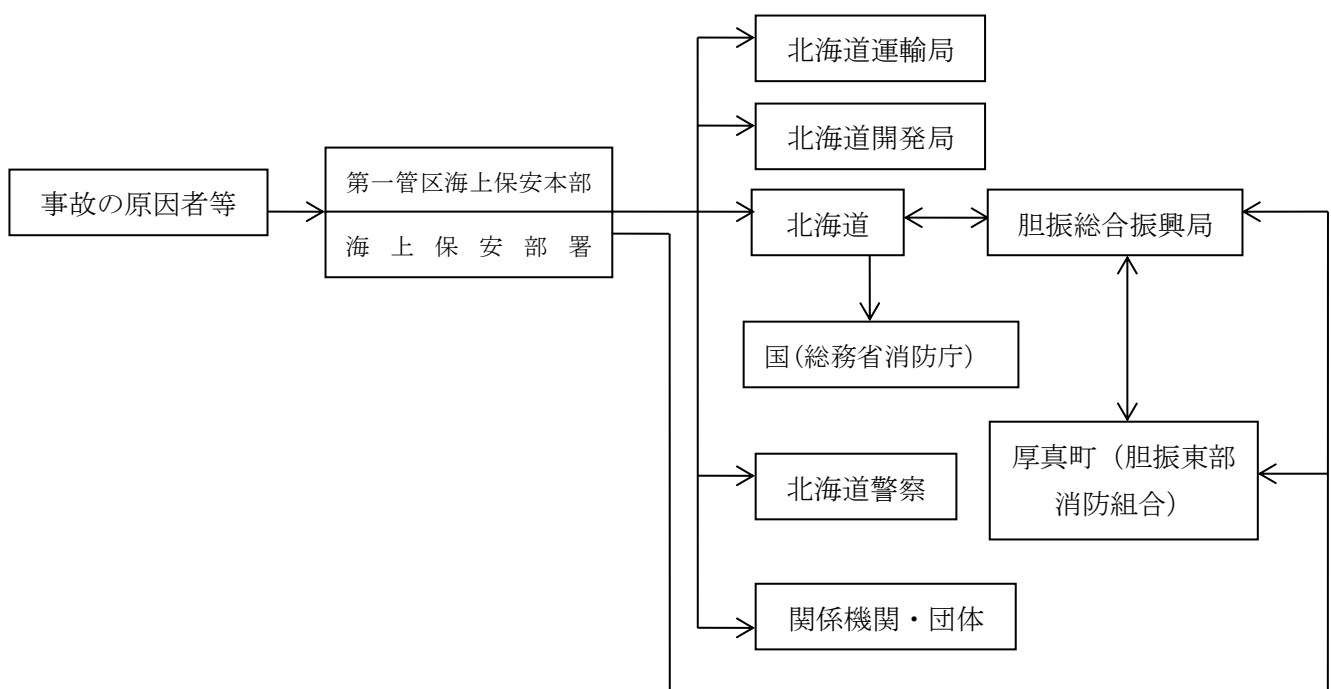
(9) 広域応援

町及び胆振東部消防組合は、流出油等事故災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は第5章第21節「広域応援計画」の定めるところにより北海道、他の市町村等へ応援を要請するものとする。

(10) ボランティアとの連携

流出油の防除作業等には多くの労働力が必要となる。それらの作業を実施する災害ボランティア団体等の受け入れ等については、第5章第24節「災害ボランティア受入計画」の定めるところによる。

別記 1 情報通信連絡系統図



第3節 航空災害対策計画

本町において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「航空災害」という）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

1 災害予防

町はそれぞれの組織を通じて相互に協力し、航空災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

- (1) 航空交通の安全に関する各種情報を、事故予防のために活用し、航空災害を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。
- (3) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

2 災害応急対策

(1) 情報通信

ア 情報通信連絡系統

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別記1のとおりとする。

イ 実施事項

- (ア) 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- (イ) 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- (ウ) 町及び関係機関は、相互に緻密な情報交換を行ない、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行なうものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行なう災害広報は、第5章第4節「災害広報計画」の定めによるほか次により実施する。

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (ア) 航空災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報

- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は防災行政用無線及び広報車を利用し、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 航空災害の状況
- (イ) 旅客及び乗務員等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) 航空輸送復旧の見通し
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

(3) 応急活動体制

町及び関係機関は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を他の関係機関と連携をとりながら災害応急対策を実施するものとする。

(4) 搜索活動

航空機の搜索活動は、東京救難調整本部を通じて、各関係機関が相互に密接に協力のうえ、ヘリコプターなど多様な手段を活用して行なうものとする。

(5) 救助救出活動

航空災害時における救助救出活動については、東京航空局空港事務所等が行う発生直後の救助救出活動のほか、第5章第5節「避難救出計画」の定めによるものとする。

(6) 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、第5章第10節「医療及び助産計画」の定めによるものとする。

(7) 消防活動

航空災害時における消防活動は、次のとおり実施するものとする。

ア 消防機関は、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施するものとする。

イ 消防機関の職員は、航空災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

(8) 行方不明者の搜索及び死体等の収容等

町は、第5章第13節「行方不明者の搜索及び収容処理並びに埋葬計画」の定めにより行方不明者の搜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。

(9) 交通規制

北海道警察等関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第18節「災害警備計画」の定めにより必要な交通規制を行なうものとする。

(10) 防疫及び廃棄物処理等

災害にかかる航空機が国際線である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、第5章第11節「防疫計画」また、第5章第12節「清掃計画」の定めるところにより廃棄物処理等に係る応急対策を講ずるものとする。

(11) 自衛隊派遣要請

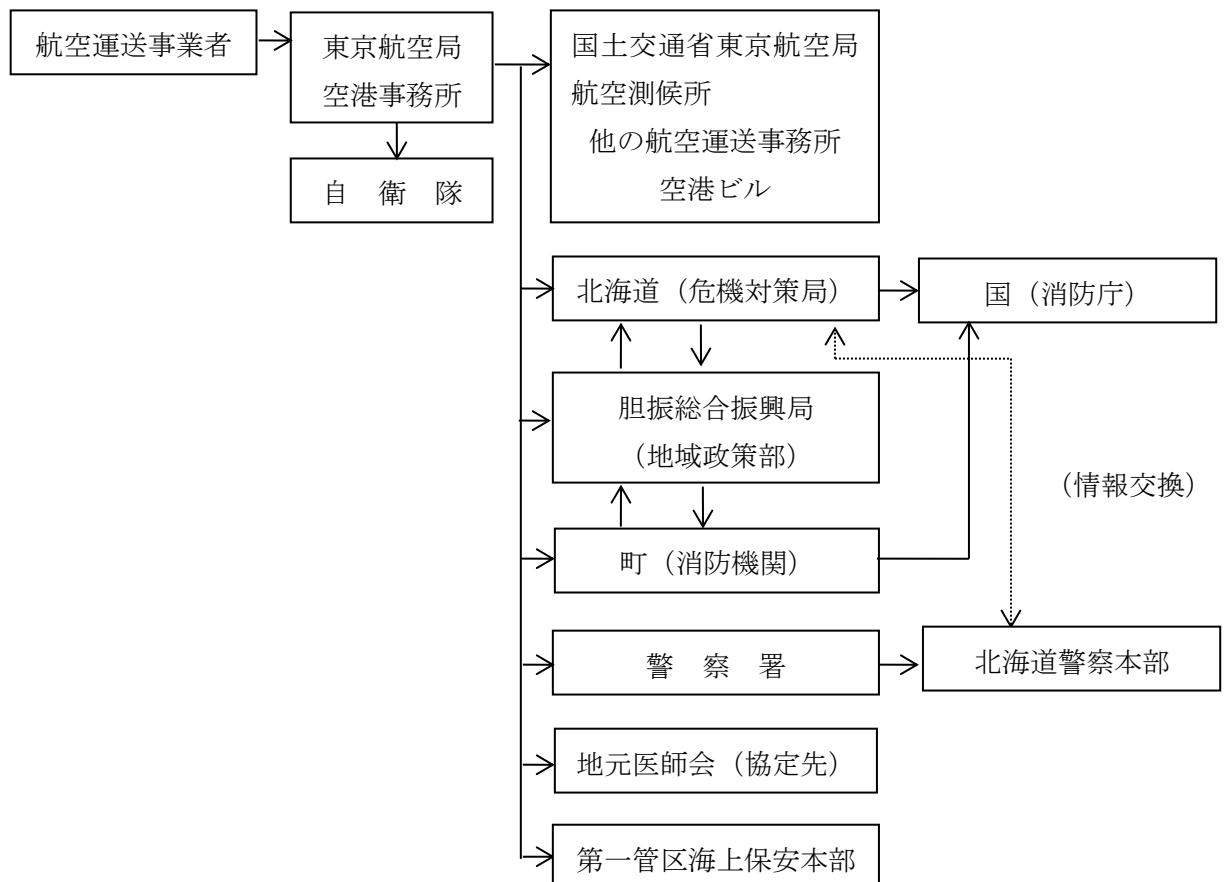
航空災害発生時における自衛隊派遣要請については航空事務所長等法令で定める者が航空災害の規模や収集した被害者情報から判断し、必要がある場合には、第5章第20節「自衛隊派遣要請計画」により、北海道知事(胆振総合振興局長)に要請を依頼するものとする。

(12) 広域応援

町及び胆振東部消防組合は、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は第5章第21節「広域応援計画」の定めるところにより北海道や他の市町村及び北海道(危機対策局)へ応援を要請するものとする。

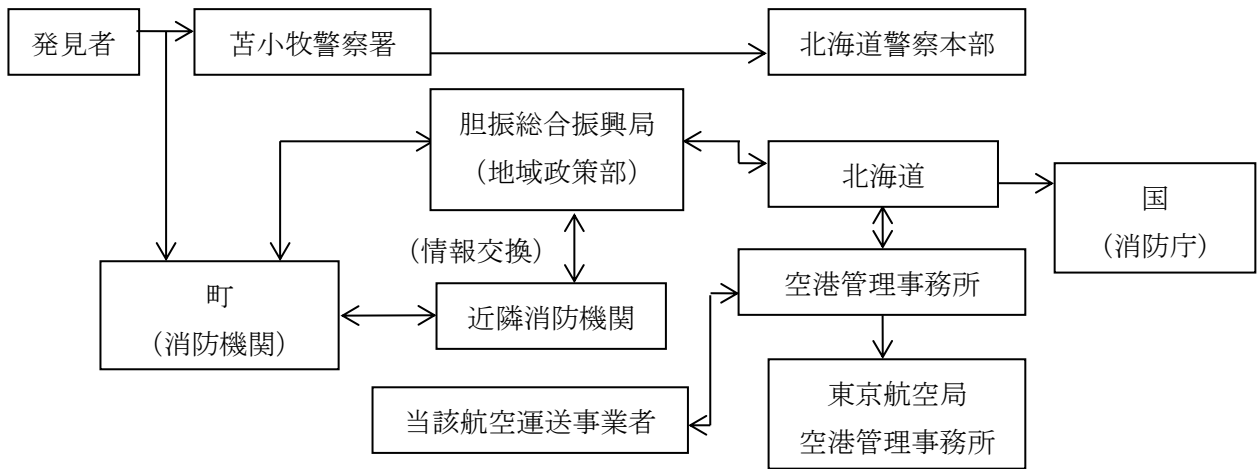
別記 情報通信連絡系統図

(1) 国土交通省・防衛庁管理空港【新千歳・丘珠】

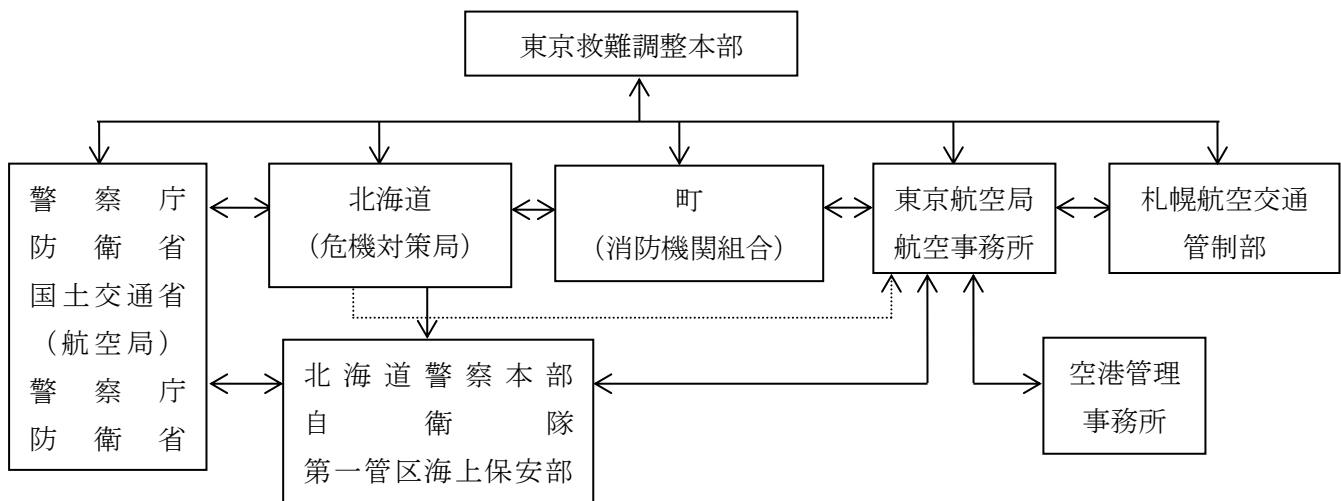


2 その他の地域の場合

(1) 発生地点が明確な場合



(2) 発生地点が不明な場合 (航空機の搜索活動)



(注) 救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる。

第4節 鉄道災害対策計画

鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な災害(以下「鉄道災害」という。)が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

1 災害予防

町はそれぞれの組織を通じて相互に協力し、鉄道災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

ア 実施事項

- (ア) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。
- (イ) 踏切事故を防止するため、鉄道業者等とともに広報活動に努めるものとする。
- (ウ) 災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるほか、火災による被害の拡大を最小限とするため、初期消火体制の整備に努めるものとする。
- (エ) 関係機関と相互に連携して実践的な防衛訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

2 災害応急対策

(1) 情報通信

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

ア 情報通信連絡系統

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の連絡系統は、別記のとおりとする。

イ 実施事項

- (ア) 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- (イ) 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- (ウ) 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行なうものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第4節「災害広報計画」の定めるところによるほか、次により実施するものとする。

ア 被災者の家族等への広報

厚真町は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (ア) 鉄道災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は防災行政用無線及び広報車を利用し、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 鉄道災害の情報
- (イ) 旅客及び乗務員等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) 施設等の復旧状況
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

(3) 応急活動体制

町長は、鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を他の機関と連携をとりながら災害応急対策を実施するものとする。

(4) 救助救出活動

鉄道災害時における救助救出活動については、鉄軌道従事者が行う発生直後の救助救出活動のほか、第5章第5節「避難救出計画」の定めによるものとする。

(5) 医療救護活動

鉄道災害時における医療救護活動については、第5章第10節「医療及び助産計画」の定めるもののほか、鉄軌道従事者も災害発生直後における救助活動に努めるとともに、関係機関による迅速、かつ、的確な救護が行われるよう協力するものとする。

(6) 消防活動

鉄道災害時における消防活動は、次のとおり実施するものとする。

ア 胆振東部消防組合は、速やかに鉄道災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施するものとする。

イ 胆振東部消防組合の職員は、鉄道災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

(7) 行方不明者の捜索及び死体の収容等

町は、第5章第13節「行方不明者の捜索及び収容処理並びに埋葬計画」の定めにより行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。

(8) 交通規制

北海道警察等関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第18節「災害警備計画」の定めにより必要な交通規制を行なうものとする。

(9) 危険物流出対策

鉄道災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、本章第8節「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

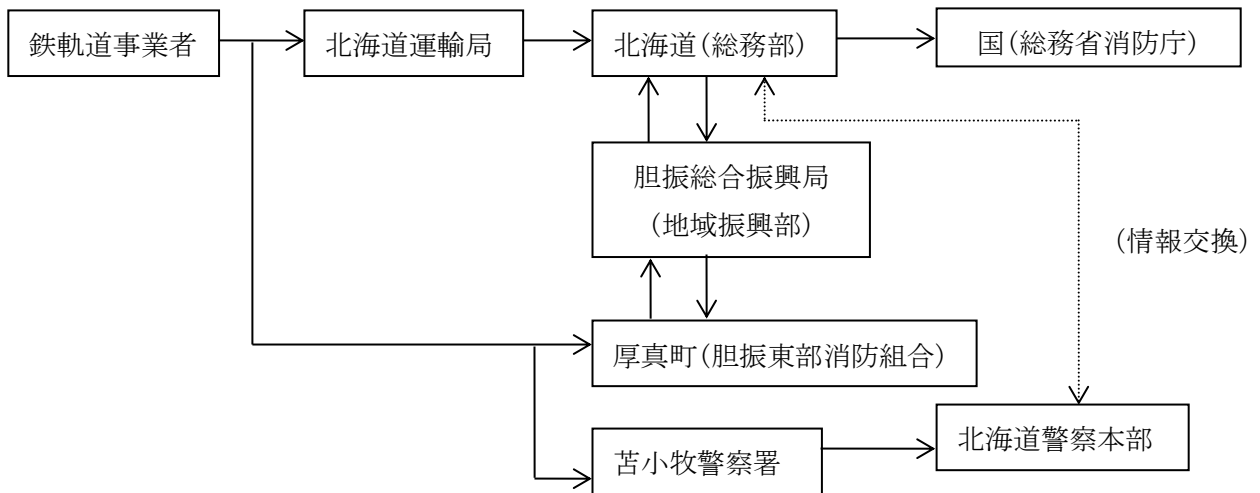
(10) 自衛隊派遣要請

鉄道災害時における自衛隊派遣要請については、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章第20節「自衛隊派遣要請計画」の定めにより、北海道知事（胆振総合振興局長）に要請を依頼するものとする。

(11) 広域応援

厚真町及び胆振東部消防組合は、災害の規模等によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は第5章第21節「広域応援計画」の定めるところにより他の消防機関、他の市町村及び北海道（危機対策局）へ応援を要請するものとする。

別記 情報通信連絡系統図



第5節 道路災害対策計画

道路構造物の被災又は高速自動車道における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

1 災害予防

町は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するための必要な予防対

策を実施するものとする。

(1) 実施事項

ア 道路管理者

- (ア) トンネルや橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異状を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。
また異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。
- (イ) 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努めるものとする。
- (ロ) 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。
- (エ) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。
- (オ) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の措置を講ずるものとする。
- (カ) 道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行なうため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。
- (キ) 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図るものとする。
- (ク) 道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

2 災害応急対策

(1) 情報通信

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

ア 情報連絡系統

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別記のとおりとする。

イ 実施事項

- (ア) 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- (イ) 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- (ロ) 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行ない、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行なう災害広報は、第5章第4節「災害広報計画」の定めるほか次により実施するものとする。

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (ア) 道路災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関等の災害応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 道路利用者及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は防災行政用無線及び広報車を利用し、次の事項についての広報を行なう。

- (ア) 道路災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関等の災害応急対策に関する情報
- (オ) 施設等の復旧状況
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

(3) 応急活動体制

町長は、道路災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、その状況に応じて応急体制を整え、その地域に係る災害応急対策を他の関係機関と連携をとりながら災害応急対策を実施するものとする。

(4) 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う初期救助活動のほか、第5章第5節「避難救出計画」の定めによるところによる。

(5) 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、第5章第10節「医療及び助産計画」の定めるもののほか、道路管理者も、関係機関による迅速、かつ的確な救護の初期活動が行われるよう協力するものとする。

(6) 消防活動

道路災害時における消防活動は、次のとおり実施するものとする。

ア 道路管理者は、道路災害による火災の発生に際しては、消防機関による迅速、かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力するものとする。

イ 胆振東部消防組合は、速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施するものとする。

ウ 胆振東部消防組合の職員は、道路災害による災害が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

(7) 行方不明者の捜索及び死体の収容等

町は、第5章第13節「行方不明者の捜索及び収容処理並びに埋葬計画」の定めにより行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。

(8) 交通規制

北海道警察等関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第18節「災害警備計画」の定めにより必要な交通規制を行なうものとする。

(9) 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、本章第8節「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

(10) 自衛隊派遣要請

道路災害時における自衛隊派遣要請については、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には第5章第20節「自衛隊派遣要請計画」の定めにより北海道知事（胆振総合振興局長）に要請を依頼するものとする。

(11) 広域応援

町及び胆振東部消防組合は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は第5章第21節「広域応援計画」の定めるところにより他の消防機関、他の市町及び北海道へ応援を要請するものとする。

3 災害復旧

道路管理者は、その公共性に鑑み、迅速な道路施設の復旧のため次の事項を実施することとする。

(1) 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速かつ的確に行ない、早急の道路交通の確保に努めるものとする。

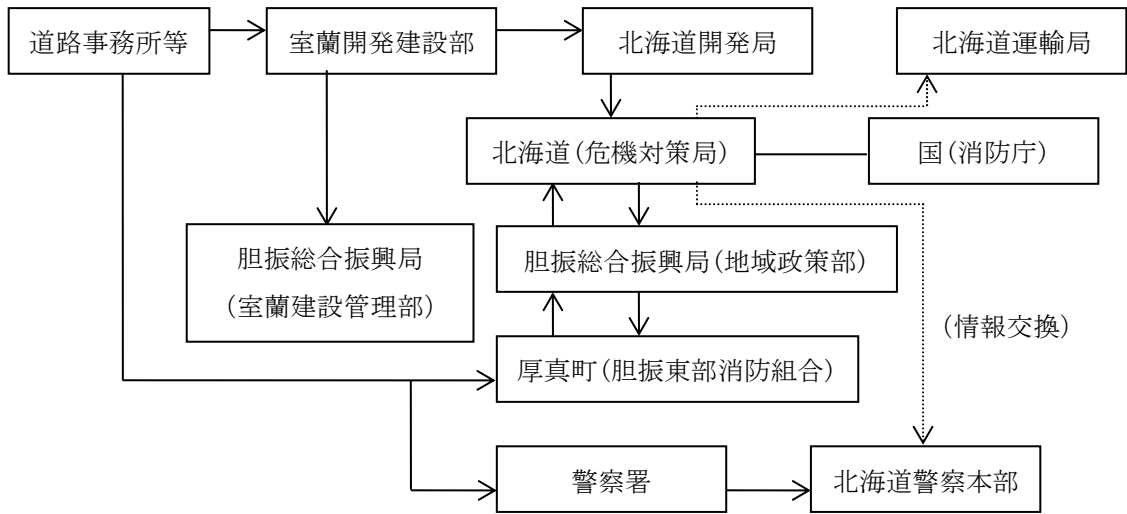
(2) 関係機関と協力し、予め定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設復旧を行なうものとする。

(3) 類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行なうものとする。

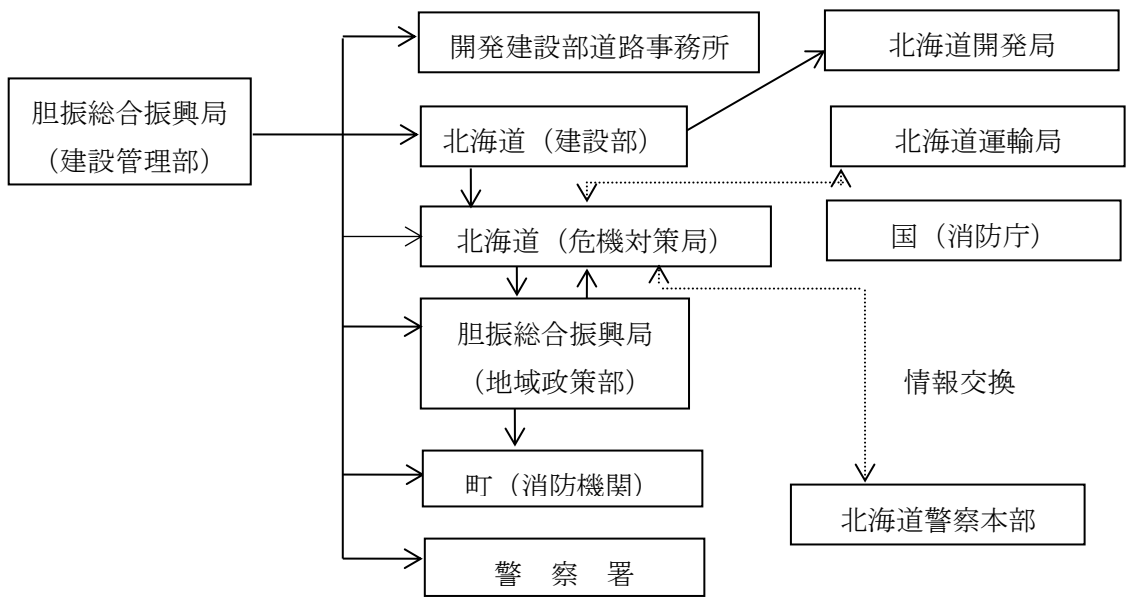
(4) 災害復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

別記 情報通信連絡系統図

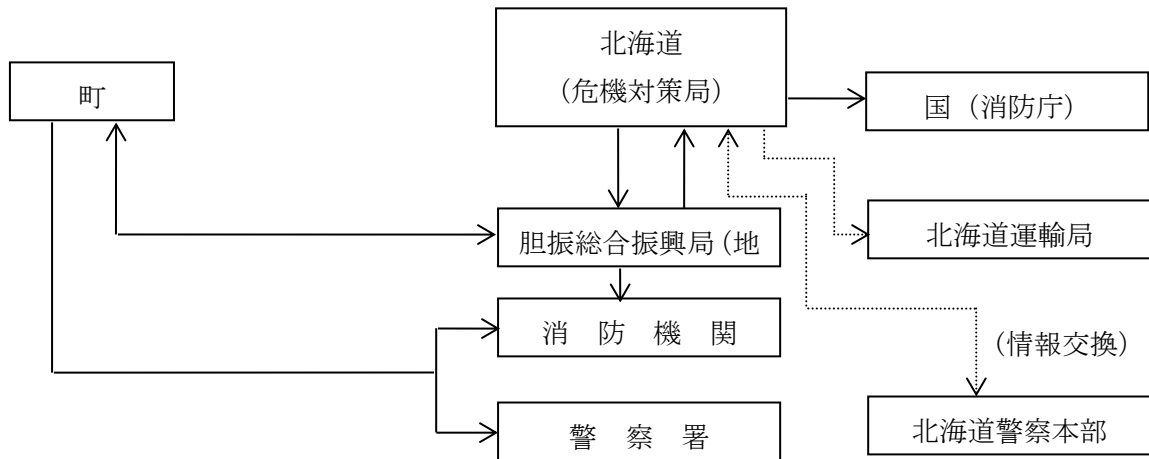
1 国の管理する道路の場合



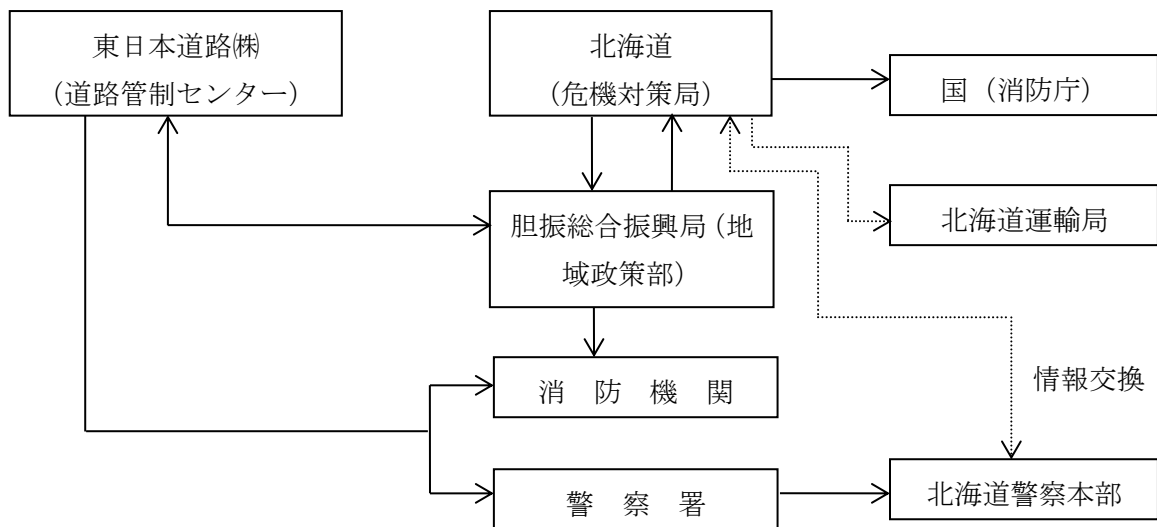
2 道の管理する道路の場合



3 町の管理する道路の場合



4 高速自動車国道の場合



第6節 石油コンビナート等災害対策計画

石油備蓄基地等からの油流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又は発生しようとしている場合には、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、事業者及び防災関係機関の実施する予防、応急対策はこの計画の定めるところによる。

1 石油備蓄基地等災害予防

- (1) 災害予防、災害応急対策については、広範囲な対策を必要とするため、北海道石油コンビナート等防災計画（昭和52年8月作成）による。
- (2) 消防活動においては、胆振東部消防組合石油コンビナート火災対策要領（平成8年7月1日訓令第5号）による。

2 避難誘導

避難誘導に関しては、第5章第5節「避難救出計画」による。

3 防災道路の指定

石油コンビナート等火災における消火活動及び避難路確保のため、主要幹線並びに下記町道を防災用道路に指定し、北海道警察等関係機関等と協力し交通路を確保するものとする。

石油コンビナート等火災における消火活動及び避難路確保のため、主要幹線並びに下記町道を防災用道路に指定し、北海道警察等関係機関等と協力し交通路を確保するものとする。

- | | | |
|-----------|------------|-------------|
| 1 朝日沼線 | 9 豊川上厚真線 | 17 上厚真市街6号線 |
| 2 豊川共和線 | 10 富野浜厚真線 | 18 上厚真市街7号線 |
| 3 共和上厚真線 | 11 共和山手線 | |
| 4 厚南第13号線 | 12 浜1号線 | |
| 5 共和クラブ線 | 13 浜2号線 | |
| 6 厚南第14号線 | 14 浜3号線 | |
| 7 厚南第16号線 | 15 浜厚真浜山手線 | |
| 8 共和線 | 16 共栄川手線 | |

4 災害応急対策

(1) 情報通信

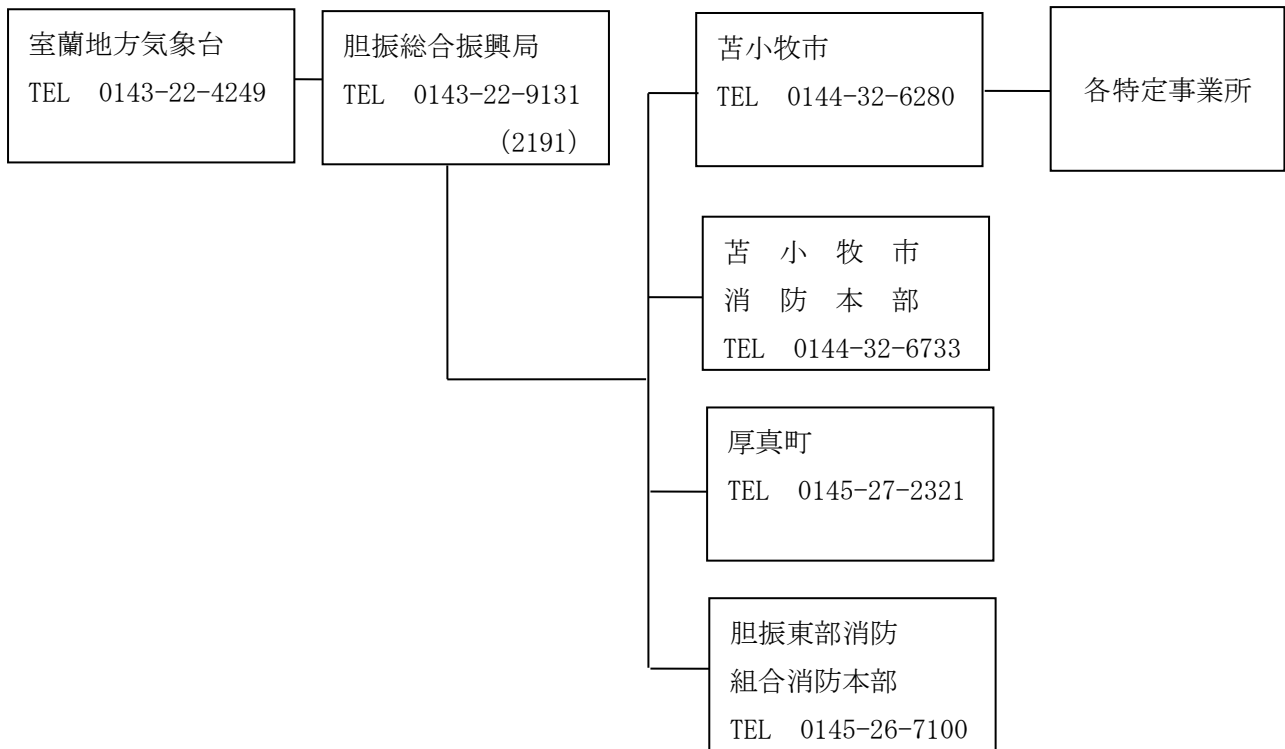
ア 室蘭地方气象台から予警報の発表があった場合

(ア) 伝達する予警報等の範囲は地震情報、津波に関する注意報、警報等、高潮に関する注意報、警報等及びその他市町村が必要と認めた予警報等

(イ) 情報通信は、別記1のとおりとする。

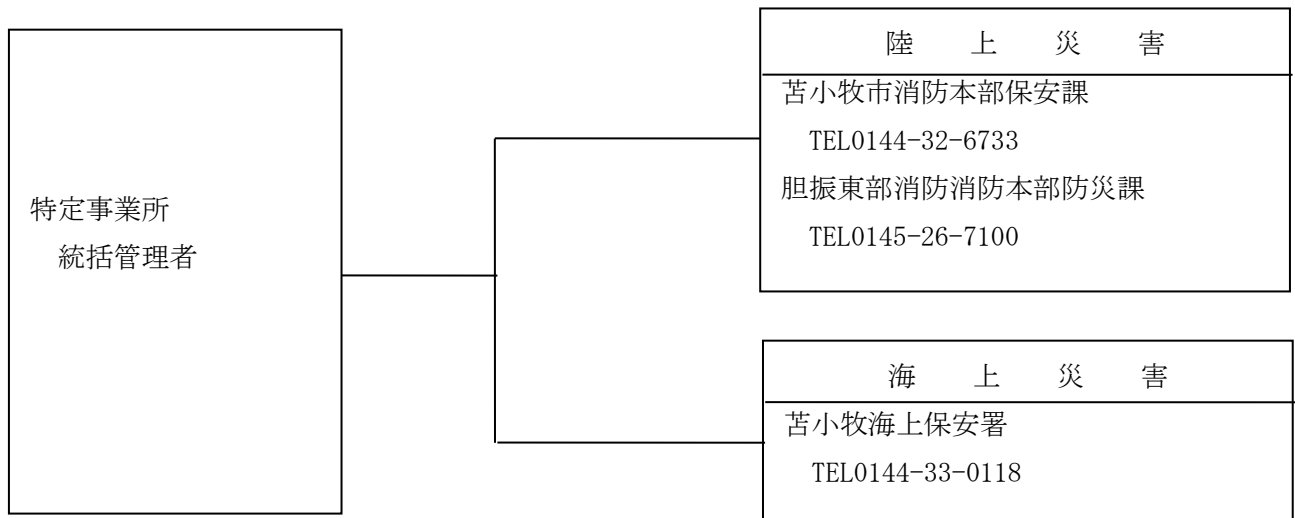
イ 異常現象が発生した場合、情報通信は別記2のとおりとする。

別記 1

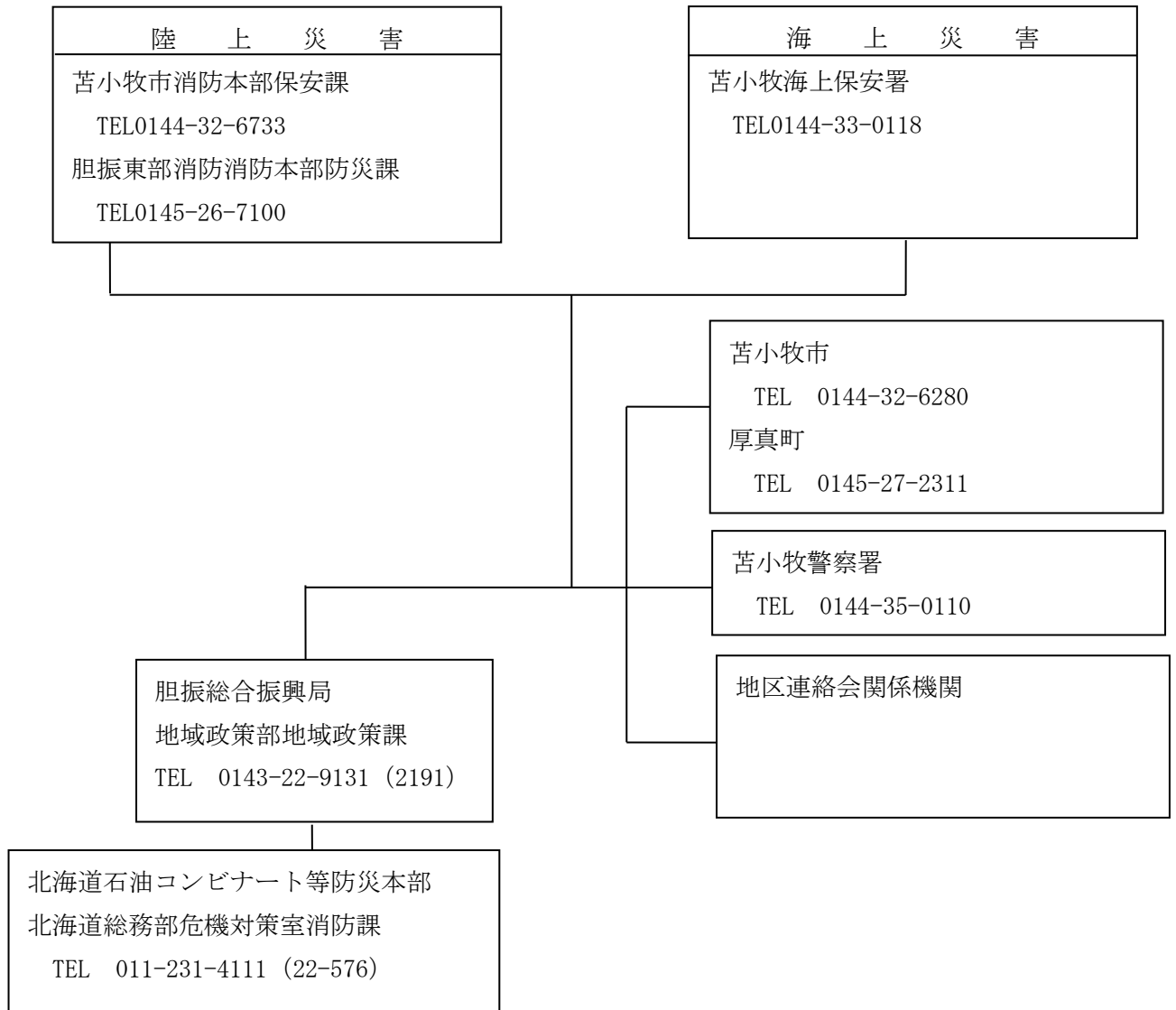


別記 2

第 1 段階（消防本部及び海上保安部（署）への通報）



第2段階（消防本部及び海上保安部からの通報）



5 避難救援体制

町は、人命の安全を確保するため、第5章第5節「避難救出計画」の定めるところにより必要な避難措置を実施する。

なお、避難所については避難救出計画にかかわらず原則として次の避難所とする。

名 称	収容人数	住 所	電 話
厚南会館	410	厚真町字上厚真 219 番地の 1	0145-28-2311
厚南中学校	1,030	厚真町字富野 75 番地の 2	0145-28-2763
上厚真小学校	1,030	厚真町字厚和 59 番地の 3	0145-28-3560

6 交通規制

発災の程度に応じ、苫小牧地区連絡会と連絡を図りながら次により交通規制を実施する。

- (1) 厚真町字豊川 奥井清太郎方前交差点
- (2) 厚真町字上厚真 上厚真大橋交差点
- (3) 国道 235 号線と道道厚真・浜厚真停車場線の交差点
- (4) 厚真町字浜厚真 浜厚真大橋交差点

7 応急医療体制

石油コンビナート災害における医療救護活動については、第 10 節「医療及び助産計画」の定めによるもののほか、現地本部（苫小牧地域連絡会設置）と協力して効率的な医療救護活動を実施するものとする。

第7節 林野火災予防計画

林野火災の予防を目的とした林野火災予防計画は、本計画の定めるところによる。

1 実施機関

林野火災の予消防対策を推進するため、胆振森づくりセンター、苫小牧広域森林組合、厚真町、森林愛護組合連合会で構成する厚真地区林野火災予消防対策会議を設け予消防対策の円滑なる実施を図るものとする。

2 気象情報対策

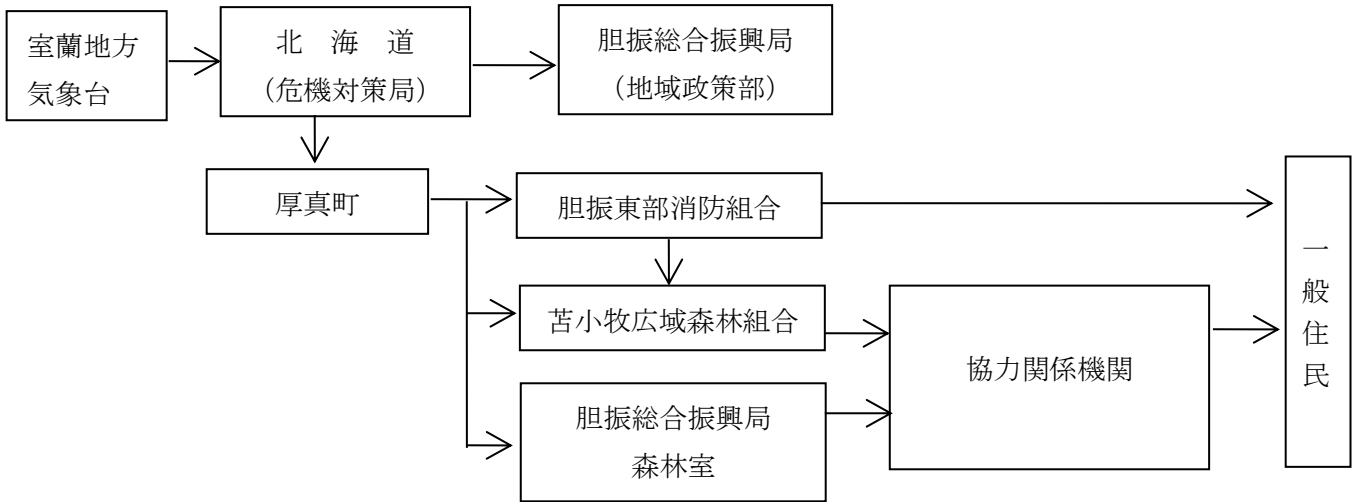
林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は次により気象予報の迅速な伝達を行ない、林野火災の予防に万全を期するものとする。

ア 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として室蘭地方気象台が発表及び通報を行なうものとする。なお、火災気象通報の通報基準は第 5 章第 1 節「気象及び災害通報の伝達

系統」のとおりである。

イ 伝達系統は、次のとおりとする。



ウ 関係機関の措置

(ア) 胆振総合振興局

通報を受けた胆振総合振興局は、通報内容を町へ通達するものとする。

(イ) 厚真町

通報内容及びとるべき予防対策等を胆振東部消防組合、苫小牧広域森林組合、胆振総合振興局へ通報するとともに、一般住民に周知徹底を図るものとする。

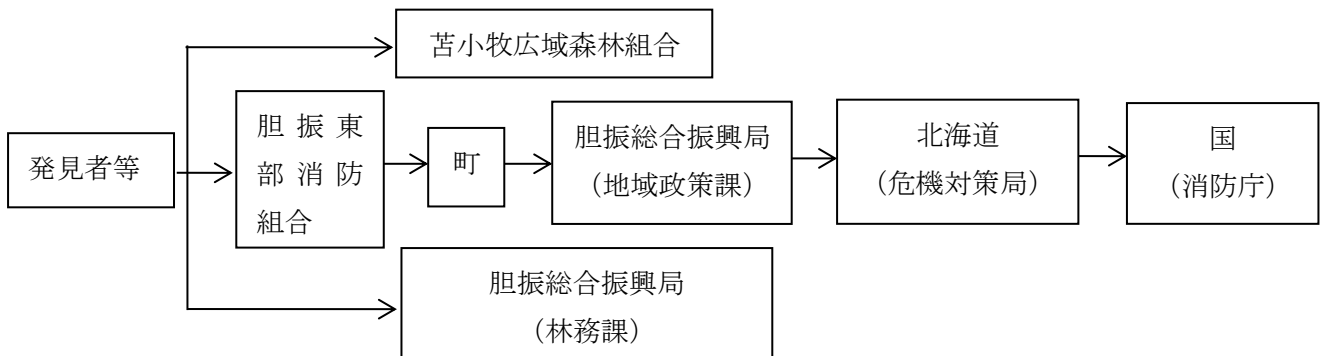
(ウ) 協力関係機関通報を受けた協力関係機関は、速やかに適切な措置を講ずるとともに、一般住民に周知徹底を図るものとする。

3 災害応急対策

(1) 情報通信

ア 情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は次のとおりとする。



イ 実施事項

- (ア) 機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- (イ) 関係機関は、情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- (ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。
- (エ) 町は、「林野火災被害状況調書の提出について（昭和 54 年 2 月 26 日付け林政第 119 号）」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行うものとする。

4 林野火災予防対策

(1) 一般入林者に対する対策

登山、ハイキング、山菜採り、魚釣り等で入林する者に対する対策として、次の事項を推進する。

- ア 入林者には、関係機関より許可書等を交付し無許可入林者をなくするよう努める。
- イ 入林者には、掲示板により山火事予防思想の啓発をする。
- ウ 乾燥のはなはだしい時は、一般入林者の入林を禁止する。
- エ 入林者は、山火事監視人の指示に従うよう指導する。

(2) 火入れ、ごみ焼き対策

林野火災危険期間（概ね 3～6 月）中の火入れは極力避けるとともに、火入れ、ゴミ焼きについては、次の事項を重点として指導の徹底を図る。

- ア 火入れ等については、万全を期し可能な限り共同火入れをすること。
- イ 火入れ許可の付帯条件を励行させること。
- ウ 気象状況の急変の際は、一切の火入れを中止すること。
- エ 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者の確認を受けるよう指導すること。跡地には状況に応じ 1 週間ぐらいの監視を励行させること。
- オ 春、造林を実施するときには、でき得る限り前年の夏から秋に火入れ地ごしらえをして、火災危険期には火入れをしないよう指導すること。
- カ 火入れ方法等については、厚真町、胆振森づくりセンター、苫小牧広域森林組合、胆振総合振興局等がこれを指導する。

(3) 林内事業者対策

林内において事業を営む者は、実施期間中、次の体制を整え予防の万全を図る。

- ア 林内事業者は火気取扱責任者を定め、かつ事業区域内に巡視員を配置して警戒体制を図る。
- イ 事業箇所には、火気取扱責任者の指定する喫煙所及びたき火場を設け標識及び消火設備を完備すること。
- ウ 火気取扱責任者は、あらかじめ事業箇所内の連絡系統を定め、関係機関との連絡に万全を図る。
- エ 鉾山、道路整備その他事業者は、事業区域内より失火することのないよう森林所有者と

協議して、万全の予防策を講ずる。

(4) 機械力導入に対する予防策

チェーンソー、刈払機、林業機械の使用については次の事項に留意すること。

- ア 燃料又は引火性薬剤のある付近では、絶対に火気を使用しないこと。
- イ 機械に燃料を補給するときは、必ずスイッチを切りエンジンを止めて安全な状態にして、じょうご、くた付容器等により補給すること。
- ウ ごみ、油等による外部の汚れ、マフラーの汚れ、スパークプラグの配線のゆるみ等の点検整備を励行すること。
- エ 失火時の対策として、現地に小型消火器を持参すること。

(5) 森林所有者対策

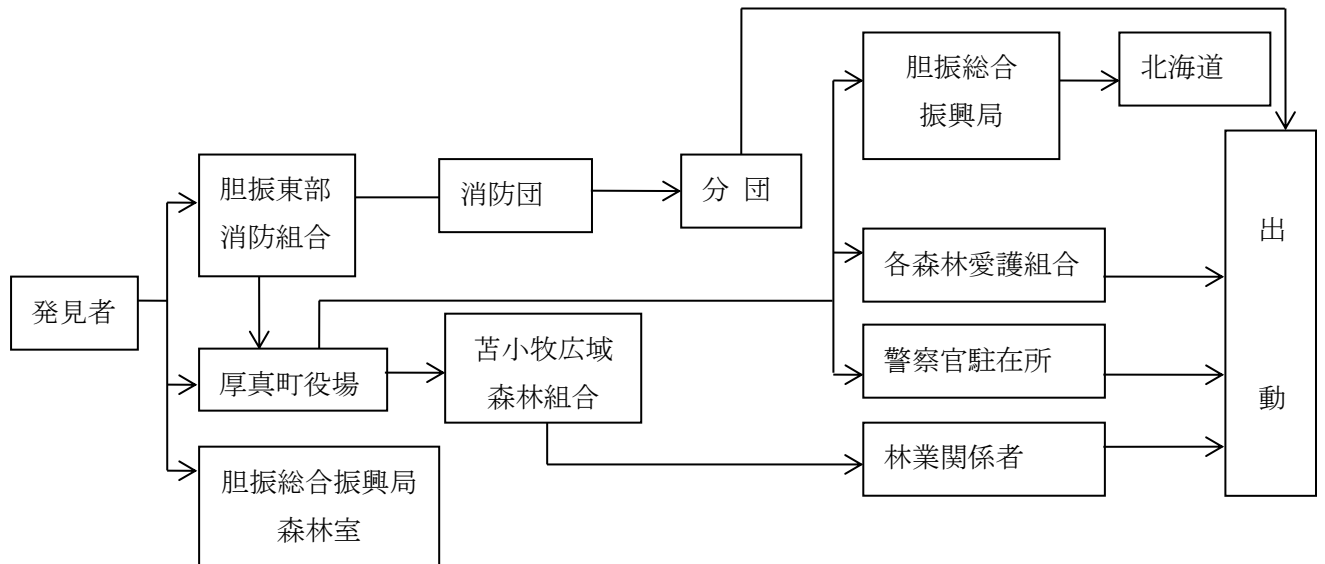
森林所有者は自己の所有林より火災が起きないように努めるとともに、次の事項を実施するものとする。

- ア 一般住民に対する広報活動
- イ 監視員の配置
- ウ 無許可入林者に対する指導
- エ 火入れに対する安全対策

5 林野火災消防対策

林野火災は、短時間に最も効果的に消火し、火災の拡大防止に努めることが重要なので、消火体制の強化を図り一朝有事の際は、あらゆる手段を講じて消火に努める。

(1) 山火事情報連絡系統図



(2) 消防支署、消防団（分団）は山火事に備えて機械器具等を整備して出動体制を確立する。

- (3) 町、森林組合は消火作業について関係機関の協力を求めてその指導に当たる。
- (4) 国及び道は、一般民有地の火災についても、積極的に消火作業に協力する。
- (5) 町、森林組合、消防機関等で消火困難となったときは、町長は北海道知事（胆振振興局長）に対し、自衛隊の派遣要請を依頼する。

6 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、町及び各関係機関が被災者の家族等、地域住民等に対して行なう広報は、第5章第4節「災害広報計画」の定めによるほか次により実施するものとする。

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (オ) その他必要な事項

イ 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は防災行政用無線及び広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (オ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (カ) その他必要な事項

7 応急活動体制

ア 町の災害対策組織

町長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 防災関係機関の災害対策組織

関係機関は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

ウ 災害対策現地合同本部設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対応の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害

対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

8 消火活動

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消火活動を行うものとする。

ア 林野火災防御団の活用、適切な消火部隊の配置等により、効果的な地上消火を行うものとする。

イ 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、第 5 章第 26 節「消防防災ヘリコプター活用計画」に基づくヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

9 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第 5 章第 18 節「災害警備計画」の定めにより必要な交通規制を実施するものとする。

10 自衛隊派遣要請

大規模な林野火災時における自衛隊派遣要請については、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第 5 章 20 節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより、北海道知事（胆振総合振興局長）に対して自衛隊の災害派遣の要請を依頼するものとする。

11 広域応援

町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第 5 条第 21 節「広域応援計画」の定めによるところにより、他の消防機関、他の市町及び北海道（危機対策局）への応援を要請するものとする。

12 避難措置

町及び各関係機関は、人命の安全を確保するため、第 5 章第 5 節「避難救出計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

13 交通規制

町及び北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第 5 章第 18 節「災害警備計画」の定めにより必要な交通規制を実施するものとする。

14 広域応援

町及び消防組合は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第 5 章第 21 節「広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、北海道及び国へ応援を要請するものとする。

第8節 危険物等災害対策計画

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物、放射性物質）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、事業者及び防災関係機関の実施する予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

なお、海上への危険物等の流出等による災害対策については本章第2節「流出油対策計画」、石油コンビナート等特別防災区域における災害対策については、「北海道石油コンビナート等災害対策計画」の定めるところによる。

1 危険物の定義

(1) 危険物

消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第2条第7項に規定されているもの

《例》 石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など

(2) 火薬類

火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）第2条に規定されるもの

《例》 火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など

(3) 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）第2条に規定されるもの

《例》 液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど

(4) 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号）第2条に規定されるもの

《例》 毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など

(5) 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）」等によりそれぞれ規定されている。

2 災害予防

危険物災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行なう事業者（以下「事業者」）及び関係機関が取るべき対応は次のとおりとする。

(1) 危険物等災害予防

ア 事業者

(1) 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規定の作成、従業員に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

(2) 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険

物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じるとともに、消防機関、警察官へ通報するものとする。

イ 消防組合

- (1) 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行ない、法令の規定に違反する場合は、許可の取消などの措置命令を発するものとする。
- (2) 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規定の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。

ウ 北海道警察

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実施を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。

(2) 火薬類災害予防

ア 事業者

- (1) 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危険予防規定の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- (2) 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講じるとともに、火薬類について災害が発生したときは、警察等に届け出るものとする。

イ 北海道警察

- (1) 火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。

また、必要と認められるときは、北海道、北海道経済産業局は北海道鉱山保安監督部に対して、必要な措置をとるよう要請するものとする。

- (2) 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、通路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。
- (3) 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したとき、及び災害が発生したときの届出があったときは、速やかに道知事及び町長に通報するものとする。

ウ 消防組合

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行なう。

(3) 高圧ガス災害予防

ア 事業者

- (1) 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危険予防規程の

作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

- (2) 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講じるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、道知事及び町長又は警察官に届出るものとする。

イ 北海道警察

(1) 人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。

- (2) 高圧ガスの製造施設等が危険な状態となったとき、又は災害が発生したとの届出があったときは、速やかに道知事及び町長に通報するものとする。

ウ 消防組合

火災予防上の観点から事業者の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行なう。

(4) 毒物・劇物災害予防

ア 事業者

(1) 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業員に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

- (2) 毒劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を町長及び保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要な応急の措置を講じるものとする。

イ 北海道警察

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制等事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。

ウ 消防組合

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行なう。

(5) 放射性物質災害予防

ア 事業者

(1) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程等の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

- (2) 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講じるとともに、直ちに文部科学大臣、町長及び消防署関係機関へ通報するものとする。

イ 消防組合

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行なう。

ウ 北海道警察

- (1) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度で、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。
- (2) 放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染されたものを運搬する届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等について、必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

3 災害応急対策

(1) 災害通信

危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

ア 情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、別記のとおりとする。

イ 実施事項

- (1) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- (2) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- (3) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行なうものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、第5章第4節「災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

ア 実施事項

(1) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

(ア) 災害の状況

(イ) 家族等の安否情報

(ウ) 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響

(エ) 医療機関等の情報

(オ) 関係機関の実施する応急対策の概要

(カ) その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は防災行政用無線及び広報車を利用等により、次の事項についての広報を実施する。

(ア) 災害の状況

(イ) 家族等の安否情報

(ウ) 危険物の種類、性状など人体・環境に与える影響

(エ) 医療機関等の情報

(オ) 関係機関の実施する応急対策の概要

(カ) 避難の必要性等、地域に与える影響

(キ) その他必要な事項

(3) 応急活動体制

町長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を他の関係機関と連携をとりながら災害応急対策を実施するものとする。

(4) 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施するものとする。

ア 事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講じるものとする。

イ 危険物等の取扱規制担当機関

危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講じるものとする。

(5) 消防活動

危険物等災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

ア 事業者

消防機関の到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限に抑える等消防活動に努めるものとする。

イ 消防組合

(1) 事業者との緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状にあった適切な消防活動を実施するものとする。

(2) 消防組合職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

(6) 避難措置

町及び各関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第5節「避難救出計画」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施するものとする。

(7) 救助救出及び医療救護活動等

町及び各関係機関は、第5章第5節「避難救出計画」及び第5章第10節「医療及び助産計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また、町等関係各機関は、第5章第13節「行方不明者の捜索及び収容処理並びに埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。

(8) 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通確保のため、第5章第18節「災害警備計画」の定めにより必要な交通規制を実施するものとする。

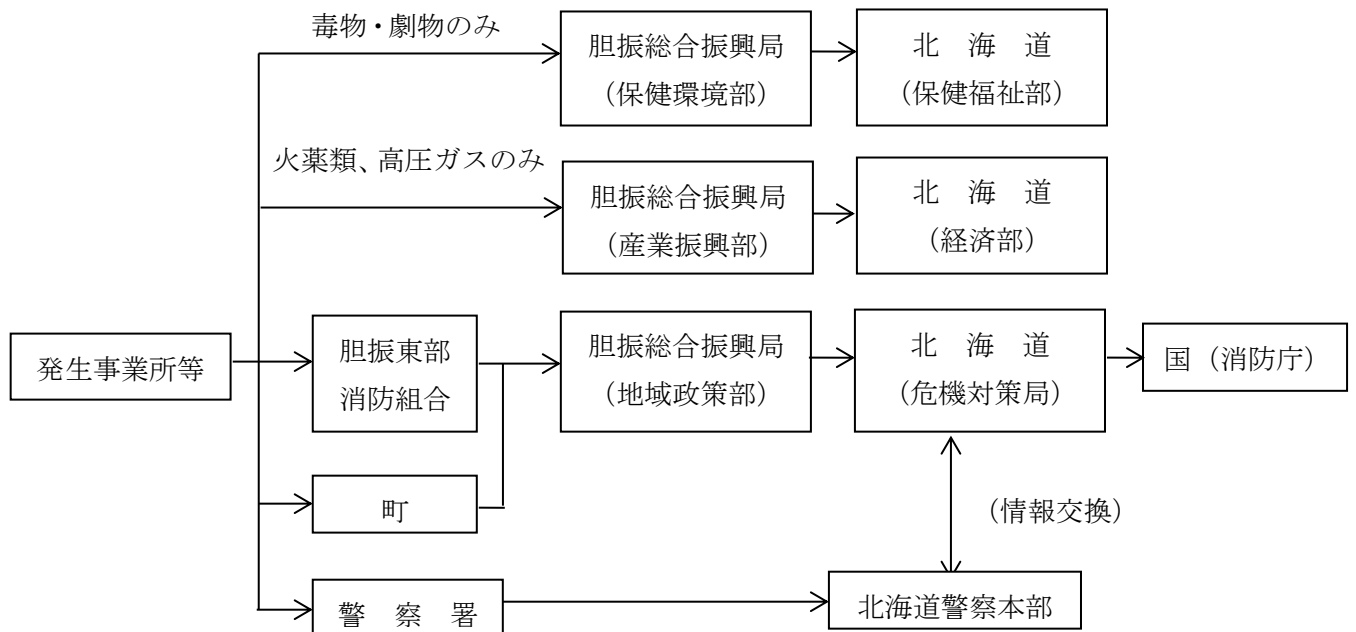
(9) 自衛隊派遣要請

危険物災害時における自衛隊派遣要請については、災害の規模や収集した被害者情報から判断し、必要がある場合には、第5章第20節「自衛隊派遣要請計画」の定めにより、北海道知事（胆振総合振興局長）に要請を依頼するものとする。

(10) 広域応援

町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章21節「広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村及び北海道へ応援要請をするものとする。

別記 情報通信連絡系統図



第9節 大規模な火事災害対策計画

死傷者が多数発生する等大規模に火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び胆振東部消防組合が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

1 災害予防

町及び胆振東部消防組合は、それぞれの組織を通して相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するために必要な予防策を実施するものとする。

(1) 大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

(2) 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握のうえ、被害想定を作成するよう努める。

(3) 予防査察の実施

多数の人が出入りする施設、事業所等の防火対象物にたいして、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

(4) 防火管理者制度の推進

防火管理者に関する講習会を開催し、防火管理者の知識向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

(5) 防火思想の普及

全道火災予防運動、防災週間を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。高齢者宅の防火訪問を実施する等災害時要配慮者対策に十分に配慮する。

(6) 自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織、婦人防火クラブ等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動の実践を推進する。

(7) 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能に備えて、防火水槽の配備、海水・河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努める。

(8) 防火訓練の実践

関係機関、地域住民等と相互に連携して実質的な消火救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、

必要に応じ体制等の改善を行なう。

(9) 火災警報

町長は、胆振総合振興局長から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災警報発令条件（第4章第2節「消防計画」）となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第22条に基づき火災警報を発令する。

2 災害応急対策

(1) 情報通信

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

ア 情報通信連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別記のとおりとする。

イ 実施事項

(ア) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

(イ) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

(ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行なうものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、町及び各関係機関が被災者の家族等、地域住民等に対して行なう広報は、第5章第4節「災害広報計画」の定めるもののほか、次により実施するものとする。

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 家族等の安否状況
- (3) 医療機関等の情報
- (4) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (5) その他必要な事項

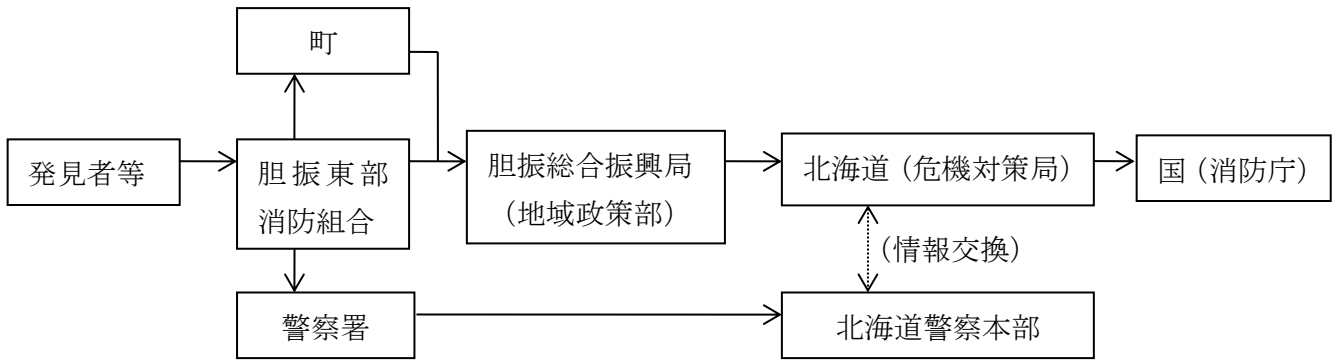
イ 地域住民への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- (1) 災害の状況
- (2) 被災者の安否情報

- (3) 医療機関等の情報
 - (4) 関係機関の実施する応急対策の概要
 - (5) 避難の必要性等、地域に与える影響
 - (6) その他必要な事項
- (3) 応急活動体制
- ア 町の災害対策組織
町長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を行なう。
 - イ 防災関係機関の災害対策組織
関係機関の長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。
- (4) 消防活動
- 消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を行なうものとする。
- ア 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。
 - イ 避難場所・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。
 - ウ 消火、飛火警戒等においては、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を実施する。
- (5) 避難措置
- 町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第5節「避難救出計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。
- (6) 救助救出及び医療救護活動等
- 町及び関係機関は、第5章第5節「避難救出計画」及び第5章第10節「医療及び助産計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。
- また、町及び関係機関は、第5章第13節「行方不明者の捜索及び収容処理並びに埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。
- (7) 交通規制
- 北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第18節「災害警備計画」の定めるところにより必要な交通規制を実施するものとする。
- (8) 自衛隊派遣要請
- 大規模な火事災害時における自衛隊派遣要請については、第5章第20節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより北海道知事（胆振総合振興局長）に要請を依頼するものとする。
- (9) 広域応援
- 町及び胆振東部消防組合は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第21節「広域応援計画」の定めるところにより他の消防機関、他の市町及び北海道へ応援を要請する。

別記1 情報通信連絡系統図



第10章 災害復旧計画

災害復旧にあたっては、災害の再発生を防止するため、公共施設等の復旧は単なる原型復旧にとどまらず、必要な改良復旧を行うなど将来の災害に備える計画とし、災害応急対策計画に基づき、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して計画し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。

第1節 実施責任者

指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関及びその他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者は、被災した施設及び設備等について迅速、的確に被害状況を調査し、これに基づき復旧計画を作成して実施するものとする。

第2節 復旧事業計画

公共事業の災害復旧事業計画は、次の計画を作成し、事業にあたるものとする。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ア 河川
 - イ 海岸
 - ウ 砂防設備
 - エ 地すべり防止施設
 - オ 急傾斜地崩壊防止施設
 - カ 道路
 - キ 港湾
 - ク 漁港
 - ケ 下水道
 - コ 公園
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 都市施設災害復旧事業計画
- (4) 上水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (8) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (9) その他の災害復旧事業計画

第3節 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は別に法律で定めるところにより、予算の範囲内において国及び北海道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

なお、事業別国庫負担及び補助率は、北海道地域防災計画の定める基準による。

第4節 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、町は被害の状況を速やかに調査、把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

第11章 防災訓練計画

災害応急対策を円滑かつ迅速に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ、又は他の災害予防責任者と共同で行う防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練は、本計画の定めるところによる。

第1節 訓練実施機関

訓練は、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。

また、学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、災害時要配慮者を含めた地域住民等の地域に関する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

第2節 訓練の種別及び実施要領

(1) 訓練の種別は次のとおりである。

- ア 水防訓練
- イ 消防訓練
- ウ 情報通信訓練
- エ 避難救出訓練
- オ 非常招集訓練
- カ 総合訓練
- キ 防災図上訓練

(2) 実施要領

町が上記の訓練を実施する場合は、その都度実施要領を定めて行うものとする。

第3節 民間団体との連携

町は、防災の日や防災週間等を考慮しながら、自主防災組織、ボランティア及び災害時要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。

第4節 複合災害に対応した訓練の実施

町は、地域特性に応じて発生する可能性が高い複合災害で想定した図上訓練や実働訓練等の実施に努めるものとする。

第12章 防災思想普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

町職員及び町民に対する災害予防応急対策等防災知識の普及は、本計画の定めるところによる。

第1節 実施責任者

- (1) 町及び防災関係機関は、災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、研修、訓練を行なうとともに、一般住民に対して防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。
- (2) 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要配慮者に十分配慮し、地域において災害時要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- (3) 公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

第2節 普及・啓発の方法

防災思想、知識の普及、啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行なうものとする。

- (1) 各種防災訓練の参加普及
- (2) 防災行政用無線、ホームページの活用
- (3) スライド、ビデオ、パソコンデータ等の作成及び活用
- (4) 広報車両の利用
- (5) 研修、講習会、講演会等の開催
- (6) 学校教育における特別授業の開催
- (7) その他

第3節 普及・啓発を要する事項

- (1) 厚真町地域防災計画の概要
- (2) 災害の予防措置
 - ア 自助（備蓄の心得）
 - イ 防災の心得
 - ウ 火災予防の心得
 - エ 台風襲来時の家庭の保全方法
 - オ 農作物の災害予防事前措置
 - カ 船舶等の避難措置
 - キ 津波時の避難措置
 - ク その他

第4節 災害の応急措置

- ア 災害対策の組織、編成、分掌事項
- イ 災害の調査及び報告の要領、連絡方法
- ウ 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
- エ 災害時の心得
 - (ア) 気象情報の種別と対策
 - (イ) 避難時の心得
 - (ウ) 被災世帯の心得
- (1) 災害復旧措置
 - ア 被災農作物に対する応急措置
 - イ その他
- (2) その他必要な事項

第5節 学校等教育関係機関における防災思想の普及・啓発

- (1) 学校においては、児童生徒に対し、災害の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- (2) 児童生徒等に対する防災教育の充実を図るため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実等に努める。
- (3) 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。

第6節 地域住民における防災思想の普及・啓発

自治会・町内会及び自主防災組織、社会教育団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努め、地域防災力の強化を進める。

第7節 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。